

- 子どもは、小城市のたから -

第2期

小城市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

小城市

目次

第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画策定の趣旨.....	2
3 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要.....	3
(1) 子ども・子育て支援給付（3つの給付）.....	3
(2) 保育の必要性の認定区分.....	3
(3) 地域子ども・子育て支援事業.....	4
(4) 対象となる子ども.....	4
4 計画の位置づけ.....	5
(1) 根拠となる法令、関連計画との関係.....	5
5 計画の期間.....	6
6 計画の策定体制.....	6
(1) 小城市子ども・子育て会議の設置.....	6
(2) 就学前の子ども及び小学生の保護者アンケートの実施.....	8
第2章 小城市の子ども・子育てを取り巻く環境	9
1 人口・世帯・人口動態・子どもの人数等.....	9
(1) 総人口・年齢構成・人口の推移.....	9
(2) 世帯の状況.....	11
(3) 自然動態・社会動態.....	11
(4) 出生の状況.....	12
(5) 婚姻・離婚の状況.....	13
(6) 就労の状況.....	14
(7) 子ども数の推計.....	15
2 教育・保育施設の状況.....	16
3 地域子ども・子育て支援事業の状況.....	18
地域子育て支援拠点事業.....	18
妊婦健康診査.....	18
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）.....	19
養育支援訪問事業.....	19
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）.....	19
一時預かり事業.....	19
延長保育事業.....	20
病児保育事業.....	20
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）.....	20
4 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果（概要）.....	21

5 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果からの課題	45
第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方	47
1 基本理念.....	47
2 基本的な施策の体系と方針.....	48
第4章 次世代育成支援に関する施策	51
1 地域における子育ての支援.....	51
(1) 地域における子育て支援サービスの充実	51
(2) 子どもの健全育成	53
(3) 経済的支援の充実	54
2 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進	55
(1) 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保.....	55
(2) 子どもの健やかな成長と育児不安の軽減	55
(3) 食育の推進	56
(4) 思春期の保健対策と健康教室の推進.....	57
(5) 小児医療の環境整備等	57
(6) 不妊に関する取り組み	57
3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	58
(1) 次代を担う親の育成.....	58
(2) 家庭や地域の教育力の向上.....	58
(3) 子どもの「生きる力」の育成に向けた学校教育環境等の整備	59
(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	61
4 子育てを支援する生活環境の整備.....	62
(1) 良質な住宅の確保	62
(2) 安全な道路交通環境の整備.....	62
(3) 安心して外出できる環境の整備	62
5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現の推進.....	63
(1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等.....	63
(2) 仕事と子育ての両立の推進.....	63
6 子ども等の安全の確保	64
(1) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進.....	64
(2) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	64
7 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進.....	65
(1) ひとり親家庭等の自立支援の促進	65
(2) 障がいのある子どもへの支援.....	66
(3) 児童虐待等対策の充実.....	67
第5章 教育・保育提供区域の設定	68
1 教育・保育提供区域の定義.....	68

2 教育・保育提供区域の設定.....	69
第6章 幼児期の学校教育・保育の充実.....	71
1 「量の見込み」と「確保の内容」について.....	71
2 幼児期の学校教育・保育の提供.....	73
1号認定（3-5歳・教育のみ・認定こども園幼稚園部）.....	73
2号認定（3-5歳・教育希望／保育必要・認定こども園保育園部）.....	74
3号認定（0歳・保育必要・認定こども園保育園部）.....	75
3号認定（1-2歳・保育必要・認定こども園保育園部）.....	76
3 教育・保育の一体的提供推進.....	77
4 教育・保育施設の質の向上及び教育・保育等の円滑な利用について.....	78
5 幼・保・小連携の体制強化.....	80
6 地域型保育事業と教育・保育施設との連携、地域一体の支援.....	80
第7章 地域子ども・子育て支援事業等の実施.....	81
1 地域子ども・子育て支援事業.....	81
① 利用者支援事業.....	81
② 地域子育て支援拠点事業.....	82
③ 妊婦健康診査.....	83
④ 乳児家庭全戸訪問事業.....	84
⑤ 養育支援訪問事業.....	85
⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ）.....	86
⑦ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）：就学児対象.....	87
⑧ 一時預かり事業.....	88
⑨ 延長保育事業.....	89
⑩ 病児保育事業.....	90
⑪ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）.....	91
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	96
⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業.....	96
2 産休・育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保.....	98
3 専門的な知識及び技術を要する支援の具施策との連携.....	98
（1）児童虐待防止対策の充実.....	98
（2）ひとり親家庭の自立支援の推進.....	99
（3）障がい児施策の充実.....	99
4 職業生活と家庭生活との両立支援に向けた雇用環境の整備.....	100
5 子どもの安心・安全な環境の充実.....	101
第8章 生活困難な子育て世帯への支援の充実について.....	103
1 背景と施策の基本目標.....	103
2 施策の展開について.....	103

第9章 計画の推進体制	105
1 関係機関等との連携.....	105
2 計画の達成状況の点検・評価.....	106
資料編	107
小城市子ども・子育て会議条例.....	107
審議会等の会議の公開に関する指針.....	109
令和元年度 小城市子ども・子育て会議 委員名簿.....	111
用語解説.....	112

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の背景

近年、わが国においては、急速な少子化の進行（平成30年合計特殊出生率1.42）や核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下していると言われてしています。

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進行、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況下、国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成させる環境を整備するため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。さらに、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度の施行以来、「待機児童解消加速化プラン」、「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備や、保育士等の処遇改善等、幼児教育・保育・子育て支援の量的拡充と質の向上に取り組み、令和元年10月からは、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）等に基づく幼児教育・保育の無償化が開始されています。

小城市でも、これまで次世代育成支援行動計画（計画期間：平成17～26年度）に基づき、子育てに係る各種計画を展開してきました。近年の社会情勢に対応し、児童へのさらにきめ細やかな取り組みが求められており、子ども・子育て支援を、質・量ともに充実させるとともに、家庭、職域、地域など、社会の構造、全てが子ども・子育て支援への理解を深め、協働してそれぞれの役割を果たすことが必要となっています。

また、令和元年子ども・子育て支援法の改正により、「子どもの保護者の経済的負担軽減について適切に配慮されたもの」と基本理念に追加されたことに対応したものが、幼児教育・保育の無償化になります。

「第2期小城市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）は、そうした取り組みを通じて全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指して策定するものです。

2 計画策定の趣旨

急速な少子化を背景に、子どもを取り巻く環境が変化する中、社会全体で子ども・子育てを支援することが重要となっています。このような状況の下、国では「新エンゼルプラン」（平成11年）や「次世代育成支援対策推進法」（平成15年）に基づき、少子化対策や就労等の支援対策を実施し、平成27年度より子ども・子育て支援新制度を施行しました。

小城市においては平成27年度より子ども・子育て支援新制度を踏まえて、また、これまで実施してきた「次世代育成支援行動計画」も包含し、全ての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援施策の方向性や目標を定め、子育て支援に取り組んできました。

依然として、子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、「子どもは、小城市のだから」という小城市の基本とする考え方のもと「子どもが自分らしく笑顔で育っていけるまち」を基本理念として踏襲し、幼児教育・保育の無償化にも対応した「第2期小城市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

平成27年4月施行

子ども・子育て支援新制度

- 子ども・子育て支援法
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法の一部改正法）
- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（上記2法による児童福祉法等の改正）

3 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要

新制度においては、市町村は「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」を実施することになります。

(1) 子ども・子育て支援給付（3つの給付）

種類	対象事業
(ア)施設型給付※	幼稚園、保育所、認定こども園
(イ)地域型保育給付※	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
(ウ)児童手当	(従来通り)

※(ア)施設型給付、(イ)地域型保育給付は、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき保育の必要性を認定(認定区分)した上で給付。(子ども・子育て支援法第19条)

(2) 保育の必要性の認定区分

新制度では、保護者の就労状況等により教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、保護者の申請に基づいて市町村が認定を行います。この認定区分に応じて、教育・保育施設等（幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育）の利用先が決まります。

区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	3～5歳	なし(学校教育)	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	あり(保育認定)	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳	あり(保育認定)	保育所、認定こども園、地域型保育

(子ども・子育て支援法第19条)

(3) 地域子ども・子育て支援事業

市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画により、以下の事業を実施することとされています。

	事業名
①	利用者支援事業
②	地域子育て支援拠点事業
③	妊婦健康診査
④	乳児家庭全戸訪問事業
⑤	養育支援訪問事業
⑥	子育て短期支援事業
⑦	ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)
⑧	一時預かり事業
⑨	延長保育事業
⑩	病児保育事業
⑪	放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑬	多様な事業者の参入促進・能力活用事業

※「①」等＝本計画掲載上の項番

(子ども・子育て支援法第59条)

(4) 対象となる子ども

0歳	1～5歳	6～11歳	12～17歳
乳児期	幼児期	小学生	中学生以上
幼児期の学校教育・保育			
地域子ども・子育て支援事業 (右記・下記以外)		地域子ども・子育て支援事業 「放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)」	
地域子ども・子育て支援事業「利用者支援事業」「養育支援訪問事業」			
子ども・子育て支援法における「子ども」とは、 十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者(第6条)			

4 計画の位置づけ

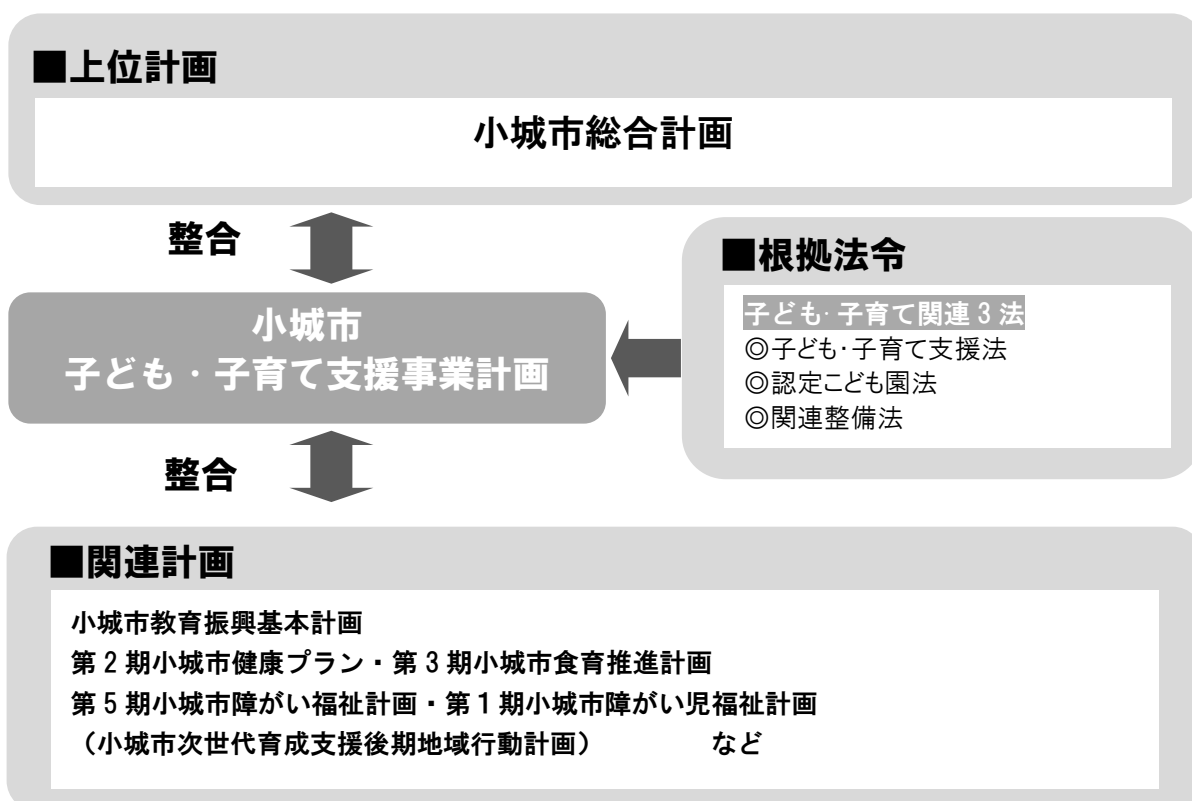
(1) 根拠となる法令、関連計画との関係

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものであり、小城市の子どもと子育て家庭を対象として、市が今後進めていく施策の方向性・目標等を定めたものです。

また、社会全体で子ども・子育て・親育ちを支援していくため、新制度に沿って、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

策定に当たっては、子ども・子育て支援を始め、関連の深い「小城市次世代育成支援後期地域行動計画」「第2次小城市教育振興基本計画」等における取り組みを踏まえ、同時に上位計画となる小城市総合計画と整合性を持ったものとしています。

さらに、「小城市次世代育成支援後期地域行動計画」を本計画の中で一体的に策定して継承し、本計画を次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」としても位置づけています。



(参考)子ども・子育て支援法第61条

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

5 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

計画最終年度には、それまでの成果と課題などを踏まえた見直しを行った上で、新たに次期5年間の計画を策定します。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
第1期計画推進期間					第2期計画推進期間					次期
				見直し 年度					見直し 年度	

6 計画の策定体制

(1) 小城市子ども・子育て会議の設置

本計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「小城市子ども・子育て会議」を下記のように設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。

(1) 設置根拠

子ども・子育て支援法第77条第1項

(2) 所掌事項

- ア 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員の設定に関する事
- イ 特定地域型保育事業（小規模保育等）の利用定員の設定に関する事
- ウ 小城市子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関する事
- エ 子ども・子育て支援に関する施策の推進について必要な事項及び施策の実施状況の調査審議に関する事

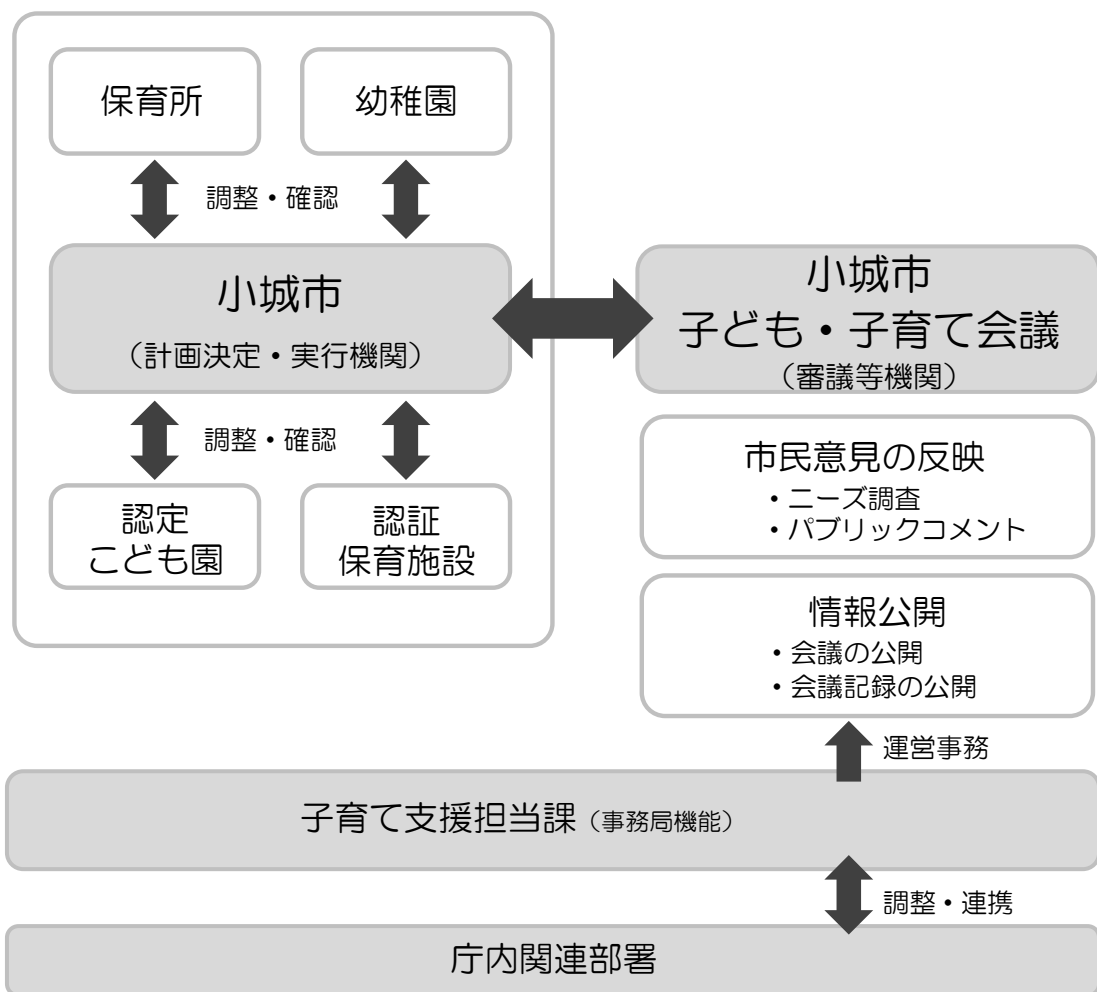
(3) 委員構成

小城市子ども・子育て会議条例第2条該当委員子ども・子育て支援に関し
学識経験のある者、子ども・子育て支援に関する事業従事者、子どもの保護者等
(15人以内)

(4) 任期

委嘱日より2年

➤ 子ども・子育て会議と関係団体等



(2) 就学前の子ども及び小学生の保護者アンケートの実施

本計画の策定に当たり、次の2点を目的として、アンケート（以下、ニーズ調査）を実施しました。

- 就学前の子ども及び小学生の保護者の子育てに関する意識・意見を把握する
- 子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要量を推計する基礎データを得る

○調査名： 小城市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

○調査対象： 1 就学前の子どものいる世帯1,000世帯
2 小学生1～6年生のいる世帯1,000世帯

○調査期間： 平成30年12月～平成31年1月

○調査方法： 1 就学前の子どもは郵送による配布・回収及び
保育所・幼稚園で配布・回収
2 小学生は小学校で配布・回収

○配布・回収状況：

種 別	配布数	回収数	回収率
1 就学前児童のいる世帯	1,000 票	645 票	64.5%
2 小学生児童のいる世帯	1,000 票	701 票	70.1%

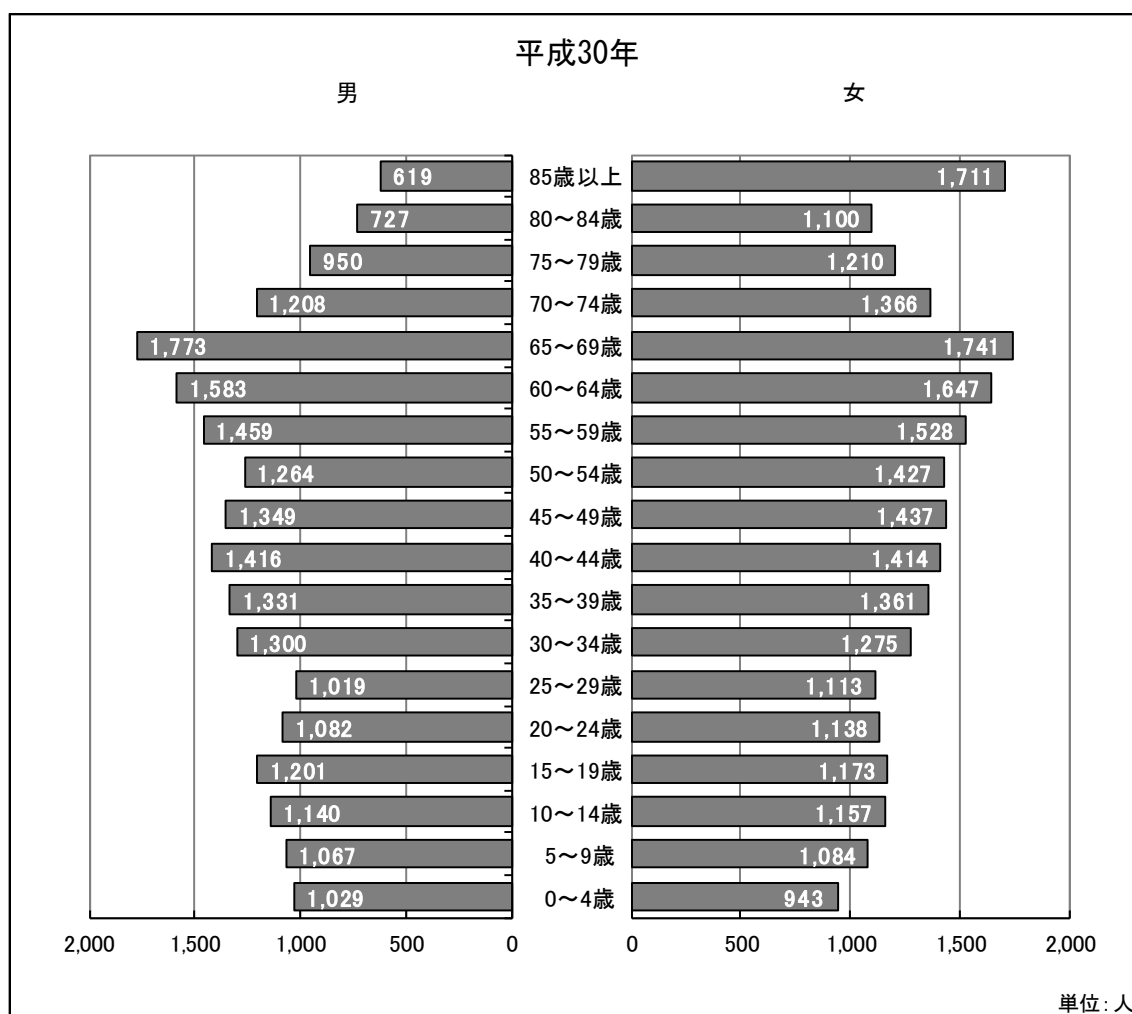
第2章 小城市の子ども・子育てを取り巻く環境

1 人口・世帯・人口動態・子どもの人数等

(1) 総人口・年齢構成・人口の推移

小城市の平成30年10月1日における総人口は45,342人（男性21,517人、女性23,825人）となっています。年齢構成では第1次ベビーブーム世代を含む60代後半が多くなっています。45歳以上では男性よりも女性の方が多く、14歳以下では男女とも年齢層が低くなるに従い人口が少なくなっています。

▶ 小城市の人口ピラミッド

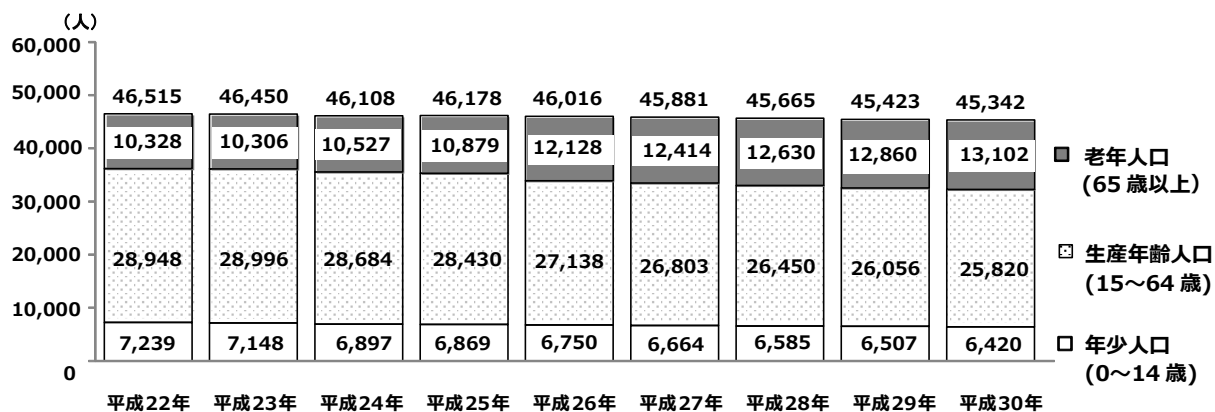


(平成30年10月1日 住民基本台帳)

年少人口が平成22年から平成30年までの8年間で819人減少し、全体に占める割合は1.4%減少しています。0歳児は平成22年から平成30年までの8年間で51人減少しており、平成30年には380人を下回っています。

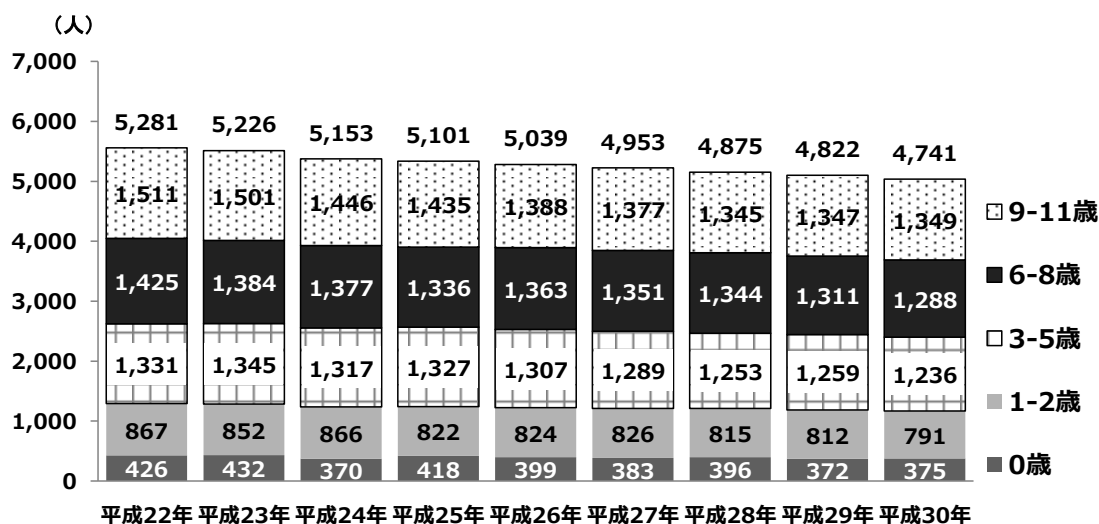
老年人口は平成22年から平成30年までの8年間で2,774人増加しました。ただ、全体に占める割合は6.7%増加して、少子高齢化が進行しています。

▶ 総人口の推移(年齢3区分別・各年10月1日現在)



(小城市住民基本台帳)

▶ 児童人口の推移(各年10月1日現在)

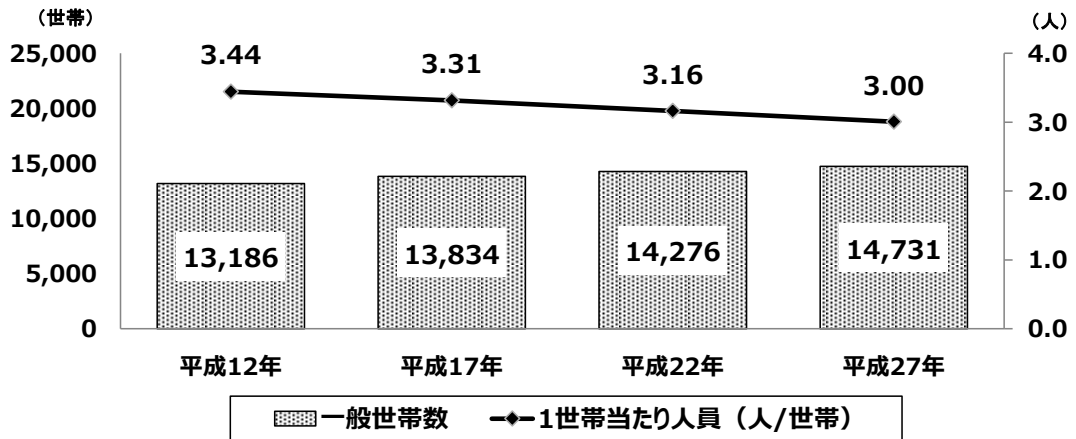


(小城市住民基本台帳)

(2) 世帯の状況

世帯数は平成12年以降、増加傾向にあります。1世帯当たり人員は減少しており、核家族化が進行しています。

➤ 一般世帯数及び1世帯当たり人員の推移



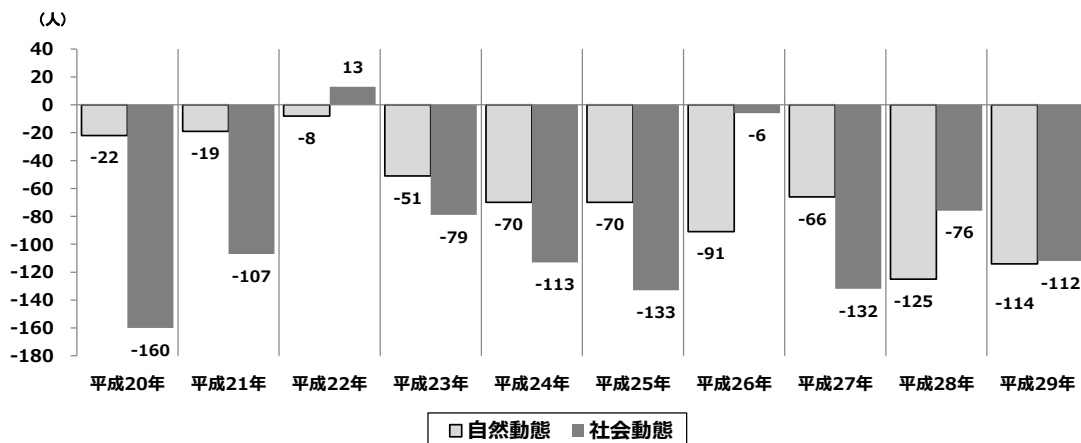
(国勢調査)

(3) 自然動態・社会動態

自然動態（出生数－死亡数）は、平成20年以降マイナスとなっております。死亡数が出生数を上回りマイナス傾向となり、人口減少の要因となっております。

社会動態（転入数－転出数）は、平成20年以降、平成22年のみプラスになっていますが、その他の年はマイナスとなっております。転出が転入を上回りマイナス傾向となり、人口減少の要因となっております。

➤ 自然動態・社会動態の推移

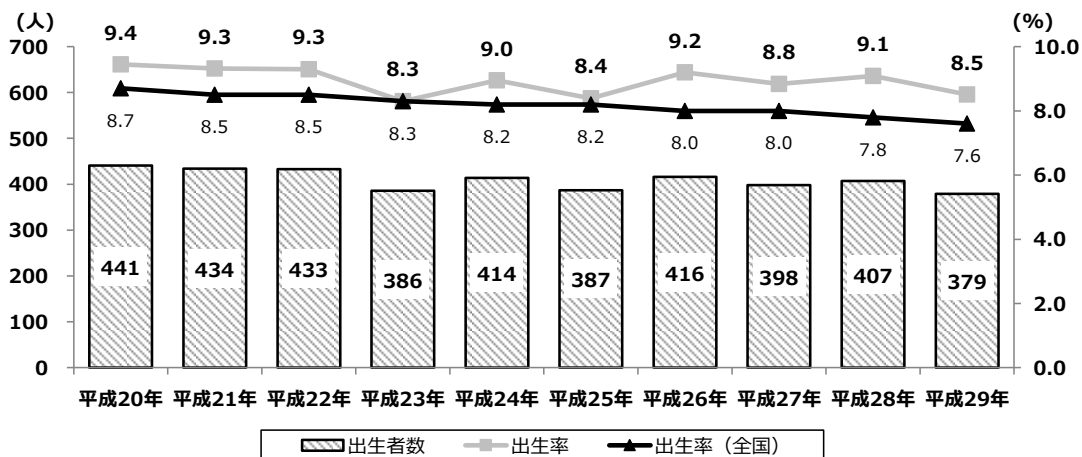


(厚労省人口動態統計)

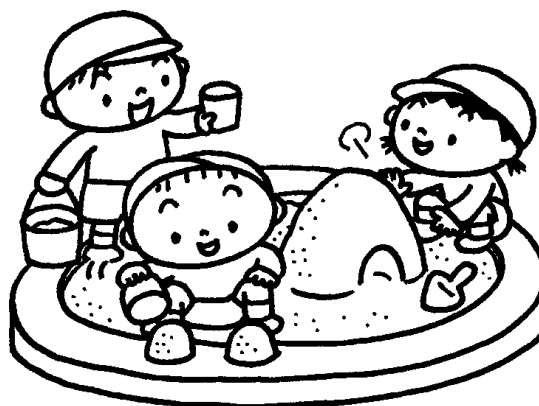
(4) 出生の状況

出生者数は、平成20年以降減少傾向にあり増加と減少を繰り返しています。出生率（人口千人当たりの出生者数）は年度により高低がありますが、全国平均を上回る数値で推移しています。

▶ 出生者数・出生率の推移



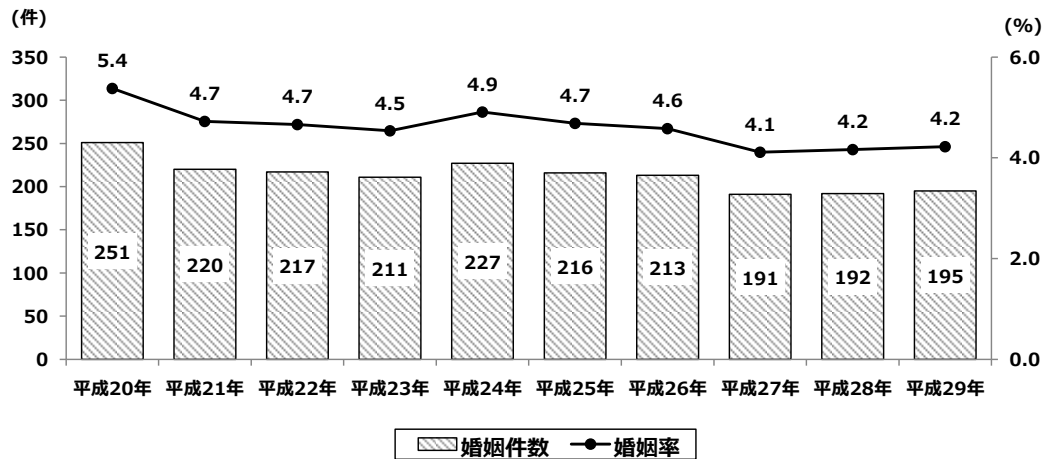
(厚労省人口動態統計)



(5) 婚姻・離婚の状況

婚姻件数、婚姻率（人口当たりの婚姻件数）は、平成20年に高い数見がみられます。以降は年度により多少の増減があるものの、極端な上昇・下降傾向はないです。

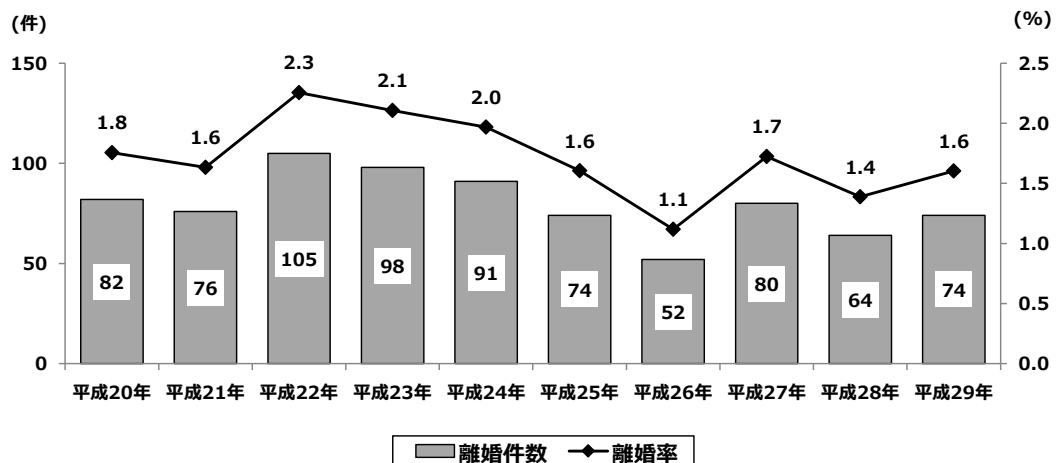
▶ 婚姻件数及び婚姻率の推移



(厚労省人口動態統計)

離婚件数、離婚率（人口千人当たりの離婚件数）は、平成20年以降減少と増加を繰り返しています。近年は多少離婚件数が減る傾向にあります。

▶ 離婚件数及び離婚率の推移



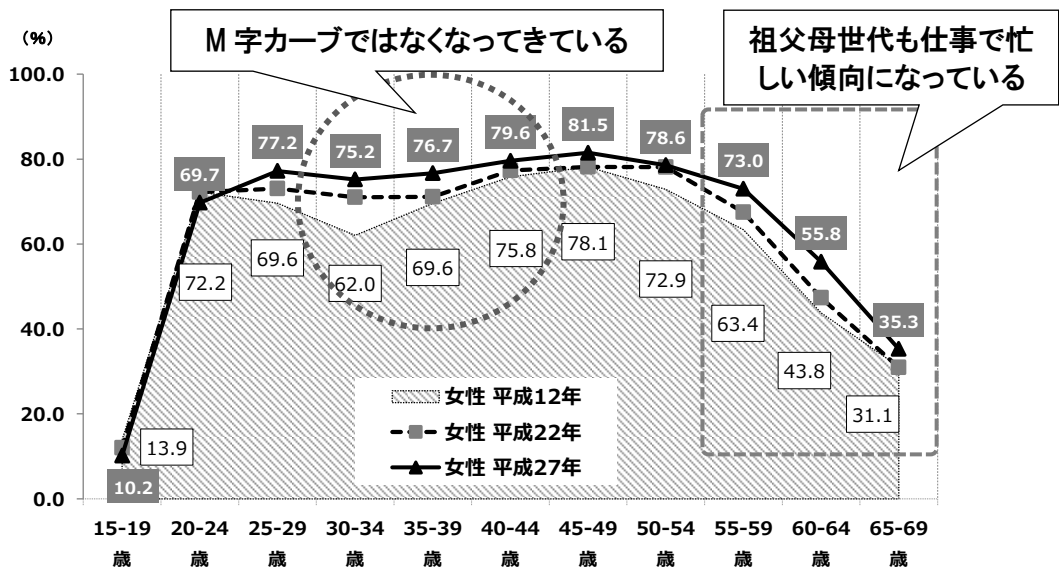
(厚労省人口動態統計)

(6) 就労の状況

小城市における25～39歳の子育て世代の女性の就業率をみると、平成27年の25～29歳では72.7%、30～34歳では75.2%、35～39歳では76.7%であり、平成12年と平成27年を比較すると25歳以上の全ての世代で、上昇傾向がみられます。

また、子育て世代の祖父母世代に当たる50～64歳代をみると、平成27年の50～54歳では78.6%、55～59歳では73.0%、60～64歳では55.8%であり、これらの年齢世代でも上昇傾向となっています。全体的な傾向でいうと、年齢別就業率のグラフが台形となってきており、日本全体の女性の年齢階級別労働力率と同様な状況を示しています。

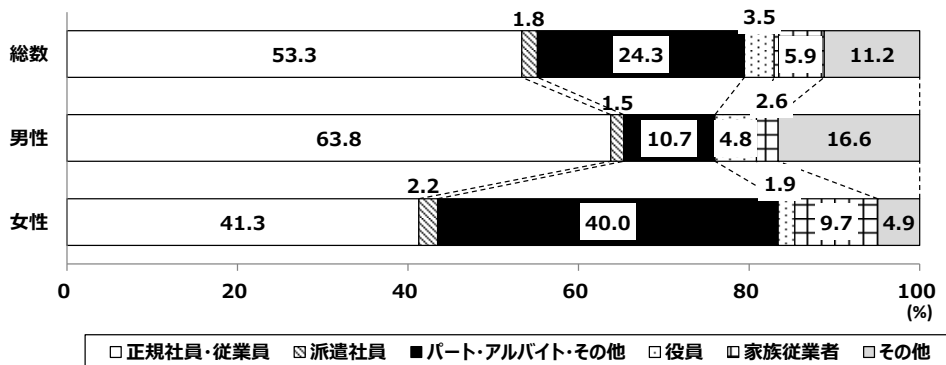
▶ 年齢別就業率の推移



(国勢調査、平成12年は小城市、三日月町、牛津町、芦刈町4町合計値です)

就業者の従業上の割合をみると、男性は「正規社員・従業員」が6割弱を占め、女性は「正規社員・従業員」と「パート・アルバイト・その他」の割合がほぼ同じ比率で最も多く、次いで「家族従業者」となっています。

▶ 従業上の地位別従業者数の割合



(平成27年国勢調査)

(7) 子ども数の推計

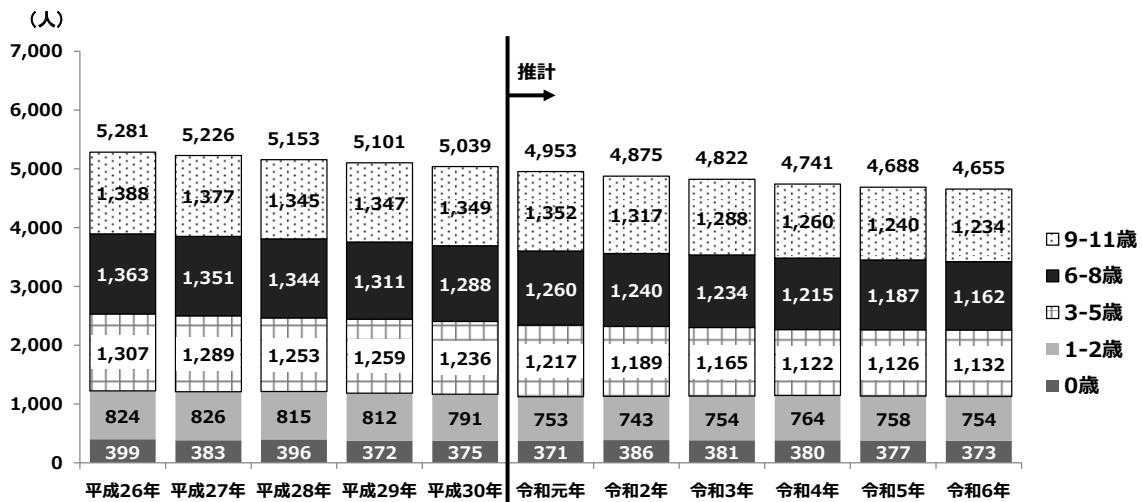
令和6年までの子ども数の推計結果は次の通りです。0～5歳、6～11歳ともに微減傾向が見込まれ、子ども数は減少していくものと推計されます。

平成26～30年（各10月1日現在）の住民基本台帳データを基に、国の手引きに沿ったコーホート変化率法を用いて、人口推計したものです。コーホート変化率は過去4区間の幾何平均値を使用し、出生率は過去4区間の経年変化（平成26～30年のトレンド）で推計し、計算しています。

▶ 児童人口の実績と推計

	実績(各年10月1日)					推計(各年4月1日)						伸び率 (H30-R6)
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
0歳	399	383	396	372	375	371	386	381	380	377	373	-0.5%
1歳	410	414	402	415	381	375	371	386	381	380	377	-1.0%
2歳	414	412	413	397	410	378	372	368	383	378	377	-8.0%
3歳	426	407	417	417	396	410	378	372	368	383	378	-4.5%
4歳	455	433	409	432	410	400	414	382	375	371	386	-5.9%
5歳	426	449	427	410	430	407	397	411	379	372	368	-14.4%
6歳	473	432	450	430	404	431	408	398	412	380	373	-7.7%
7歳	453	472	429	454	428	404	431	408	398	412	380	-11.2%
8歳	437	447	465	427	456	425	401	428	405	395	409	-10.3%
9歳	459	439	451	463	433	459	428	404	431	408	398	-8.1%
10歳	478	462	430	453	461	431	457	426	402	429	406	-11.9%
11歳	451	476	464	431	455	462	432	458	427	403	430	-5.5%

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	伸び率 (H30-R6)
0歳	399	383	396	372	375	371	386	381	380	377	373	-0.5%
1-2歳	824	826	815	812	791	753	743	754	764	758	754	-4.7%
3-5歳	1,307	1,289	1,253	1,259	1,236	1,217	1,189	1,165	1,122	1,126	1,132	-8.4%
小計	2,530	2,498	2,464	2,443	2,402	2,341	2,318	2,300	2,266	2,261	2,259	-6.0%
6-8歳	1,363	1,351	1,344	1,311	1,288	1,260	1,240	1,234	1,215	1,187	1,162	-9.8%
9-11歳	1,388	1,377	1,345	1,347	1,349	1,352	1,317	1,288	1,260	1,240	1,234	-8.5%
合計	5,281	5,226	5,153	5,101	5,039	4,953	4,875	4,822	4,741	4,688	4,655	-7.6%



(実績:住民基本台帳各10月1日現在、推計は各4月1日)

2 教育・保育施設の状況

●幼稚園の利用状況

幼児の教育施設は「晴田幼稚園」「三日月幼稚園」（以上、公立幼稚園）、「小城ルーテルこども園」「牛津ルーテルこども園」「牛津こどもの森」「あしかりこども園」（以上、認定こども園の幼稚園施設）、の6施設があり、その利用状況（合計）は下記のようになっています。

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
定員数(人)		640	535	534	475	459
利用人数 (市内6施設)	2歳	12	7	6	1	1
	3歳	128	118	108	112	91
	4歳	132	133	125	108	105
	5歳	149	129	131	122	99
合 計		421	384	370	343	296

(年度末時点)

●保育所の利用状況

「小城保育園」「三里保育園」「砥川保育園」（以上、公立保育園）、「いわまつ保育園」「たちばな保育園」「さくら保育園」「おひさま保育園」（以上、私立保育園）、「小城ルーテルこども園」「牛津ルーテルこども園」「牛津こどもの森」「あしかりこども園」（以上、私立認定こども園の保育施設）の11施設があり、その利用状況（合計）は下記のようになっています。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
定員数(人)		1218	1218	1228	1244
利用人数 (市内 11 施設)	0歳	96	96	96	95
	1歳	165	174	166	166
	2歳	195	181	198	191
	3歳	187	223	214	227
	4歳	204	200	240	228
	5歳	226	206	209	251
合 計		1073	1080	1123	1158

(年度末時点)

●小規模保育施設の利用状況

小規模保育施設では、柔軟な対応や家庭的な雰囲気保育が実施されており、「みどり保育園」「小規模保育園 おほほ」「砥川みのり小規模保育園」の3施設があり、その利用状況（合計）は下記のようになっています。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
定員数(人)		14	14	15	24
利用人数 (市内4施設)	0歳	3	3	3	5
	1歳	1	3	4	8
	2歳	5	5	5	8
	3歳	—	—	—	—
	4歳	—	—	—	—
	5歳	—	—	—	—
合 計		9	11	12	21

(年度末時点)

●企業主導型保育事業の利用状況

市内の企業主導型保育施設は「すまいる保育園」の1施設があり、その利用状況（合計）は下記のようになっています。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
定員数(人)		—	—	—	—
利用人数 (市内1施設)	0歳	—	—	—	7
	1歳	—	—	—	6
	2歳	—	—	—	4
	3歳	—	—	—	1
	4歳	—	—	—	0
	5歳	—	—	—	0
合 計		—	—	—	18

(年度末時点)

3 地域子ども・子育て支援事業の状況

本計画の「地域子ども・子育て支援事業」に当たる事業のうち、これまでの実施状況等は以下の通りです。

地域子育て支援拠点事業

子育てひろばとして「ゆうゆう広場」（小城市児童センター「ゆうゆう」で開催）、「であいの広場」（牛津保健福祉センター「アイル」で開催）、「なかよし広場」（小城保健福祉センター「桜楽館」で開催）の3つの活動が行われています。また、「なかよし広場」のサテライト会場として、芦刈保健福祉センター「ひまわり」でも活動が行われています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数(人)	18,629	17,941	16,229	16,440
箇所数(か所)	3	3	3	3
サテライト会場利用者数(人)	—	—	1,206	2,017

(年延べ)

妊婦健康診査

医療機関において利用できる健診票を14枚発行する形で実施しています。利用回数ベースでは80%弱の利用率となり、各自の事情等により全14回を使い切っていないことが伺えますが、利用者ベースでみると対象者の100%が利用しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	400	404	411	415
利用率 (利用者ベース)	100%	100%	100%	100%
利用数 (年間延べ回数)	4,868	4,223	4,116	4,395
利用率 (利用回数ベース)	86.9%	74.7%	71.5%	75.6%

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

保健師・母子保健推進員による訪問を実施しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数(件数)	397	369	355	388
実施率(%)	100%	100%	100%	100%

養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業や妊婦健康診査等で支援の必要な世帯を把握し、保健師及び家庭相談員等専門員による指導を行っています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問世帯数(人)	161	153	151	185

ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

小城市では「子育て相互支援事業」として実施しています。一時預かり、家事、送迎のほか、子どもが軽い病気の時、病後の回復期、家族が病気や入院などで子どもの世話ができない時などについても対応しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
依頼会員数(低学年・人)	358	430	310	288
(高学年・人)	368	448	347	252
提供会員数(人)	65	58	55	55
依頼会員の利用件数(年間)	1,957	2,433	1,787	1,997

一時預かり事業

幼稚園とファミリー・サポート・センター事業による一時預かりが行われています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数(1号認定・人)	10,277	10,871	15,953	12,676
ファミリー・サポート・センター事業(人)	1,231	1,555	1,130	1,457

(年延べ)

延長保育事業

市内保育所11か所で実施されています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数(人)	418	457	516	607

(年延べ)

病児保育事業

市外の小児科医に併設した保育施設での一時的預かりと、ファミリー・サポート・センターによる軽い病気の時、病後の回復期等の対応を実施しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数(人) (小児科医併設施設)	124	214	148	212
利用者数(人) (ファミリー・サポート・センター)	60	26	17	5

(年延べ)

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

各小学校区で放課後児童クラブを実施しています。現状は小学校1年～6年生までの児童が対象となっています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1年生(人)	202	198	193	193	234
2年生(人)	159	186	199	176	169
3年生(人)	110	121	148	157	132
4年生(人)	0	64	65	79	100
5年生(人)	0	6	23	41	39
6年生(人)	0	0	5	9	25

(年登録数)

4 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果（概要）

①調査の目的

子ども・子育て支援法第61条第4項、5項において、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、「子どもの数や施設・事業の利用に関する意向その他の事業の勘案」「子ども及び保護者の置かれている環境その他の事情の把握」が求められています。

そのため、潜在的な教育・保育の需要を把握し、子育てがよりしやすくなるための事業の把握と課題、取組への評価、要望などを把握するためにニーズ調査を行いました。

また、テーマに沿った保護者の回答傾向を把握し、課題の有無を明らかにして、個々の施策や事業等の方向性の参考にすることにします。

②調査対象・配布・回収状況

	配布数	回収数	回収率
就学前児童のいる世帯	1,000 票	645 票	64.5%
小学生児童のいる世帯	1,000 票	701 票	70.1%

③調査結果の見方

- 「調査結果」の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。
- 「n」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。
- 百分率による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を100%として算出し、本文及び図表の数字に関して全て小数第2位以下を四捨五入し、小数第1位までを表記します。この全ての割合の合計が100%にならないことがあります。
また、複数回答（2つ以上選ぶ問）の設問で全ての割合の合計が100%を超えることがあります。
- 図表中の「0.0」は四捨五入の結果又は、回答者が皆無であることを表します。
- 質問文を一部省略しています。
- グラフ及び文章中、選択肢を一部省略しています。
- 有効回答数とするため、無回答は除外して集計をしています。

●テーマに沿ったアンケート回答傾向の把握について

■テーマ1 アンケート結果から見る教育・保育の需要について

→ 今後の教育・保育の需要量を推察し、見込み量と確保策の検討につなげる。

■テーマ2 孤立や疎遠状況の推察について（社会参加・地域交流について）

→ 子育て支援ネットワークの構築と地域共生社会への道筋につなげる。

■テーマ3 アンケート結果から見られる子育て支援の満足度について

→ 計画、施策の成果（アウトカム）と捉えて評価し、今後の取組検討につなげる。

■テーマ4 子育ての相談先・相談相手について

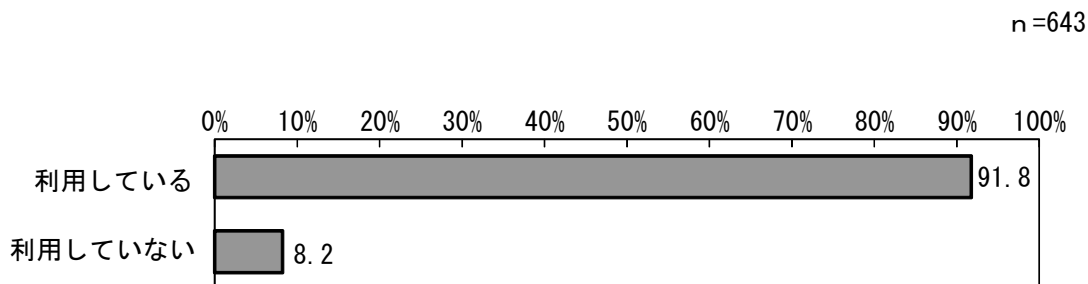
→ 相談先や相談相手の傾向を把握し、情報提供の手段や方法、今後の取組検討につなげる。

テーマ1 アンケート結果から見る教育・保育の需要について

●就学前児童の保護者

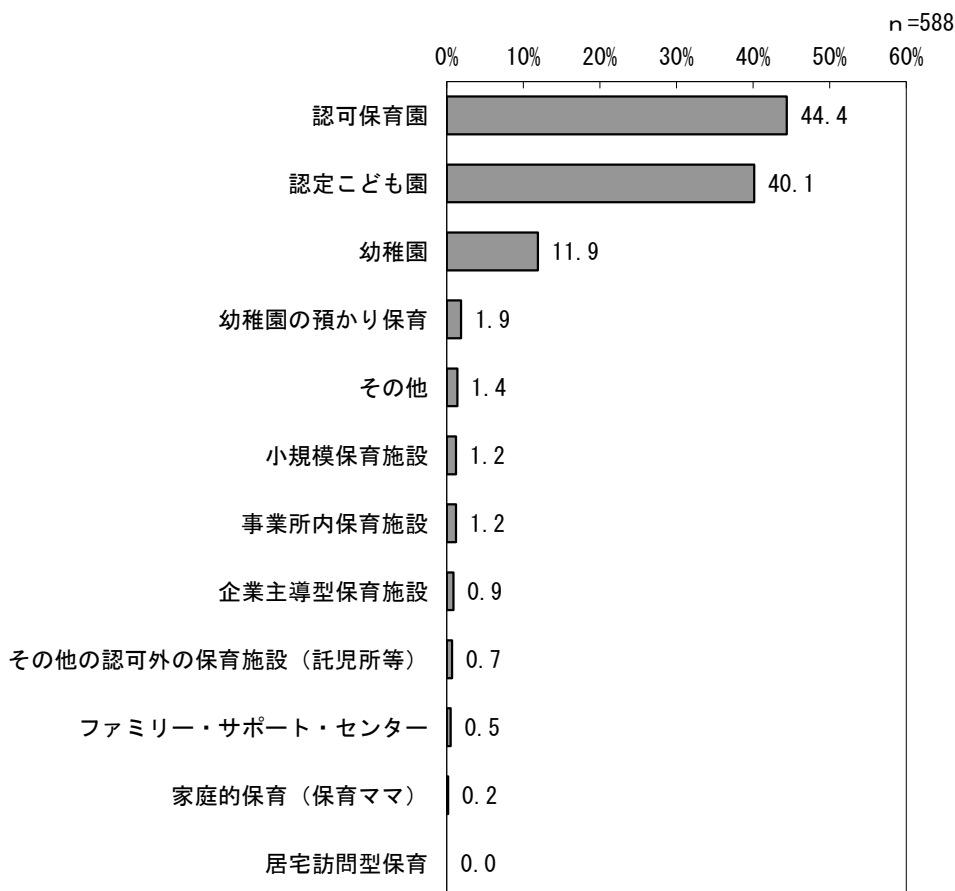
問10 お子さんは現在、幼稚園や保育園などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか

「利用している」91.8%で最も多く、次いで「利用していない」8.2%となっています。



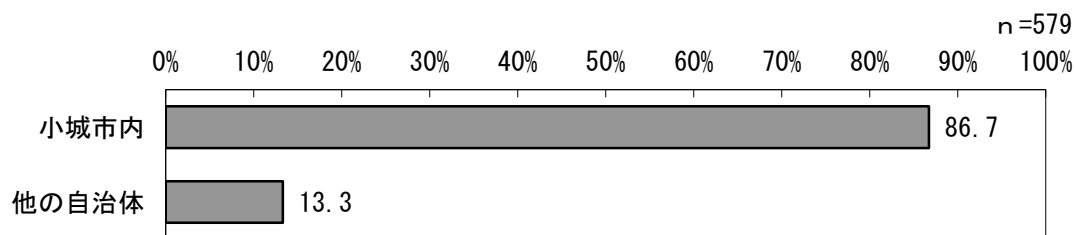
問10-1 お子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか

「認可保育園」44.4%で最も多く、次いで「認定こども園」40.1%、「幼稚園」11.9%、「幼稚園の預かり保育」1.9%、「その他」1.4%と続いています。



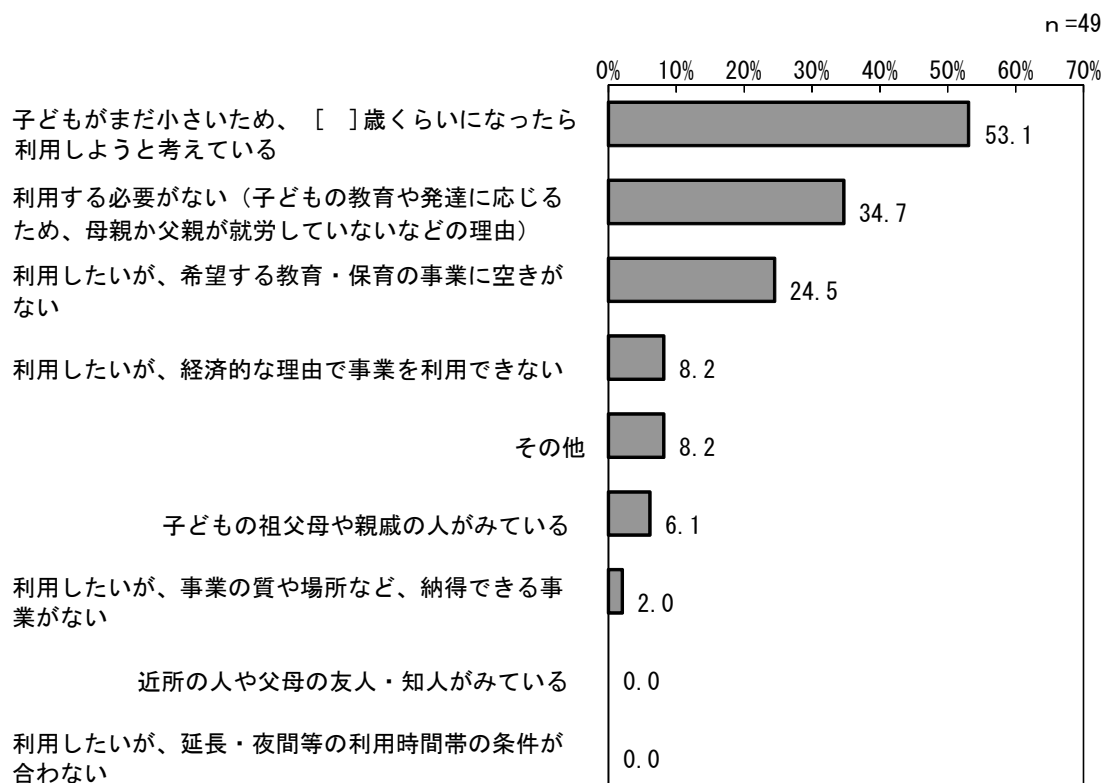
問 10-3 現在、利用している教育・保育事業の実施場所はどこですか

「小城市内」86.7%、「他の自治体」13.3%となっています。



問 10-4 利用していない理由は何ですか

「子どもがまだ小さいため、[]歳くらいになったら利用しようと考えている」53.1%で最も多く、次いで「利用する必要がない（子どもの教育や発達に応じるため、母親か父親が就労していないなどの理由）」34.7%、「利用したいが、希望する教育・保育の事業に空きがない」24.5%、「利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない」8.2%、「その他」8.2%と続いています。

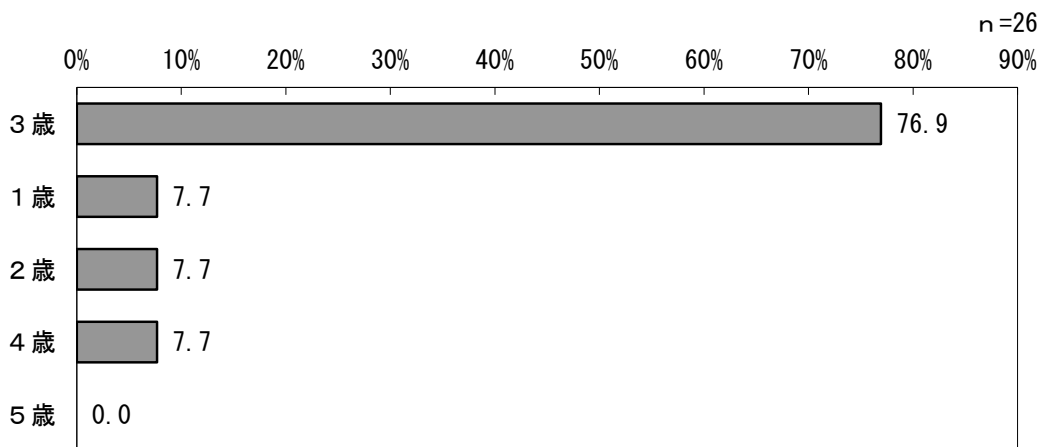


問 10-4 「その他」について

「自分で子育てをしたいと考えているから」50.0%、「その他」50.0%となっています。

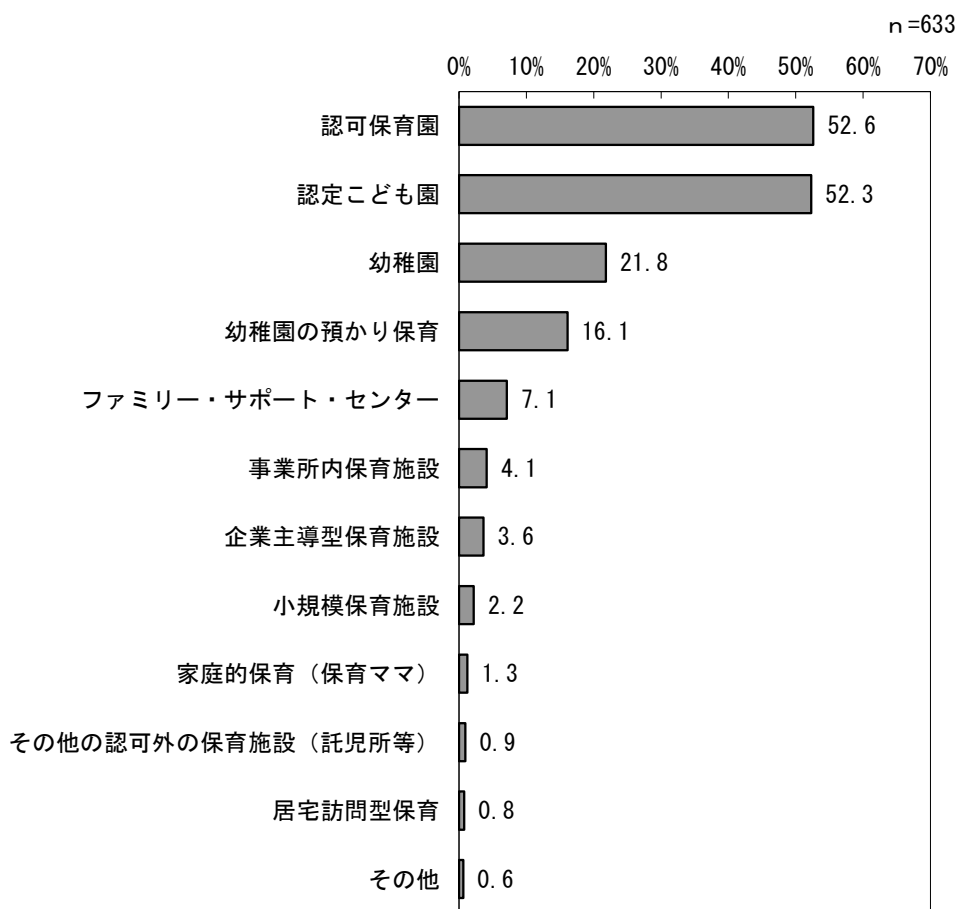
問 10-4 何歳くらいになったら利用しようと考えている子どもの年齢

「3歳」76.9%で最も多く、次いで「1歳」、「2歳」、「4歳」7.7%と続いています。



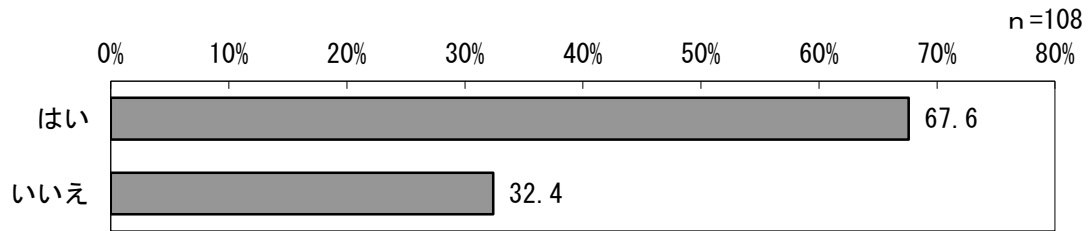
問 11 現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください

「認可保育園」52.6%で最も多く、次いで「認定こども園」52.3%、「幼稚園」21.8%、「幼稚園の預かり保育」16.1%、「ファミリー・サポート・センター」7.1%と続いています。



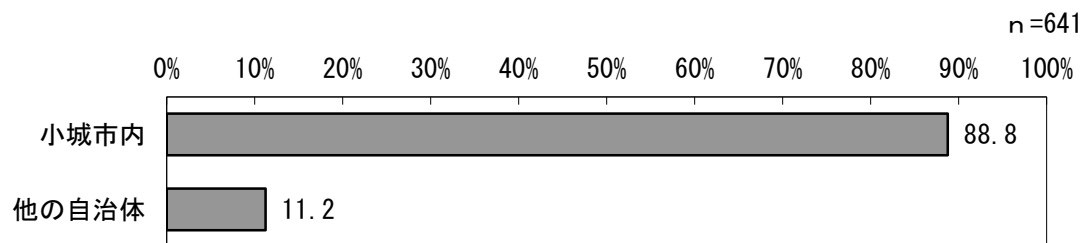
問 11-1 特に幼稚園（預かり保育含む）の利用を強く希望しますか。

「はい」67.6%、「いいえ」32.4%となっています。



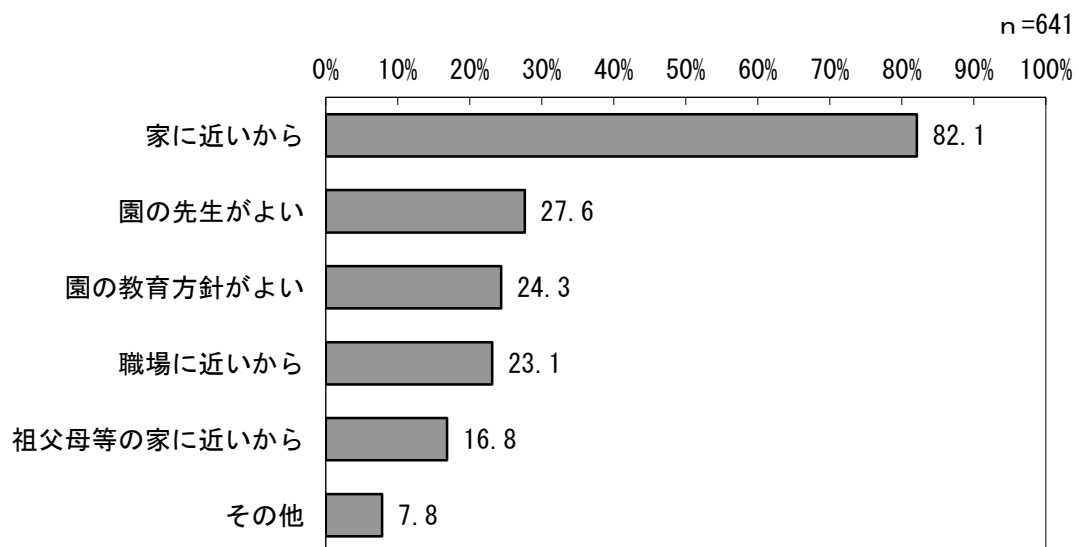
問 11-2 今後利用したい教育・保育事業の実施場所はどこですか

「小城市内」88.8%、「他の自治体」11.2%となっています。



問 11-3 今後利用したい教育・保育事業の実施場所を選んだ理由は何ですか

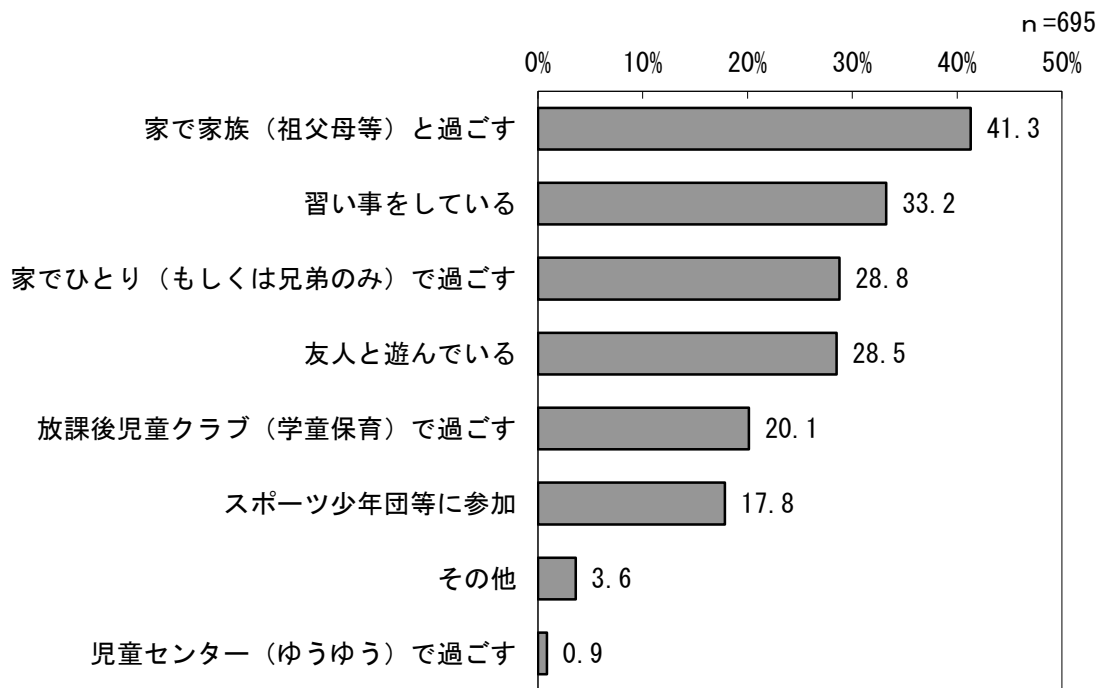
「家に近いから」82.1%で最も多く、次いで「園の先生がよい」27.6%、「園の教育方針がよい」24.3%、「職場に近いから」23.1%、「祖父母等の家に近いから」16.8%と続いています。



●小学生児童の保護者

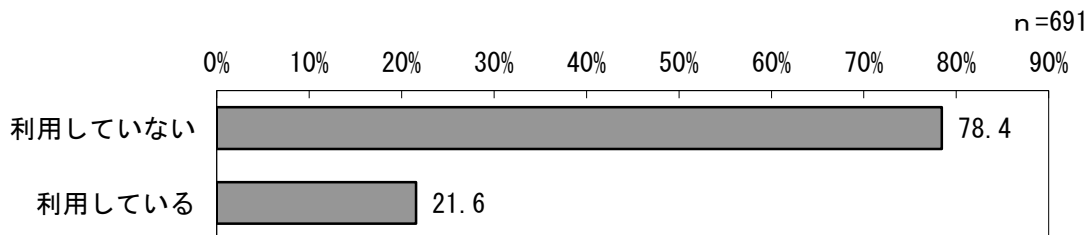
問 11 お子さんは放課後どのように過ごしていますか

「家で家族（祖父母等）と過ごす」41.3%で最も多く、次いで「習い事をしている」33.2%、「家でひとり（もしくは兄弟のみ）で過ごす」28.8%、「友人と遊んでいる」28.5%、「放課後児童クラブ（学童保育）で過ごす」20.1%と続いています。



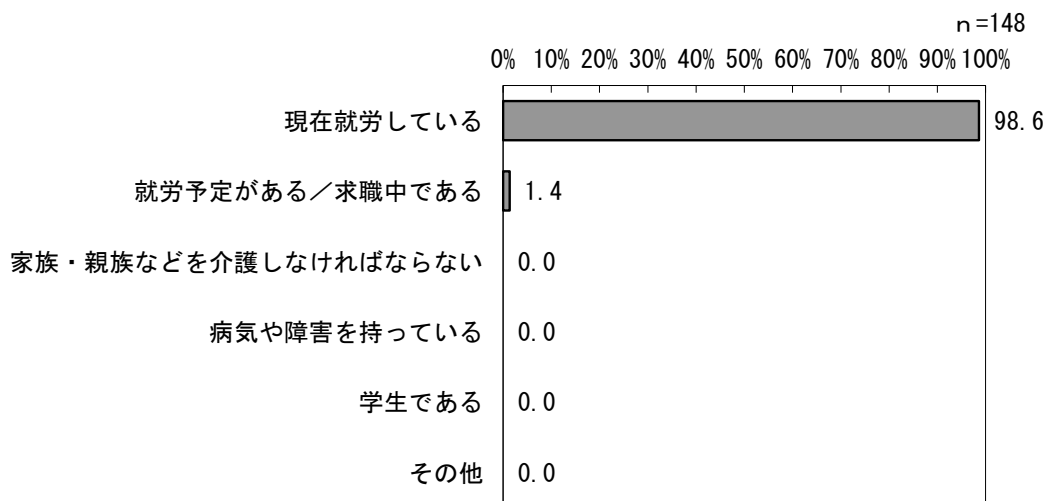
問 12 現在、放課後児童クラブ（学童保育）を利用していますか

「利用していない」78.4%、「利用している」21.6%となっています。



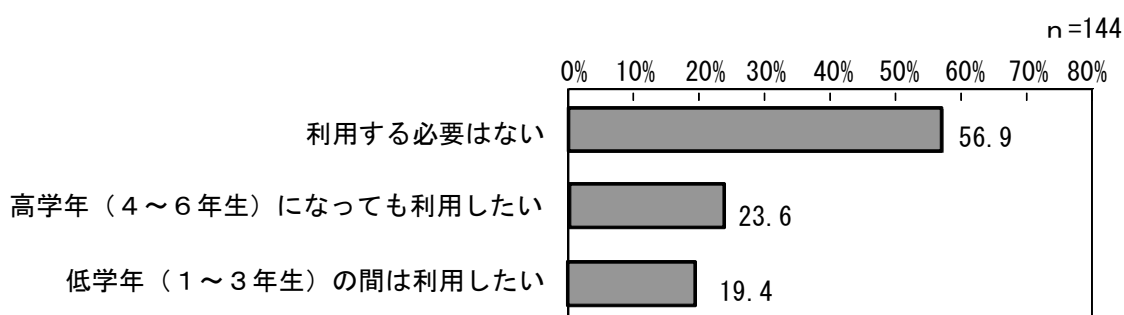
問 12-1 (2) 放課後児童クラブ（学童保育）を利用している主な理由は何ですか

「現在就労している」98.6%で最も多く、次いで「就労予定がある／求職中である」1.4%と続いています。



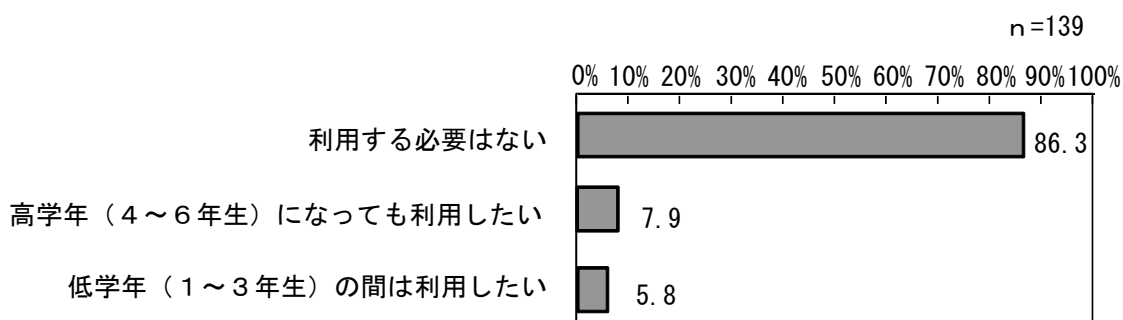
問 12-1 (3) ①土曜日／放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望

「利用する必要はない」56.9%で最も多く、次いで「高学年（4～6年生）になっても利用したい」23.6%、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」19.4%と続いています。



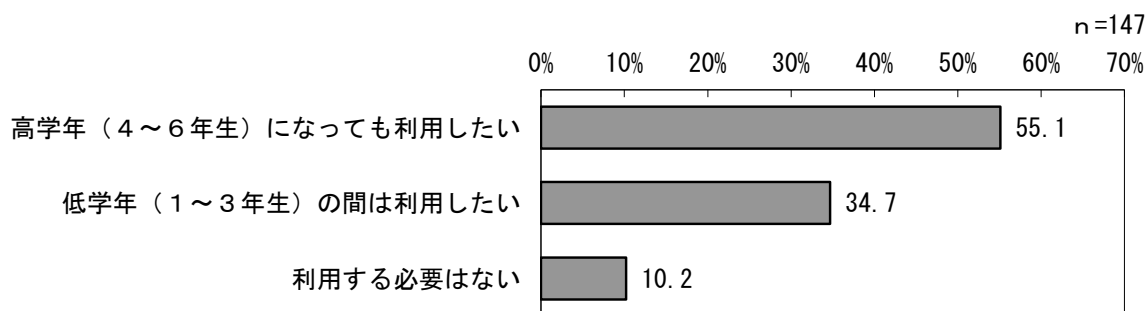
問 12-1 (3) ②日曜・祝日／放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望

「利用する必要はない」86.3%で最も多く、次いで「高学年（4～6年生）になっても利用したい」7.9%、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」5.8%と続いています。



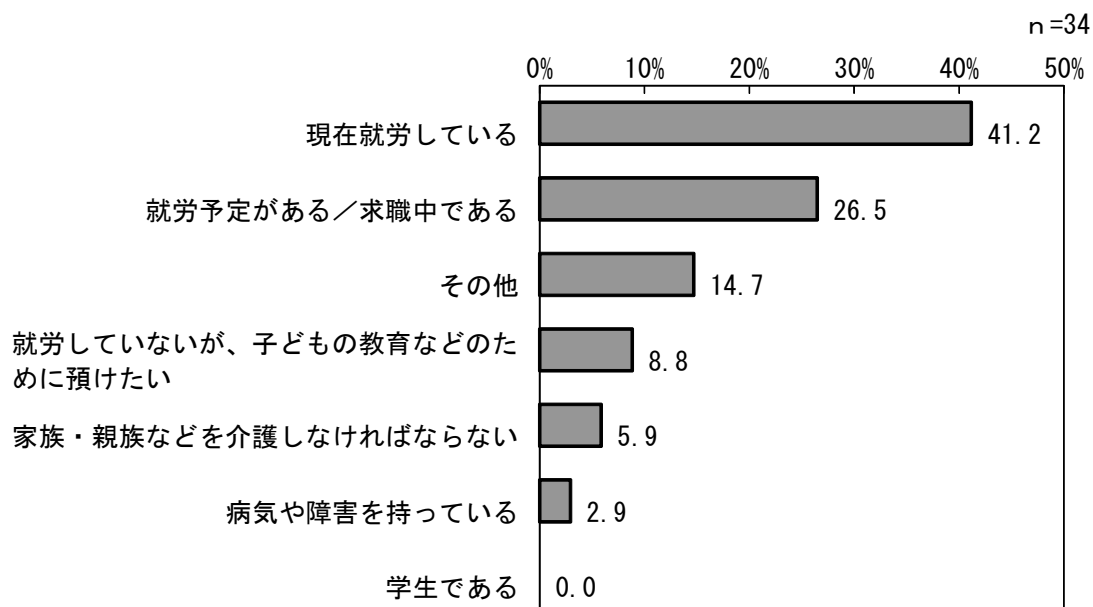
問 12-1 (3) ③夏休みなど長期の休暇／放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望

「高学年（4～6年生）になっても利用したい」55.1%で最も多く、次いで「低学年（1～3年生）の間は利用したい」34.7%、「利用する必要はない」10.2%と続いています。



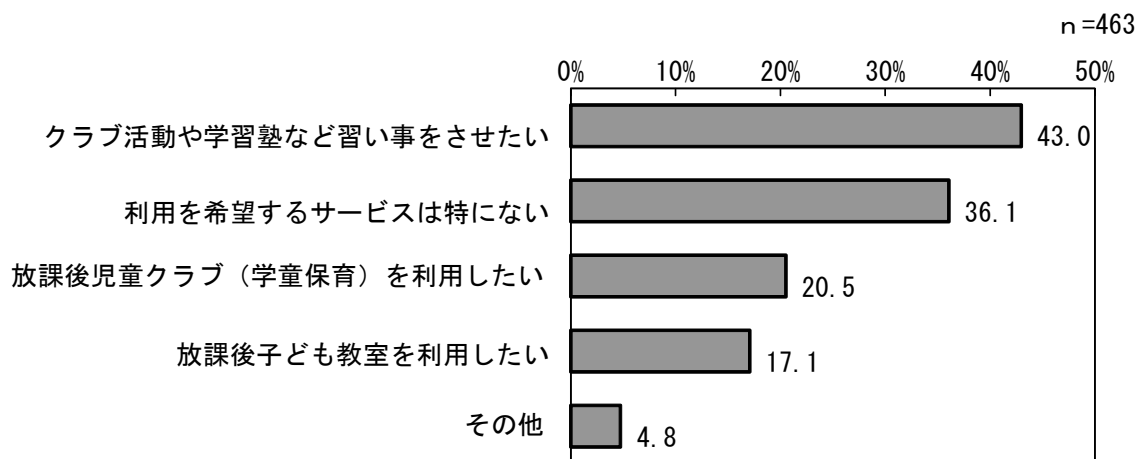
問 12-3 今後、放課後児童クラブ（学童保育）を利用したい主な理由は何ですか

「現在就労している」41.2%で最も多く、次いで「就労予定がある／求職中である」26.5%、「その他」14.7%、「就労していないが、子どもの教育などのために預けたい」8.8%、「家族・親族などを介護しなければならない」5.9%と続いています。



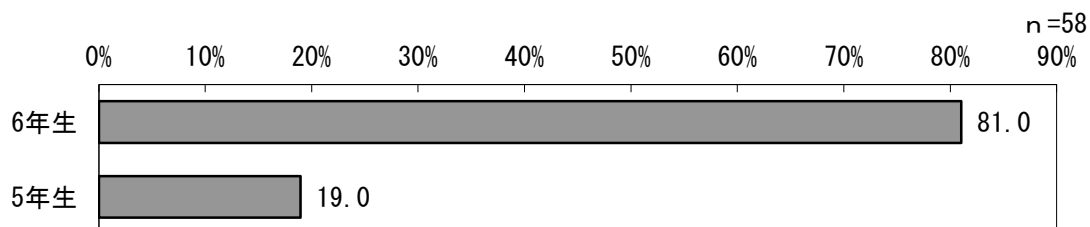
問 13 5年生以降の放課後の過ごし方について、どのようなことを望みますか

「クラブ活動や学習塾など習い事をさせたい」43.0%で最も多く、次いで「利用を希望するサービスは特にない」36.1%、「放課後児童クラブ（学童保育）を利用したい」20.5%、「放課後子ども教室を利用したい」17.1%、「その他」4.8%と続いています。



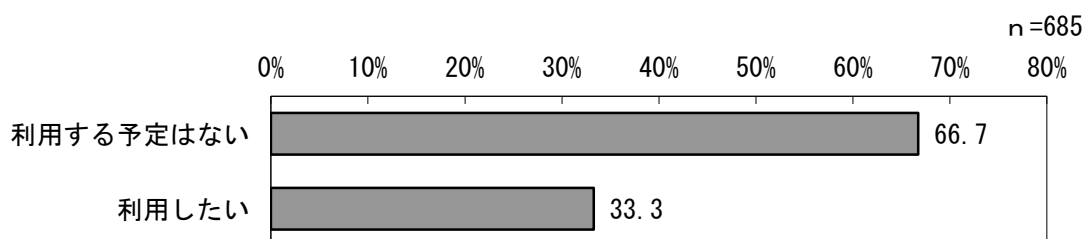
問 13 放課後児童クラブ（学童保育）を利用したい学年

「6年生」81.0%、「5年生」19.0%となっています。



問 14 将来、放課後子ども教室を利用したいと思いますか

「利用する予定はない」66.7%、「利用したい」33.3%となっています。



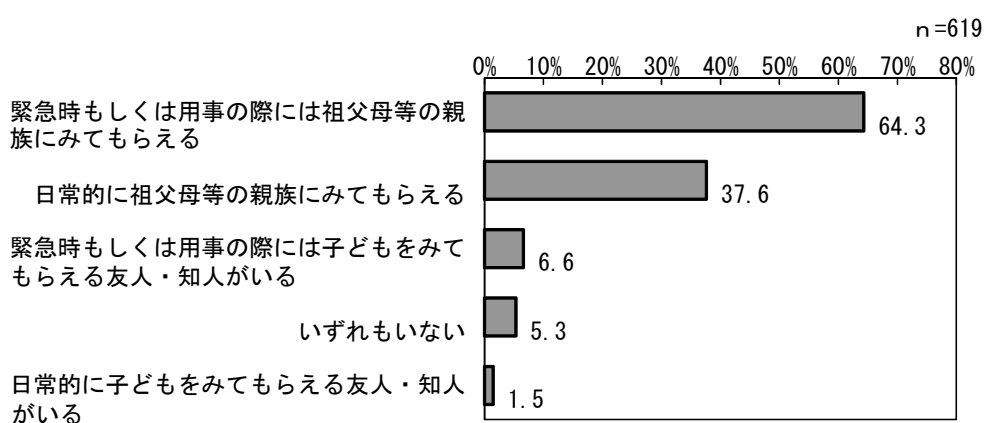
テーマ2 孤立や疎遠状況の推察について（社会参加・地域交流について）

子育てをしていて追い込まれてしまう状況については、孤立していたり、核家族が進みすぎて、身内とも疎遠になってしまったりしている状況で多く報告されています。

●就学前児童の保護者

問7 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」64.3%で最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」37.6%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」6.6%、「いずれもない」5.3%、「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」1.5%と続いています。



問7「日頃、子どもをみてもらえる親族・知人はいるか」と問8「子育てについて気軽に相談できる人」、2つの設問をクロス集計分析し回答傾向から、孤立や疎遠状況を推測します。全体の回答数（628人）のうち約0.7%（5人）の方が孤立している可能性が推察されます。

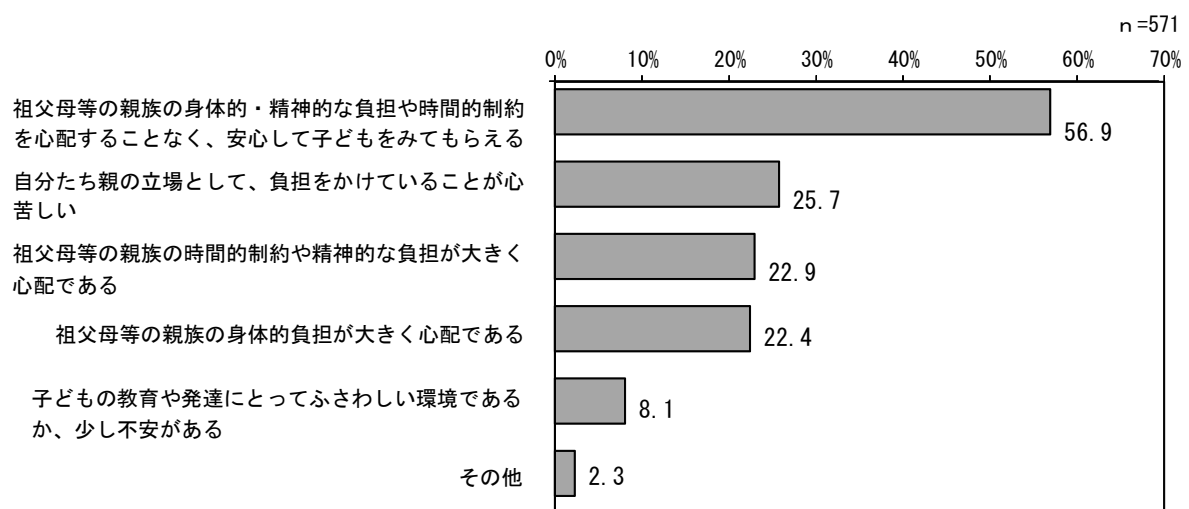
	合計	問8 お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか	
		いる	いない
全体	628	610	18
	100.0%	97.1%	2.9%
問7 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか	日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	226	2
		100.0%	0.9%
	緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる	385	10
		100.0%	2.6%
	日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる	9	0
	100.0%	0.0%	
緊急時もしくは用事の際には子どもを見てもらえる友人・知人がいる	39	1	
	100.0%	2.6%	
いずれもない	33	5	
	100.0%	15.2%	

この情報を要保護児童対策地域協議会や保健師などの関係者間で共有することで、より具体的な対策へつなぐきっかけになると考えられます。さらに、地域交流やイベントなどの社会参加によって、孤立や疎遠の状況を防ぐことも対策の1つと考えられます。

その他に、問7「祖父母等の親族にみてもらえる」と回答している方の傾向について、一見問題がないようにみえます。問7-1の回答傾向、祖父母等への負担感を心配している傾向と、現在の祖父母世代の就業率が高い傾向を鑑みると、各世帯の状況にもよりますが、みてもらえてはいるが子育て世代だけでやりくりしている状況に置かれている可能性があります。その状況は、より認識しづらい孤立状況が潜んでいるかもしれないと推察されます。

問 7-1 祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください

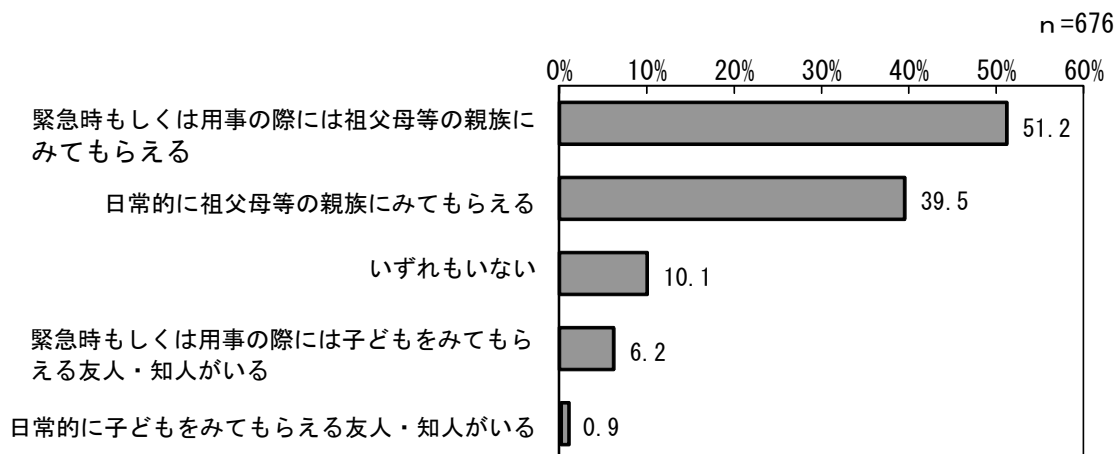
「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」56.9%で最も多く、次いで「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」25.7%、「祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」22.9%、「祖父母等の親族の身体的負担が大きく心配である」22.4%、「子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある」8.1%と続いています。



●小学生児童の保護者

問8 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」51.2%で最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」39.5%、「いずれもない」10.1%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」6.2%、「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」0.9%と続いています。



問8「日頃、子どもをみてもらえる親族・知人はいるか」と問9「子育てについて気軽に相談できる人」、2つの設問をクロス集計分析し、回答傾向から孤立や疎遠状況を推測します。全体の回答数(683人)のうち約2.3%(16人)の方が孤立している可能性が推察されます。小学生児童の保護者では、就学前に比べて多い傾向と推察されます。

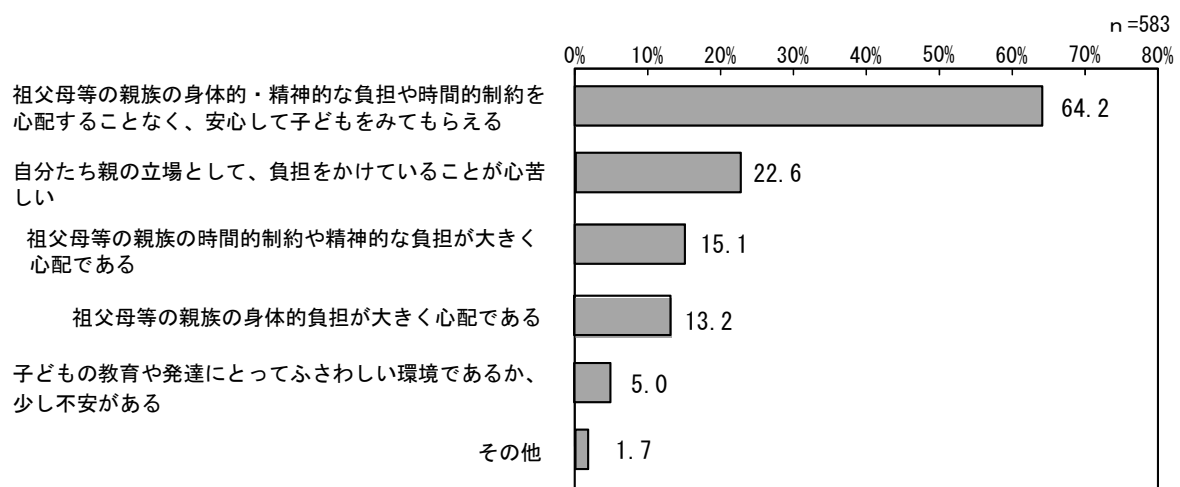
	合計	問9 お子さんの子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人はいますか	
		いる	いない
全体	683	644	39
	100.0%	94.3%	5.7%
問8 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか	日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	256	8
		100.0%	3.1%
	緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる	341	13
		100.0%	3.8%
	日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる	5	0
	100.0%	0.0%	
緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる	42	0	
	100.0%	0.0%	
いずれもない	68	16	
	100.0%	23.5%	

この情報を要保護児童対策地域協議会や保健師などの関係者間で共有することで、より具体的な対策へつなぐきっかけになると考えられます。さらに、小学生も含めた親子で参加できる地域交流やイベントなどの社会参加によって、孤立や疎遠の状況を防ぐことも対策の1つと考えられます。

その他に、問8「祖父母等の親族にみてもらえる」との解答が多い傾向について、一見問題がないようにみえます。問8-1の回答傾向、祖父母等への負担感を心配している傾向と、現在の祖父母世代の就業率が高い傾向を鑑みると、各世帯の状況にもよりますが、みてはもらえるが子育て世代だけでやりくりしている状況に置かれている可能性があります。その状況は、より認識しづらい孤立状況が潜んでいるかもしれないと推察されます。

問8-1 祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください

「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」64.2%で最も多く、次いで「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」22.6%、「祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」15.1%、「祖父母等の親族の身体的負担が大きく心配である」13.2%、「子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある」5.0%と続いています。

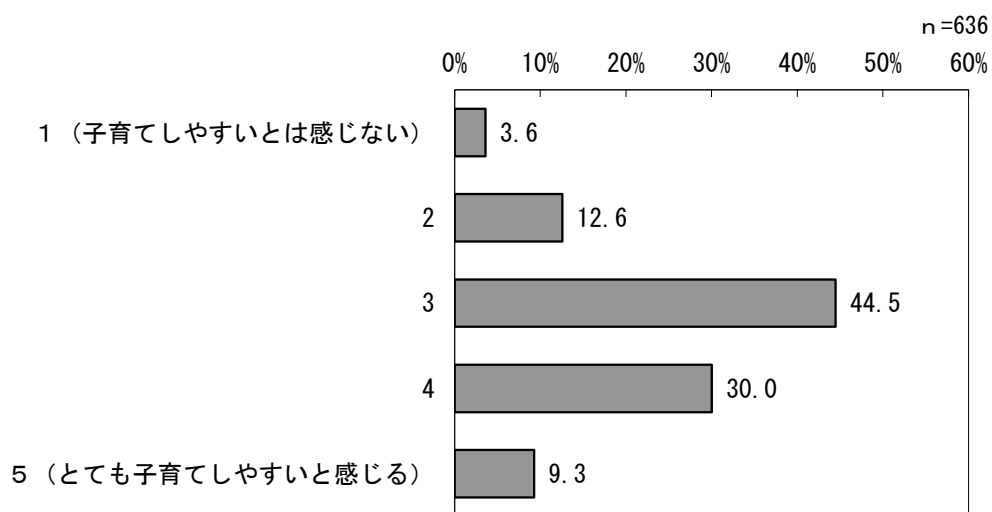


テーマ3 アンケート結果から見られる子育て支援の満足度について

就学前児童の保護者の子ども・子育て支援の施策全般について、満足見をみてみると以下の通りです。「子育てしやすいと感じる」39.3%（「とても子育てしやすいと感じる」9.3%+「どちらかといえば子育てしやすい」30.0%）、「子育てしやすいと感じない」16.2%（「どちらかといえば子育てしやすくない」12.6%+「子育てしやすいとは感じない」3.6%）となっています。

問31 あなたのお住まいの地区は、子育てのしやすい環境だと感じますか

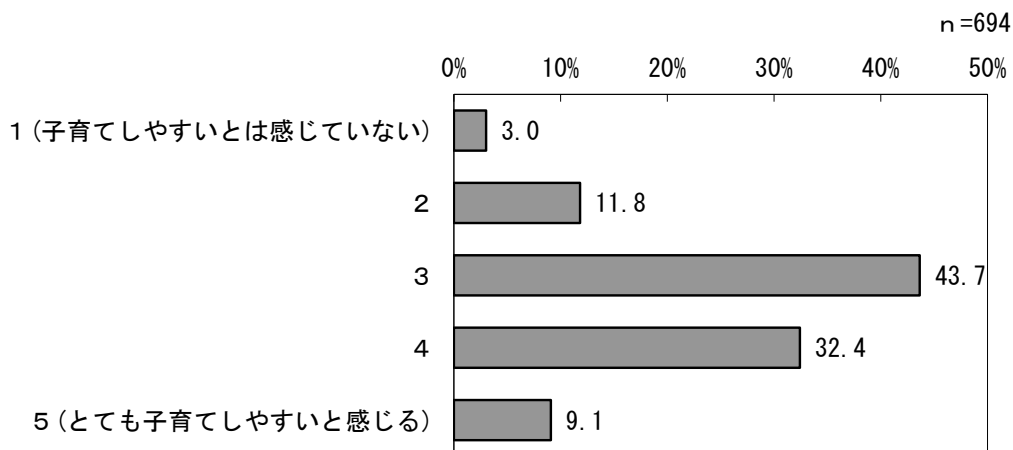
「1（子育てしやすいとは感じない）」3.6%、「2」12.6%、「3」44.5%、「4」30.0%、「5（とても子育てしやすいと感じる）」9.3%と続いています。



一方、小学生児童の保護者の子ども・子育て支援の施策全般について、満足見をみてみると以下の通りです。「子育てしやすいと感じる」41.5%（「とても子育てしやすいと感じる」9.1%+「どちらかといえば子育てしやすい」32.4%）、「子育てしやすいと感じていない」14.8%（「どちらかといえば子育てしやすいと感じていない」11.8%+「子育てしやすいとは感じていない」3.0%）となっています。

問18 あなたのお住まいの地区は、子育てのしやすい環境だと感じますか

「1（子育てしやすいとは感じていない）」3.0%、「2」11.8%、「3」43.7%、「4」32.4%、「5（とても子育てしやすいと感じる）」9.1%と続いています。



●就学前児童の保護者 ニーズ調査より

		合計	問31 あなたのお住まいの地区は、子育てのしやすい環境だと感じますか				
			1 (子育てしやすいと感じない)	2	3	4	5 (とても子育てしやすいと感じる)
全体		615	23	78	269	185	56
問32 本市の子育て支援について希望するものはありますか	児童館など、親子が安心して集まれる身近な場所、イベントの機会がほしい	17.6%	17.4%	23.1%	12.3%	21.6%	21.4%
	子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい	60.0%	34.8%	65.4%	59.1%	62.2%	62.5%
	子育てに困ったときに相談したり、情報が得られたりする小城市子育て支援センターなどを充実してほしい	8.0%	13.0%	10.3%	9.7%	5.4%	3.6%
	保育園を増やしてほしい	12.4%	21.7%	16.7%	13.4%	8.6%	8.9%
	幼稚園を増やしてほしい	3.4%	8.7%	3.8%	3.7%	2.7%	1.8%
	保育園や幼稚園にかかる費用軽減(補助)をしてほしい	47.6%	56.5%	46.2%	51.3%	44.3%	37.5%
	保育サービスを充実してほしい	12.0%	21.7%	16.7%	13.8%	8.1%	5.4%
	認定こども園(幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設)をつかってほしい	7.8%	13.0%	10.3%	7.4%	7.0%	5.4%
	発達支援センター、こたばの教室などをつかってほしい	15.0%	13.0%	21.8%	16.4%	11.9%	10.7%
	安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい	18.4%	34.8%	19.2%	20.8%	14.1%	14.3%
	公営住宅での多子世帯の優先入居や広い部屋の割りあてなど、住宅面での配慮をしてほしい	6.3%	17.4%	7.7%	6.3%	3.8%	8.9%
	残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい	23.4%	34.8%	28.2%	20.4%	22.7%	30.4%
	子育てについて学べる機会をつかってほしい	6.3%	4.3%	7.7%	4.5%	9.7%	3.6%
	妊娠中からの支援を充実してほしい	13.3%	17.4%	19.2%	13.0%	11.9%	10.7%
その他	7.8%	17.4%	12.8%	6.3%	7.0%	5.4%	

●小学生児童の保護者 ニーズ調査より

		合計	問18 あなたのお住まいの地区は、子育てのしやすい環境だと感じますか				
			1 子育てしやすいと感じていない	2	3	4	5 とても子育てしやすいと感じる
全体		651	20	75	283	210	59
問22 本市の子育て支援に期待することはありますか	児童館など、親子が安心して集まれる身近な場所、イベントの機会がほしい	19.0%	15.0%	16.0%	17.7%	20.0%	28.8%
	子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい	41.9%	40.0%	40.0%	44.5%	40.0%	40.7%
	子育てに困ったときに相談したり、情報が得られたりする小城市子育て支援センターを充実してほしい	13.7%	10.0%	13.3%	16.6%	11.0%	11.9%
	保育所を増やしてほしいと感じていた	5.1%	0.0%	4.0%	7.1%	3.3%	5.1%
	幼稚園を増やしてほしいと感じていた	1.4%	0.0%	1.3%	2.1%	0.5%	1.7%
	保育所や幼稚園にかかる費用を軽減(補助)してほしいと感じていた	18.1%	10.0%	17.3%	18.0%	19.5%	18.6%
	保育サービスを充実してほしいと感じていた	3.8%	5.0%	9.3%	2.5%	4.3%	1.7%
	認定こども園をつかってほしいと感じていた	2.3%	0.0%	1.3%	1.8%	2.9%	3.4%
	発達支援センター、こたばの教室などをつかってほしい	14.0%	10.0%	20.0%	12.0%	13.8%	18.6%
	安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい	35.6%	50.0%	37.3%	34.3%	39.0%	25.4%
	公営住宅での多子世帯の優先入居や広い部屋の割りあてなど、住宅面での配慮をしてほしい	6.6%	10.0%	6.7%	6.7%	7.1%	3.4%
	残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい	22.7%	35.0%	26.7%	23.0%	21.9%	13.6%
	子育てについて学べる機会をつかってほしい	9.4%	10.0%	12.0%	9.5%	8.6%	8.5%
	妊娠中からの支援を充実してほしい	5.4%	10.0%	8.0%	6.4%	3.3%	3.4%
その他	10.0%	30.0%	10.7%	10.6%	5.7%	10.2%	

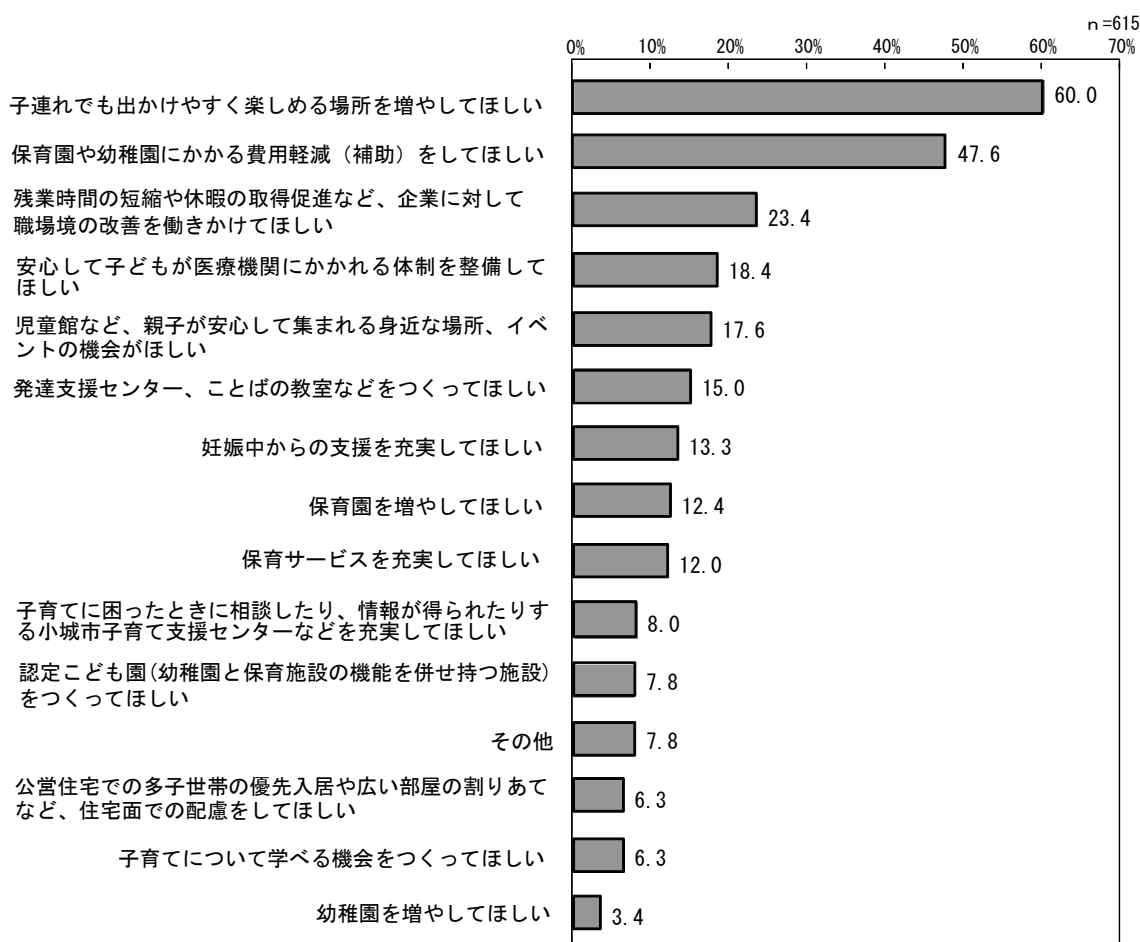
就学前児童の保護者の、問31「子育てのしやすさの感じ方」と問32「本市の子育て支援について期待すること」をクロス集計分析してみると、子育てのしやすさの感じ方どれでも同じような傾向となっています。ただ、「子育てしやすいとは感じない」と回答している方の傾向としては、「保育園・幼稚園の費用補助や住宅支援の配慮、安心して子どもが医療機関にかかれる体制整備などを期待する」傾向が少し高くなっています。

一方、小学生児童の保護者の、問18「子育てのしやすさの感じ方」と問22「本市の子育て支援について期待すること」をクロス集計分析してみると、子育てのしやすさの感じ方どれでも似た傾向となっています。ただ、「子育てしやすいとは感じない」と回答している方の傾向としては、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制整備を期待する」傾向が少し高くなっています。

●就学前児童の保護者

問 32 本市の子育て支援について希望することはありますか

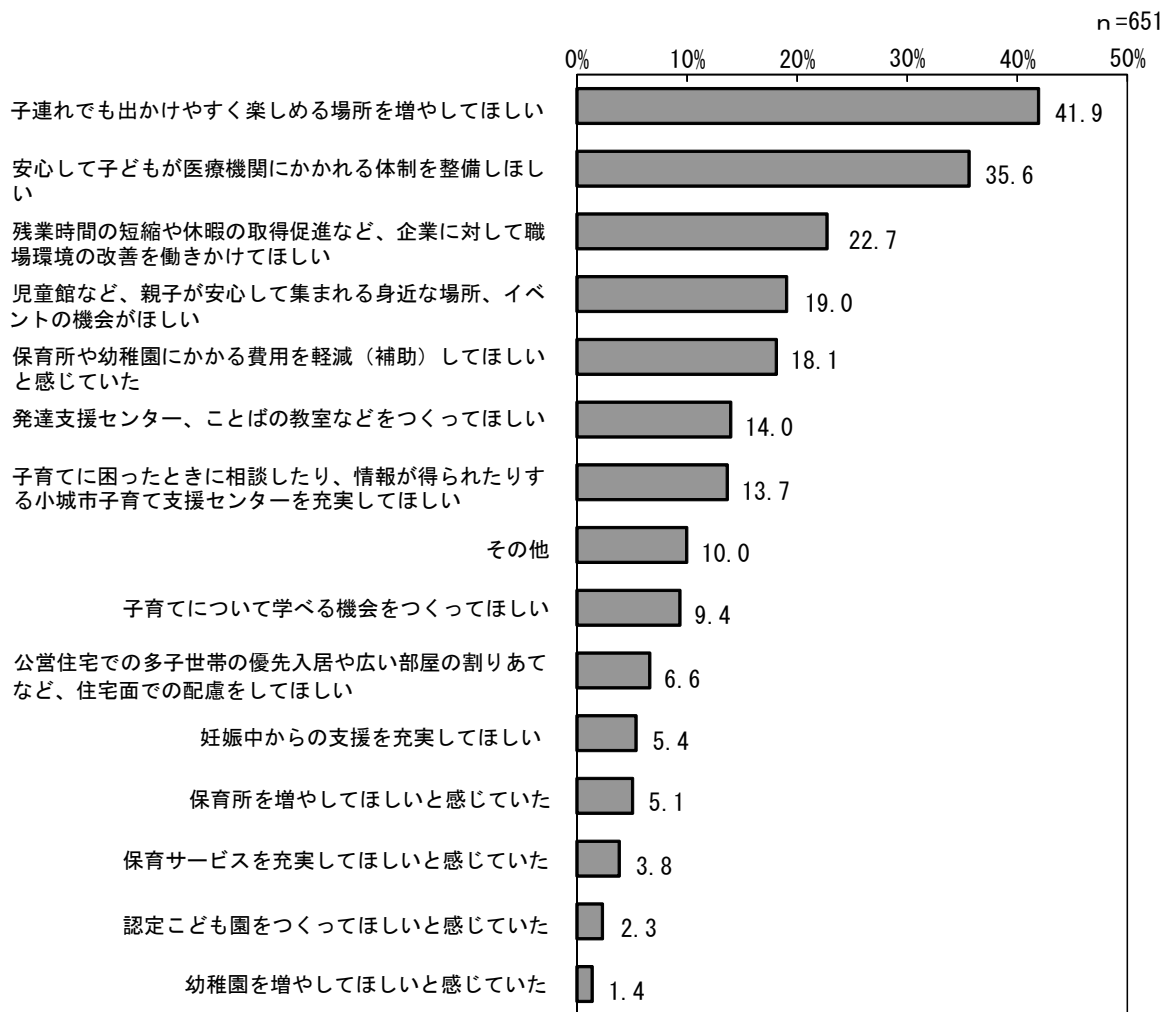
「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」60.0%で最も多く、次いで「保育園や幼稚園にかかる費用軽減（補助）をしてほしい」47.6%、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」23.4%、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」18.4%、「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場所、イベントの機会がほしい」17.6%と続いています。



●小学生児童の保護者

問 22 本市の子育て支援に期待することはありますか

「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」41.9%で最も多く、次いで「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」35.6%、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」22.7%、「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場所、イベントの機会がほしい」19.0%、「保育所や幼稚園にかかる費用を軽減（補助）してほしいと感じていた」18.1%と続いています。

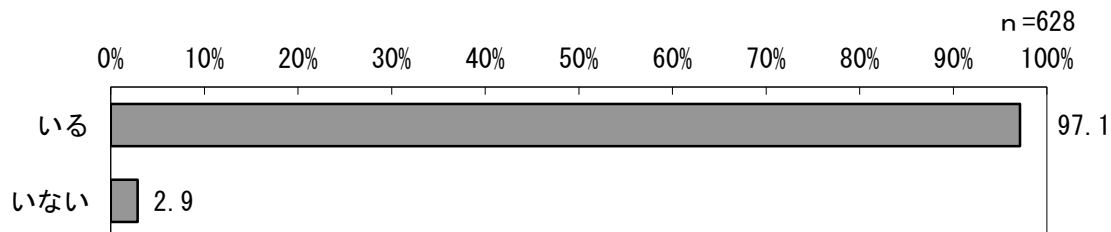


テーマ4 子育ての相談先・相談相手について

●就学前児童の保護者

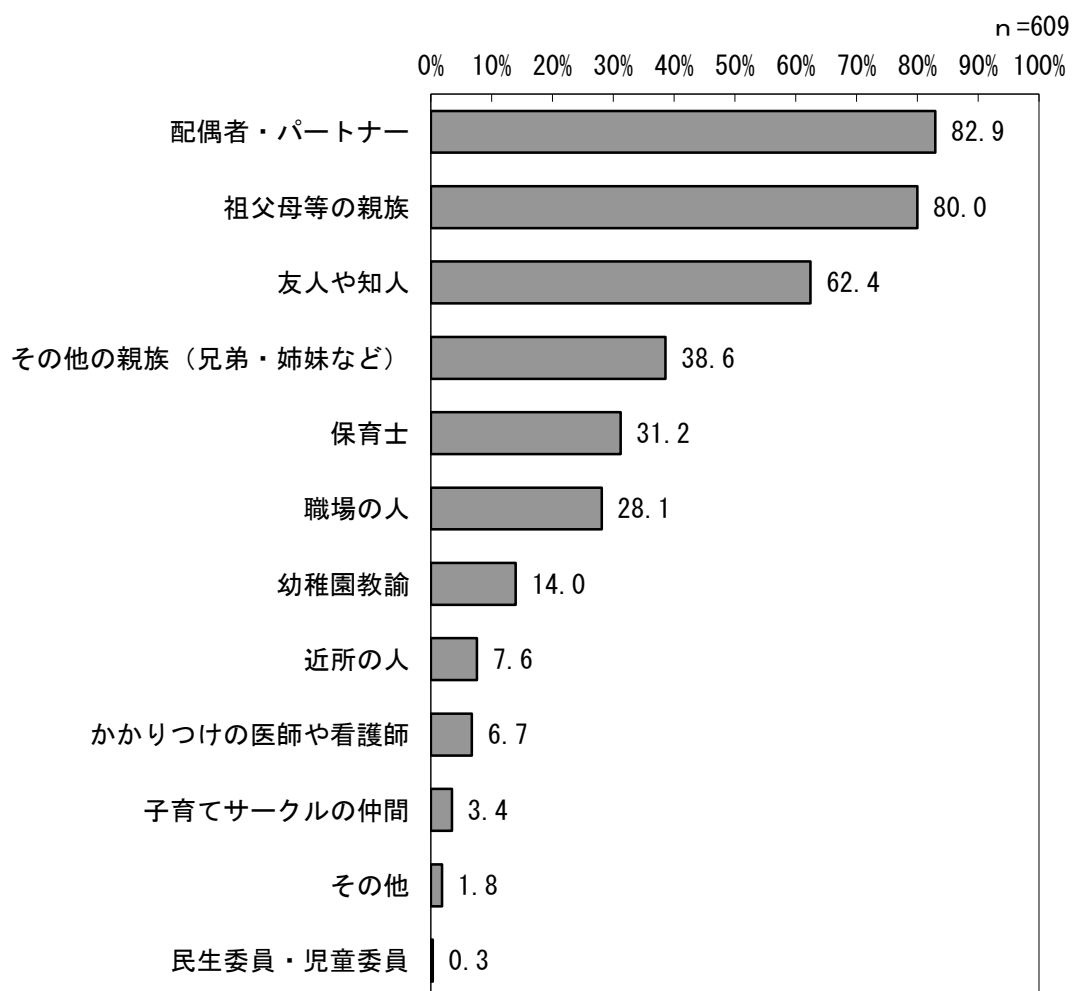
問8 お子さんの子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人はいますか。

「いる」97.1%、「いない」2.9%となっています。



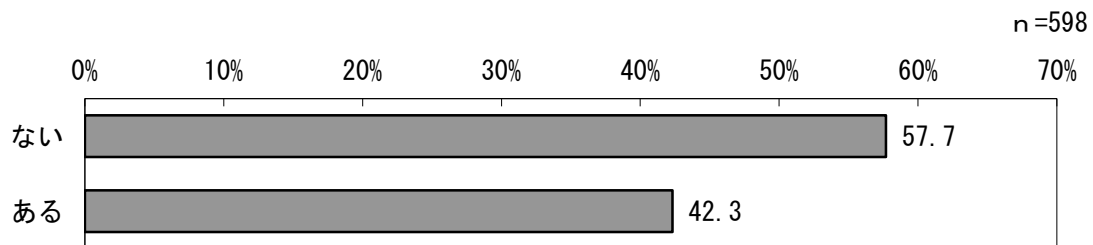
問8-1 お子さんの子育て(教育を含む)に関して、気軽に相談できる先は、誰ですか

「配偶者・パートナー」82.9%で最も多く、次いで「祖父母等の親族」80.0%、「友人や知人」62.4%、「その他の親族(兄弟・姉妹など)」38.6%、「保育士」31.2%と続いています。



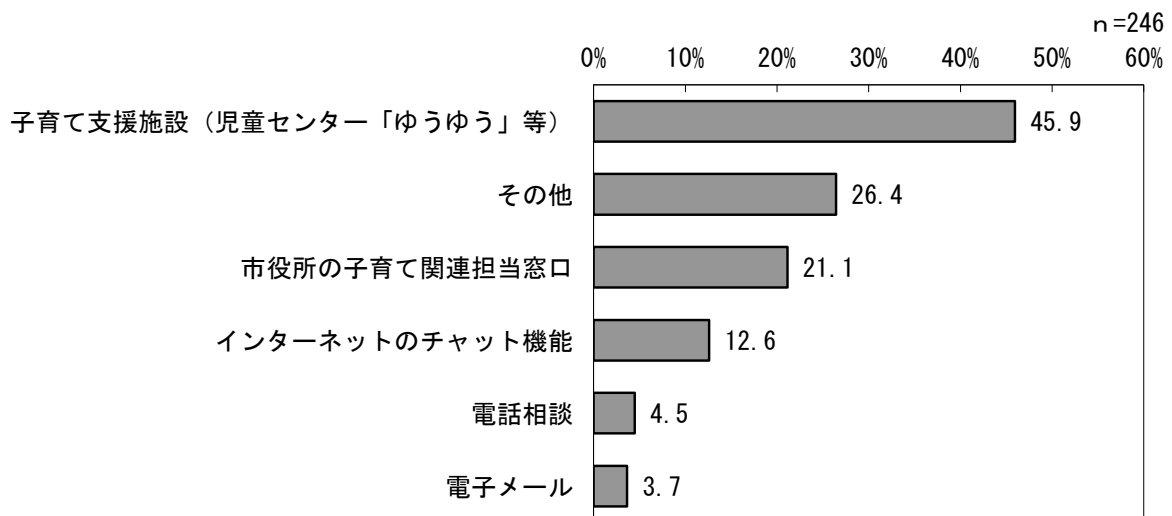
問 8-2 お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる相談できる場所がありますか

「ない」 57.7%、「ある」 42.3%となっています。



問 8-3 お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、どこですか

「子育て支援施設（児童センター「ゆうゆう」等）」 45.9%で最も多く、次いで「その他」 26.4%、「市役所の子育て関連担当窓口」 21.1%、「インターネットのチャット機能」 12.6%、「電話相談」 4.5%と続いています。

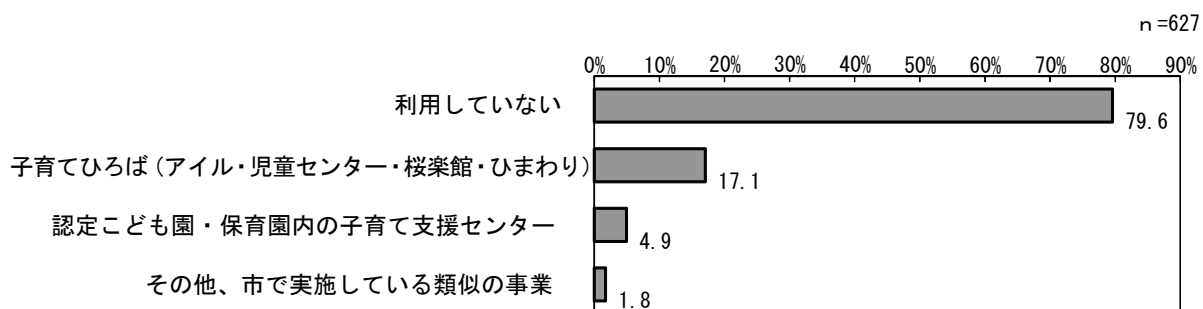


●その他 主な回答

友人、子どもの友達の親、保育園の他のお母さん
 保育園園長・先生、兄の小学校・学校の先生等、療育先の先生、インターネット、
 役場の保健師、長男、長女

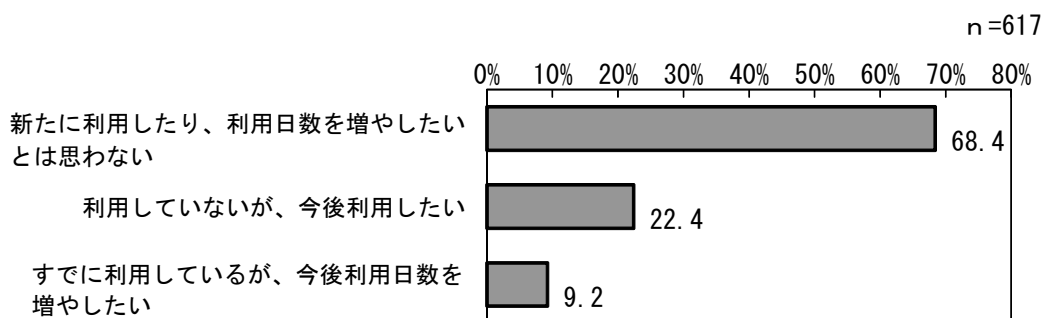
問12 現在、子育て支援センターを利用していますか

「利用していない」79.6%で最も多く、次いで「子育てひろば（アイル・児童センター・桜楽館・ひまわり）」17.1%、「認定こども園・保育園内の子育て支援センター」4.9%、「その他、市で実施している類似の事業」1.8%と続いています。



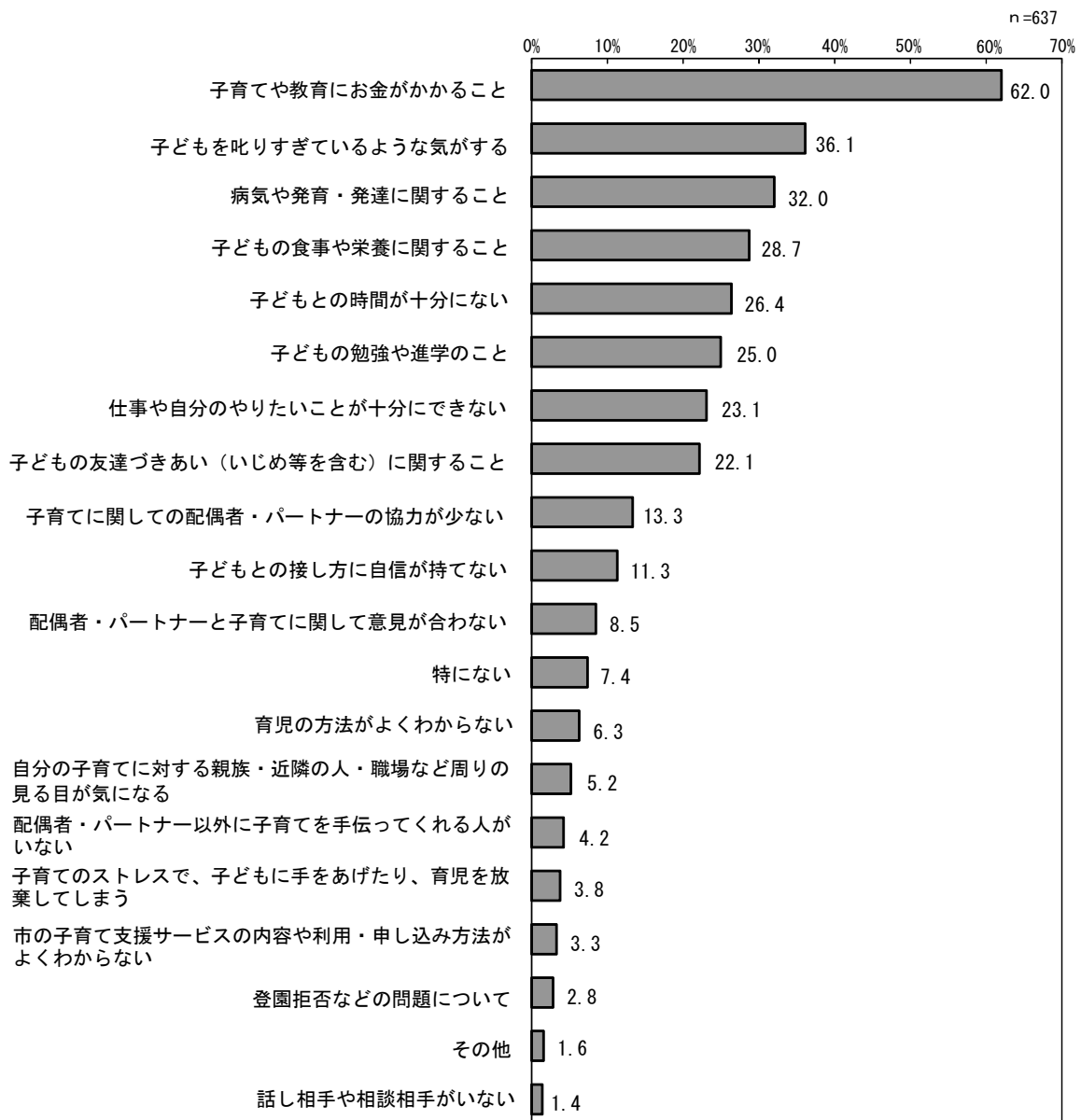
問13 子育て支援事業の利用意向

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」68.4%で最も多く、次いで「利用していないが、今後利用したい」22.4%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」9.2%と続いています。



問 29 あなたは、日常子育てで悩んでいること、また気になることはありますか

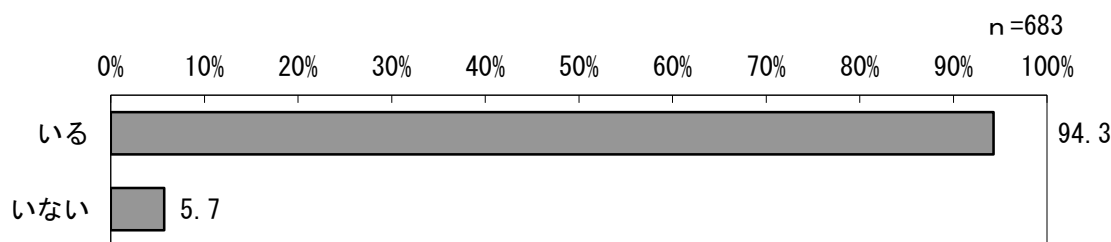
「子育てや教育にお金がかかること」62.0%で最も多く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」36.1%、「病気や発育・発達に関すること」32.0%、「子どもの食事や栄養に関すること」28.7%、「子どもとの時間が十分でない」26.4%と続いています。



●小学生児童の保護者

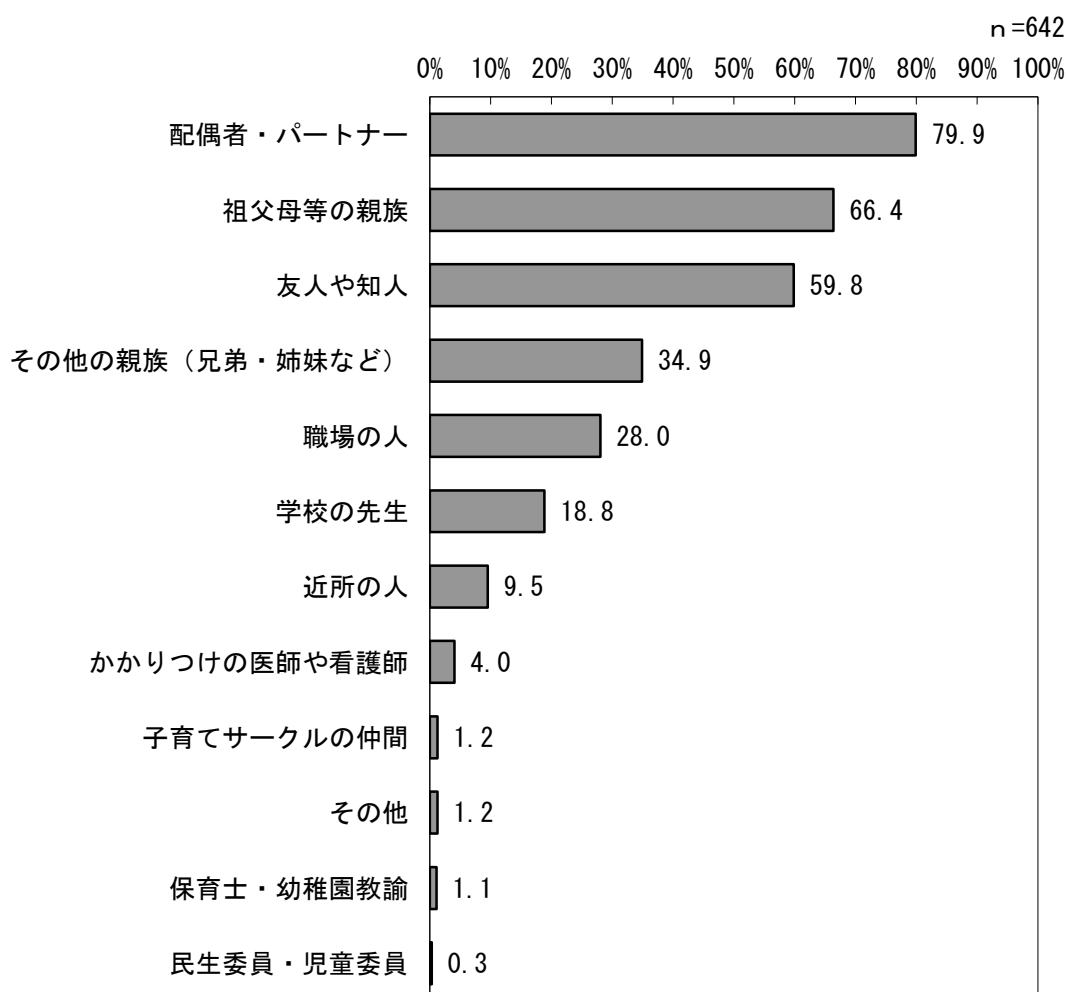
問9 お子さんの子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人はいますか。

「いる」94.3%、「いない」5.7%となっています。



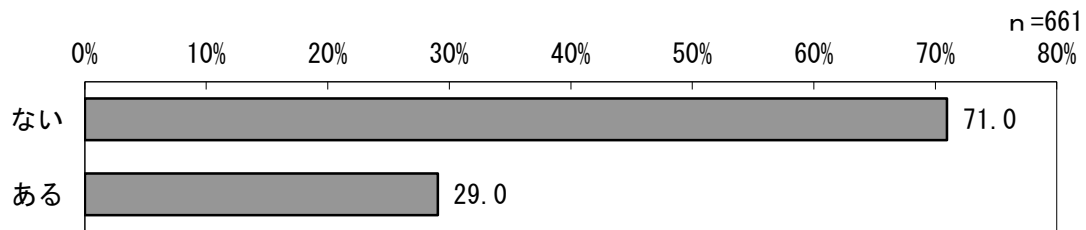
問9-1 お子さんの子育て(教育を含む)に関して、気軽に相談できる先は、誰ですか

「配偶者・パートナー」79.9%で最も多く、次いで「祖父母等の親族」66.4%、「友人や知人」59.8%、「その他の親族(兄弟・姉妹など)」34.9%、「職場の人」28.0%と続いています。



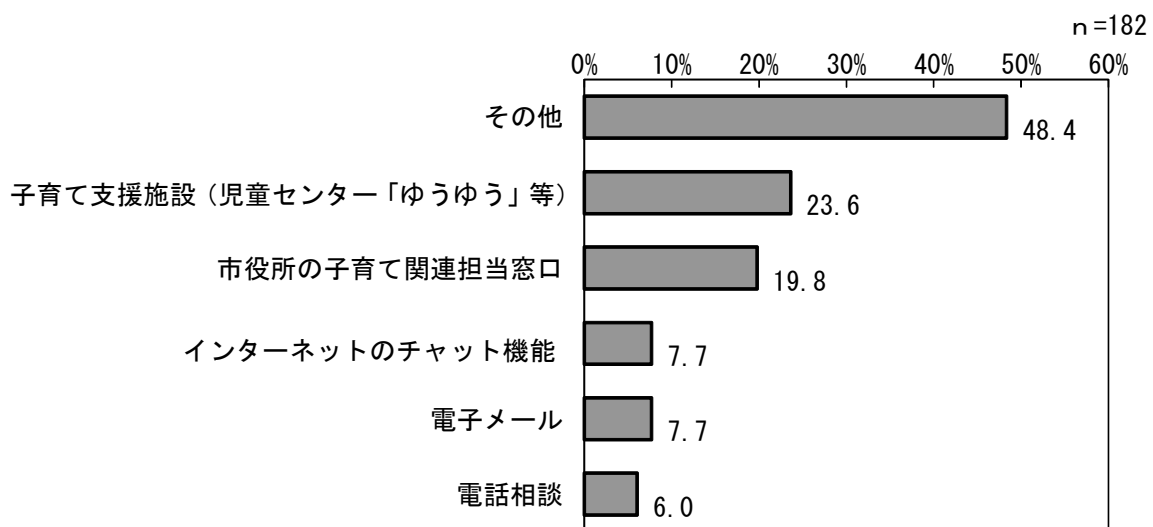
問 9-2 お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる相談できる場所がありますか

「ない」71.0%、「ある」29.0%となっています。



問 9-3 お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、どこですか

「その他」48.4%で最も多く、次いで「子育て支援施設（児童センター「ゆうゆう」等）」23.6%、「市役所の子育て関連担当窓口」19.8%、「インターネットのチャット機能」7.7%、「電子メール」7.7%と続いています。

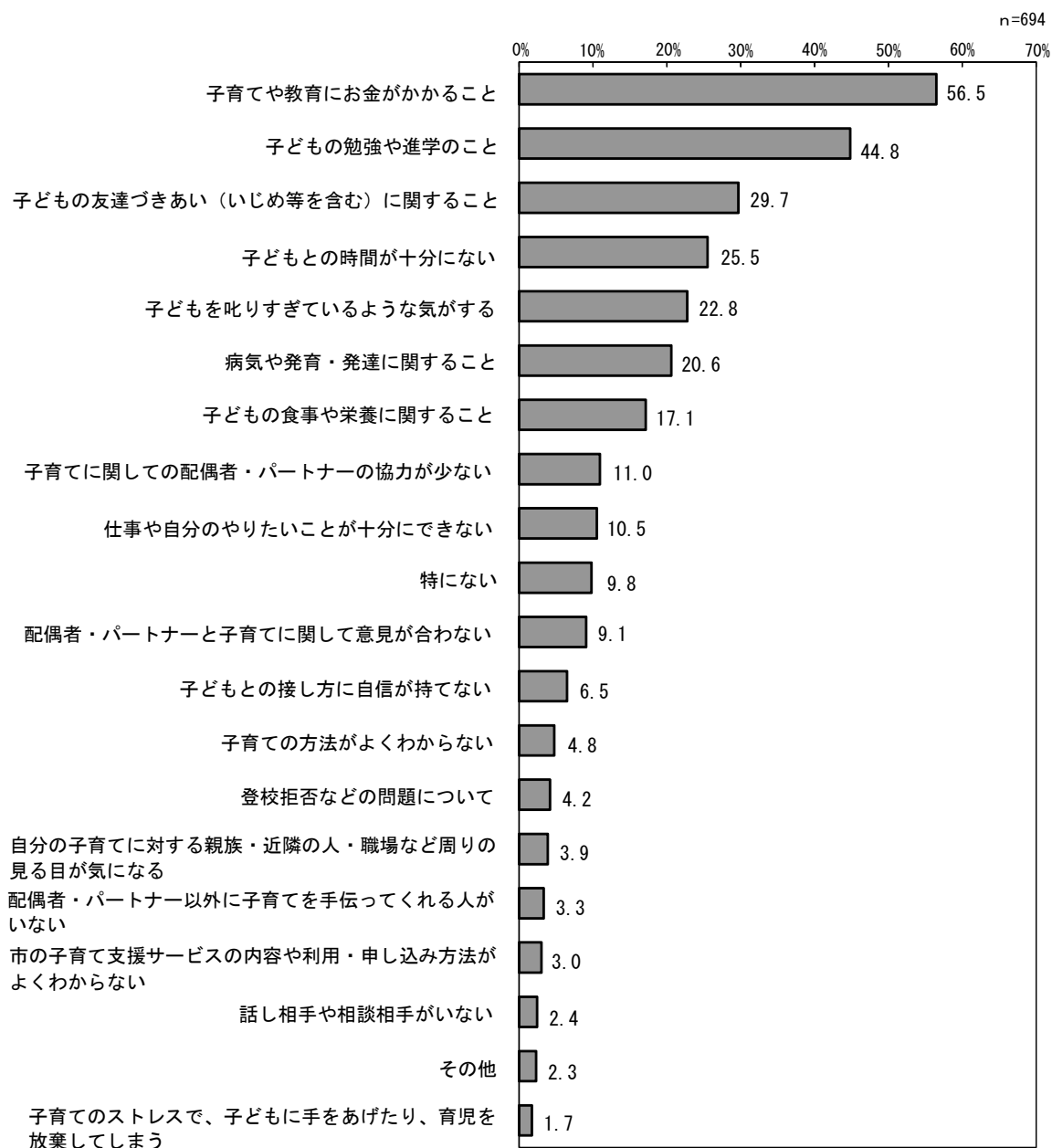


●その他 主な回答

小学校の先生・担任の先生、友人・ママ友、実家・祖父母、職場、自宅、塾・習い事の先生、スクールカウンセラー、知人、放課後デイサービス

問17 あなたは、日常子育てで悩んでいること、また気になることはありますか

「子育てや教育にお金がかかること」56.5%で最も多く、次いで「子どもの勉強や進学のこと」44.8%、「子どもの友達づきあい（いじめ等を含む）に関すること」29.7%、「子どもとの時間が十分でない」25.5%、「子どもを叱りすぎているような気がする」22.8%と続いています。



5 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果からの課題

ここでは、アンケート全般を踏まえた課題をテーマ別に記載しています。

●テーマ1 アンケート結果から見る教育・保育の需要について

→今後の教育・保育の需要量を推察し、見込み量と確保策の検討につなげることが課題です。見込み量を算出する際の希望値の参考としてアンケート結果を活用し、また利用実績も踏まえた見込み量とすることも課題です。

●テーマ2 孤立や疎遠状況の推察について（社会参加・地域交流について）

→孤立している保護者がいる可能性があるという前提で、今後の取組につなげていくことが課題です。この情報を要保護児童対策地域協議会*や保健師などの関係者間で共有することで、児童虐待や育児放棄を防ぐ具体的な対策へつなぐきっかけになると考えられます。

また、小学生も含めた親子で参加できる地域交流やイベントなどの社会参加によって、孤立や疎遠の状況を防ぐことも課題の1つと考えられます。

●テーマ3 アンケート結果から見られる子育て支援の満足度について

→計画、施策の成果（アウトカム）と捉えて評価し、今後の取組検討につなげることが重要です。現況は維持しつつ、就学前児童の保護者であれば、幼稚園・保育園の費用補助や住宅支援、安心して子どもが医療機関にかかれる体制整備に期待する声があるので、それらに対応していくことが課題です。一方で、小学生児童の保護者では安心して子どもが医療機関にかかれる体制整備に期待する声があるので、それに対応していくことが課題です。

●テーマ4 子育ての相談先・相談相手について

→相談内容として想定されるのは「経済的な不安・負担について」、「子どもの勉強や進学のこと」、「親に対する子育て方法のアドバイスや親自身の相談」、「病気や発育・発達に関すること」、「子どもの食事や栄養に関すること」、「子どもの友達つきあい（いじめ等を含む）に関すること」などが相談できる人員の確保や窓口体制を整えていくことが課題です。また、相談したいけど相談先がわからない方に、気軽に相談できる機関があることを今後も周知や広報していくことも課題になります。

*要保護児童対策地域協議会…虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童（保護者のいない児童又は保護者に看護させることが不適切であるとみとめられる児童）の早期発見及び早期対応による適切な保護並びに関係機関の円滑な連携及び協力を図る機関のことです。

その他、アンケート結果からみる第1期計画からの継続課題については、以下の通りです。

●**教育・保育の質の向上に向けた課題**

□子育て環境について満足度が高いと評価した方は約4割であったことから、現在の子育て支援事業を継続しつつ質の高い教育・保育の提供、子育て事業の周知方法などの整備を継続することが必要です。

●**子どもを健やかに育む家庭を支援するまちづくりに向けた課題**

□気軽に相談できる場所として、子育て支援施設や市の相談窓口等の活用を促すような広報の仕方がさらに必要です。

□放課後児童クラブだけでなく、放課後子ども教室等も含め、子どもたちが安全に過ごすことができる体制の整備が今後必要です。

●**子育てを支える地域を支援するまちづくりに向けた課題**

□今後、保育環境の整備により就労等の理由で保育園等に預けたいと希望する保護者は増加すると見込まれるため、ニーズに応じた供給体制の確保が必要です。

□就労時間や就労形態などのニーズは多様であり、これらの希望に対応できる就労支援の充実が必要です。

□今後も一層のワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。

□職場復帰後に教育・保育施設等の円滑利用ができるよう、利用に関する支援と事業者へ子育ての充実へ向けた取組や職場環境の改善を促す啓発活動が今後必要です。

これらの課題の解決につながるよう、子ども・子育て支援の様々な施策や事業を計画的に取り組んでいきます。

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 基本理念

基本理念

「子どもが自分らしく笑顔で育っていけるまち」

キャッチコピー

「子どもは、小城市のたから」

小城市では、安心して子どもを産み・育てることができる地域社会づくり、そのためのネットワークを地域全体で創りあげていくことの重要性を謳い、「子どもが自分らしく笑顔で育っていけるまち」を基本理念として、市の将来を担う子どもたちが安心して健やかに生きていけるまちづくりを推進してきました。

その前提には、平成20年に策定された「小城市幼児教育振興計画」で掲げられた「子どもは、小城市のたから」という考え方があります。

この次世代育成の理念と幼児教育振興に関わる考え方は、子ども・子育て支援法の趣旨である「一人ひとりが個性ある存在として認められ、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を社会全体で整備すること」、そして「地域や社会が保護者に寄り添いながら、親としての成長を支援すること」と合致するものであると考えます。

そのことから、本市の子ども・子育て支援事業を定める本計画においても、これからも変わることのない理念として次世代育成の理念を継承していくこととします。

2 基本的な施策の体系と方針

子ども・子育て支援新制度は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本としています。

障がい、疾病、虐待、生活困難、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指すことが国の指針としてもあげられています。

小城市においても、上記の考え方に沿い、本計画における基本的な施策の体系と方針を以下のように定めます。

基本理念	基本的な施策	基本方針
子どもが自分らしく笑顔で育っていけるまち ― 子どもは、小城市のだから ―	次世代育成支援に関する施策	「小城市次世代育成支援後期地域行動計画」を継承し、全ての子どもが健やかに成長できるよう、地域ぐるみの子育て支援、母親と乳幼児の健康、教育環境や生活環境の整備、職業と子育ての両立、子どもを取り巻く安全の確保、要保護児童や障がいのある子への対応など、様々な取り組みを進めます。
	地域における子育ての支援	
	母性並びに乳幼児等の健康の保持及び増進	
	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	
	子育てを支援する生活環境の整備	
	仕事と生活の調和の実現の推進	
	子ども等の安全の確保	
	要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	
	幼児期の学校教育・保育の充実	幼児期の学校教育・保育ニーズに答えられるよう、施設整備等による量的拡大・確保を図ります。 さらに、教育・保育の一体的提供、施設の質の向上等により、より良い幼児期の学校教育・保育の提供を図ります。
	幼児期の学校教育・保育の提供	
	教育・保育の一体的提供推進	
	教育・保育施設の質の向上及び教育・保育等の円滑な利用について	
	幼・保・小連携の体制強化	
	地域型保育事業と教育・保育施設との連携、地域一体の支援	
	地域子ども・子育て支援事業等の実施	妊娠・出産期から乳幼児期、学童期、18歳未満までの子どもに対し、切れ目なく、保護者の状況に応じた相談や情報提供、学びの支援を行うとともに子どもの健全な発達のための環境を整えます。 施設利用の円滑化や仕事と子育ての両立支援など総合的な支援を図ります。
	地域子ども・子育て支援事業 ↳13事業	
	産休・育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保	
	専門的な知識及び技術を要する支援の県施策との連携	
職業生活と家庭生活との両立支援に向けた雇用環境の整備		
子どもの安心・安全な環境の充実		

また、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを支えるために、乳児期から学童期のそれぞれの段階の子どもの育ちに伴う配慮や、社会のあらゆる構成員がそれぞれの立場で持つべき意識などについて、以下の視点に立って施策を推進します。

子どもの育ちに伴う視点

- ①乳児期：一般に、身近にいる特定の大人との愛着を育みながら、身体的にも著しい発育・発達が見られる時期。子どもの様々な行動や欲求に、身近な大人がいち早くかつ積極的に関わり、人に対する基本的な信頼感の芽生えや情緒の安定が図られるよう配慮することが重要です。
- ②幼児期 3歳未満：一般に、基本的な身体機能や運動機能が発達し、様々な動きを十分楽しみながら、人や物との関わりを広げ、行動範囲を拡大させていく時期。こうした姿を積極的に受け止めて、子どもに自信を持たせ、安心感や安定感を与えて、身近な環境への自発的な活動などを助けるようにすることが重要です。
- ③幼児期 3歳以上：一般に、遊びを中心とした生活の中で、特に身体感覚を伴う多様な活動を経験することで豊かな感性と好奇心、探究心や思考力が養われ、その後の生活や学びの基礎になる時期。ものや人との関わりにおける自己表出を通じての、育ちに大切な自我や主体性の芽生えを助けることが重要です。
- ④学童期：就学後は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期。学校教育とともに、遊戯やレクリエーションを含む学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後などにおける子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要です。

以上のような子どもの成長に伴う各時期の特質を捉え、切れ目のない支援の提供とともに、それぞれに応じた支援を図ります。

社会全体で子育てを支える視点

全ての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、それぞれの役割を果たすことが必要です。

- ①保護者：家庭の中のみならず、地域の中で、男女共に、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち地域社会に参加していこうという意識を持つことが重要です。
- ②地域社会：家庭、地域、施設等子どもの生活の場を有機的に連携させ、コミュニティの中で子どもを育てることが重要。教育・保育施設は、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担い、地域に開かれ、共にあること。地域の人々も子どもの活動支援や見守りに参加することが重要です。
- ③事業主：男女問わず子育て中の労働者が子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援など、職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境の整備を行うことが重要です。

以上のように、地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じられるようにすることを目指して社会環境の整備を図ります。

第4章 次世代育成支援に関する施策

本計画では、次世代育成支援対策推進法の趣旨に則り、小城市においてこれまで取り組んできた「小城市次世代育成支援後期地域行動計画」（以下、次世代計画）を踏襲します。事業の概要及び方針は以下の通りです。

記載順は次世代計画に準じており、新制度の枠組みで実施されるもの及び市の関連計画と連携するものの分類を【計画】欄に付記してあります。

また、表中の「関係課」欄は担当部署の名称を記載しています。

【計画】欄の凡例

A=子ども・子育て支援計画（教育・保育の提供）

B=子ども・子育て支援計画（その他の事業）

C=子ども・子育て支援計画（地域子ども・子育て支援事業：13事業）

D=小城市教育振興基本計画（学校教育の充実）

E=小城市総合計画

F=障がい福祉計画

1 地域における子育ての支援

（1）地域における子育て支援サービスの充実

①多様な保育サービスの展開

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 保育所の充実	・乳幼児の保護者が仕事、病気、介護等の理由で子どもを保育することができない場合に、保護者に代わって子どもを保育することを目的とした児童福祉施設。 ・待機児童ゼロを目指して保育所での受け入れ児童数を増やすとともに、施設整備を推進する。 ・入所需要と供給のバランスを確認し、施設の定員増を推進する。	保育幼稚園課	A
2 認可保育所	・待機児童ゼロを目指して保育所での受け入れ児童数を増やすとともに、施設整備を推進する。 ・入所需要と供給のバランスを確認し、施設の定員増を推進する。	保育幼稚園課	A

第4章 次世代育成支援に関する施策

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
3 認可外保育施設	<ul style="list-style-type: none"> ・認可外保育施設には託児所や事業所内保育所が含まれているが、認可は受けていないものの、柔軟な対応やユニークな保育を行っている場合もある。 ・保育サービスの供給増を図るため、良質な認可外保育施設への支援を行う。 ・認可保育所や小規模保育施設への移行を希望する施設について移行の支援を行う。 	保育幼稚園課	B
4 延長保育	<ul style="list-style-type: none"> ・保育時間を通常時間よりも延長して保育する事業。 ・各施設の延長保育の充実に向けて支援を行う。 	保育幼稚園課	C
5 一時保育事業 (一時預かり事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃は家庭で保育していても、パート勤務、病気の介護、冠婚葬祭、育児の心理的・肉体的負担の解消のため、一時的に保育所を利用することができる。週3日以内、月14日まで利用可能。 ・認定こども園については、現在も預かり保育を実施しているため、継続して一時保育を実施できるよう調整を行う。 ・認可保育所については、保育室や保育士の確保について支援を行う。 	保育幼稚園課	C
6 休日保育	<ul style="list-style-type: none"> ・日曜や祝日などの休日に家庭での保育が困難な保護者のために、平日の保育に準じて休日に実施する保育サービス。 ・保育室や保育士の確保について支援を行う。 	保育幼稚園課	B
7 ファミリー・サポート・センター事業 (子育て相互支援事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の保育サービスでは対応できないサービスを提供するために設置された子育てを支援できる者と支援を受けたい者を結びつける、地域における子育て相互支援組織。 ・全ての認定こども園や認可保育所でも事業実施ができるように支援を行う。 	社会福祉課	C
8 子育て支援総合コーディネーターの配置 (地域子育て支援拠点事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握する「子育て支援総合コーディネーター」を地域子育て支援センター、NPO等への委託等により配置し、利用者への情報提供、ケースマネジメント及び利用援助等の支援を行う。 	社会福祉課	C
9 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	<ul style="list-style-type: none"> ・共働き等により保護者が昼間家庭にない小学生の児童を対象に、授業の終了後に児童館、学校の余裕教室などを利用して、その健全な育成を図る。 ・保護者の負担金の見直しを検討する必要がある。 	教育総務課	C
10 子育て短期支援事業 (ショートステイ)	<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろな事情で子どもを家庭で養育することが一時的に難しくなった時など、乳児院や児童養護施設で、短期間(7日間程度)子どもを預かるサービス。 ・委託先の検討。 	社会福祉課	C
11 乳幼児健康支援一時預かり事業 (病児保育事業) (施設型)	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所に通う児童等が「病気回復期」のため登園できない場合に、病院等に付設された施設で一時預かることにより、子育てと仕事の両立を支援するサービス。 ・保育所での実施を検討。 	社会福祉課	C
12 預かり保育 (一時預かり事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園において通常の教育時間終了後、希望する園児を対象に預かる保育サービス。 ・認定こども園については、現在も預かり保育を実施しているため、継続して一時保育を実施できるよう調整を行う。 	保育幼稚園課	C

②子どもの養育に関する情報の提供及び助言

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 地域子育て支援センター (地域子育て支援拠点事業)	・子育てを社会的に支援することを目的とした機関で、保育所内に設置。保育所の専門機能を活用した子育て相談や指導、各種行事の開催、地域の子育てサークルの育成、子育て情報誌の発行等を実施。	社会福祉課	C
2 子育て支援の情報提供 (地域子育て支援拠点事業)	・各種の子育て支援サービス情報をまとめた子育て支援マップや子育てガイドブックの作成・配布を行う。	社会福祉課	C
3 すくすく子育て相談会	・幼児健診の事後フォローとして発達のバランスの悪さを持った子どもとその保護者を対象に、専門家による個別相談を実施する。また必要に応じ関係機関の紹介を行う。 ・事業継続は必要であるが、事業の位置づけと経費の検討が必要。	健康増進課	B
4 発達障害等支援事業	・発達の遅れやバランスの悪さを持った子どもとその保護者を対象に教室や相談会を開催し、その早期発見早期療育につなげる。 ・事業継続が必要。	健康増進課 保育幼稚園課	B

③子育て支援ネットワーク

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 子育て支援 (育児サークル) (地域子育て支援拠点事業)	・就学前の子どもやその家族を対象に、サークル活動を通じて親子のふれあいを深め、母親間の仲間づくりを促し、地域としての子育て活動を広げていく。	社会福祉課	C
2 つどいの広場 (地域子育て支援拠点事業)	・乳幼児(0～3歳児)をもつ子育て中の親子の交流、集いの場を提供する。 ・子育てアドバイザーが、子育てに関する悩み相談を実施。また、地域の子育て関連情報の提供や、子育てサポーターの講習を実施する。	社会福祉課	C

(2) 子どもの健全育成

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 児童センターの整備と子どもたちの居場所としての利用促進	・児童の健全育成の拠点として、地域の特性に応じた積極的な活動や中・高校生の居場所としての児童センターの利用を促進する。 ・市民ニーズにあった児童センターの利用について検討する必要がある。	社会福祉課	B

(3) 経済的支援の充実

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 児童手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生までの保護者に支給する。 (第1子・2子 10,000 円、第3子以降 15,000 円) ・3歳未満は一律 15,000 円 ・中学生は一律 10,000 円 ・特例給付 5,000 円(所得制限あり) ・現状通り実施。 	社会福祉課	B
2 子どもの医療費 助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの医療に要する医療費について助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進を図る。 ・助成方法は「定額一部払方式」で、入院の場合、医療機関ごとに1か月 1,000 円の自己負担を支払い、通院の場合、医療機関ごとに1か月 500 円の自己負担(2回まで)を払い、調剤費の自己負担はない。 ・現状通り実施。 	社会福祉課	B

2 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

(1) 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 妊婦健康診査 (医療機関委託)	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠の届け出をした人に母子健康手帳、妊婦健康診査受診票を交付し、安全な妊娠出産ができるように定期的に健康診査を受け、妊娠中の異常を早期に発見し適切な保健指導、支援を行う。 ・妊娠届出時に必ず保健師が面接し、支援が必要な妊婦を把握する。 	健康増進課	C
2 両親学級 (パパママ教室)	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産・育児を夫婦で協力して実践できる基盤を作り、産後うつ、育児不安の予防を図る。 	健康増進課	B
新)3 産後スクリーニング事業	<ul style="list-style-type: none"> ・産後うつを早期に発見し、育児不安を軽減させ、虐待の防止を図る。 	健康増進課	B

(2) 子どもの健やかな成長と育児不安の軽減

①母子保健の推進

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
新)1 子育て世代包括支援センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーターが各機関との連携・情報の共有を図り、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援をワンストップで行うとともに、全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、要支援者には支援プランを作成する。 	健康増進課	C
2 乳児健康診査 (医療機関委託)	<ul style="list-style-type: none"> ・生後3～4か月と9～11か月の乳児に対し、健康診査を行うことにより、異常を早期に発見し、必要に応じて適切な指導を行い、乳児の健康維持、増進に努める。 ・機会あるごとに受診を勧奨し、その徹底に努める。 	健康増進課	B
3 乳児健康診査 (集団健診)	<ul style="list-style-type: none"> ・生後6～8か月の乳児に対し、健康診査を行うことにより、異常を早期に発見し、必要に応じて適切な指導を行い、乳児の健康保持、増進に努める。 ・全ての対象児に保健師が面接できる唯一の機会であるため、開催は不可欠である。継続実施していく。 	健康増進課	B
4 1歳6か月児健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ・1歳6か月児に健康診査を実施することにより、心身障がい(運動機能、視聴覚障害、精神発達の遅滞等)を早期発見し、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養及び育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持増進を図る。 	健康増進課	B
5 3歳児健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳児に健康診査を行い、視覚、聴覚、運動、発達等の心身障がい、その他疾病及び異常を早期に発見し、むし歯の予防、発育、栄養、生活習慣その他育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持増進を図る。 	健康増進課	B

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
6 育児相談 (定期健康相談) (離乳食相談)	・母親の育児不安を解消するとともに、自信をもって育児ができるよう支援し、母子の健康の保持増進を図る。	健康増進課	B
7 予防接種	・伝染病のおそれがある疾病の発生及びまん延の防止を目的として予防接種法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、定期の予防接種を行い、感染症の予防と健康の保持を図る。	健康増進課	B
8 訪問指導	・妊産婦・乳幼児の健康状態、栄養、生活環境、疾病予防など妊娠、出産、育児について家庭訪問を行い、安心して出産育児ができるよう支援する。 ・対象者への連絡を円滑にし事業継続に努める。	健康増進課	B
9 フッ化物洗口事業	・保育所・幼稚園、小学校、中学校において洗口動作ができる幼児及び小中学生を対象に、フッ化ナトリウム水溶液を用いて集団的、継続的に洗口を行う。	健康増進課 教育総務課	B D
10 フッ化物塗布及び 歯科健診	・1歳以上の幼児(フッ化物洗口をしている子を除く)を対象に、歯科健診とフッ化物塗布を実施している。また必要な子どもに対して仕上げ磨きの実施を指導する。 ・参加者に家庭でできるむし歯予防を周知し、その効果拡大に努める。	健康増進課	B

②地域子育て環境づくり

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 母子保健推進員 地域活動事業	・委嘱を受けた母子保健推進員が、地域での訪問活動の中で各種教室、健診への受診勧奨、相談などを行い、安心して育児ができるよう支援する。 ・母子保健推進員のPRをし、地域と行政との連携役になっていくよう努める。	健康増進課	B
2 乳児家庭全戸訪問 事業	・生後4か月までに保健師及び母子保健推進員による訪問をし、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行い、必要なサービスにつなげる。 ・妊娠届出時に訪問承諾を得る等を行い事業のPRを行う。	健康増進課	B
3 養育支援訪問事業	・乳児家庭全戸訪問事業の結果やその他母子保健事業等の中で養育支援が必要と認められる家庭に保健師及び家庭相談員等専門職が訪問支援を行う。	健康増進課 社会福祉課	B

(3) 食育の推進

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 食育教室 (ふれあい食体験 教室)	・食に関する正しい知識と望ましい食習慣の形成を図る。 ・共食を通じた望ましい食習慣の形成や、食農体験、食育体験等の活動を通して食への感謝の気持ちを育んでいく。	健康増進課	B

(4) 思春期の保健対策と健康教室の推進

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 赤ちゃん出会い・ふれあい・交流事業	<ul style="list-style-type: none"> 健全な父性、母性の育成支援及び感性豊かな人間育成を図る。 中学校では、県の「市町立中学校性教育外部講師招へい事業」などを活用し、命の大切さや性に関する正しい知識を身に付けるために講演会、研修会を実施している。 現状通り実施。 	学校教育課	D

(5) 小児医療の環境整備等

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 小児救急医療支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 二次医療圏単位で休日及び夜間における小児科医を確保し、広域的に連携し小児第一次医療を充実させ、乳幼児の急病時における保護者の不安の軽減を図る。また、広報での救急医療情報提供と意識啓発を行う。 出生届の届け時及び広報で住民に周知するとともに、休日夜間の診療の確保に努める。 	健康増進課	B
2 救急医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 休日は一次医療体制として日曜在宅当番医制、二次医療体制として病院群輪番制病院を配備する。また平日夜間については、夜間救急外来診療体制の整備、24時間対応での医療施設の整備を行う。 医師会との連携により体制の確保をし、広報及びメディアによる情報提供を行う。 	健康増進課	B

(6) 不妊に関する取り組み

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 不妊治療支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 不妊治療をしている夫婦に対して経済的負担の軽減に努め、治療しやすい環境をつくる。 国・県の動向を見ながら、補助対象者や事業内容を検討し事業継続していく。 	健康増進課	C

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 次代を担う親の育成

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 学校教育における 子育て教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領において、男女が互いに協力して家庭を築き、子どもを産み育てることの意義を学習する機会を一層充実させる。 ・中学校技術・家庭科学学習指導要領に沿って、子どもが育つ環境としての家族の役割についての理解や、家族関係又は幼児の生活について工夫し、計画を立てて実践できる力を養うことをねらいとした学習に取り組んでいく。 ・現状通り実施。 	学校教育課	D

(2) 家庭や地域の教育力の向上

①家庭教育への支援の充実

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 家庭教育に関する 情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・親が家庭を見つめ直し、自信をもって子育てに取り組んでいく契機となるよう、家庭教育支援講座を実施し、情報提供に努める。 ・家族みんなが絆を深め、家族の大切さについて考えるきっかけとなるような家庭の日の普及に取り組んでいく。 	生涯学習課	B

②地域の教育力の向上

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 スポーツ活動の 支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、関心に応じて、いつでも、どこでもスポーツ活動を行うことができる生涯スポーツ社会の実現に向けた、総合型地域スポーツクラブを支援する。 ・支援により、子どもたちへも身近にスポーツの機会が提供できるよう図っていく。 	生涯学習課	B
2 地域の教育力の 活性化及び 体験活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の教育力の活性化及び体験活動の充実を総合的に推進するため、社会的気運の醸成に向けた取組を展開するとともに、地域の実情に即した子どもの多様な活動を推進する。 ・7地区の青少年育成会の連携強化と、会の支援を行い、子どもクラブの活性化を図る。 	生涯学習課	B

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
3 農業・農村体験 学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> 子ども達が農業・農村に親しみを感じる機会を充実させるため、全国的な体験学習の推進体制づくり、文部科学省と連携したモデル地区の設置のほか、身近な水辺環境の活用や修学旅行等を通じた学校内外における農業・農村体験学習を推進する。 今後も食農体験を通して食への感謝の心を育むことを目標にして、小中学校全校で農漁業の体験活動ができるように推進していく。 	学校教育課	D
4 放課後子ども教室 事業	<ul style="list-style-type: none"> 1学校に1教室の開催を維持し、保護者の仕事と子育ての支援を図るため土曜日等の教育環境を豊かなものにするるとともに、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力により、土曜日等に体系的・継続的なプログラムを計画し、放課後児童クラブとの連携を図る。 参加者を増やすようにPRし、事業内容の工夫に努める。 	生涯学習課	B

(3) 子どもの「生きる力」の育成に向けた学校教育環境等の整備

①確かな学力の向上

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 習熟度別指導 などのきめ細かな 指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> 教科等に応じ、20人程度の少人数指導や習熟度別指導を行うなど、きめ細かな指導を行う学校の具体的な取り組みを支援する国の第8次公立義務教育諸学校教職員数改善計画を活用する。 学校訪問等により指導の実態を把握し、さらなる改善に向け、具体的な指導・支援を行う。 	学校教育課	D
2 地域の人の ボランティア講師 としての活用	<ul style="list-style-type: none"> 優れた知識経験や技能を有する社会人を学校現場に活用するため、ゲストティーチャーとして授業に参加することができる制度。 各学校の年間カリキュラムのもと、主に総合的な学習において、地域人材をゲストティーチャーに迎え、地域の歴史、文化、自然、産業に様々な体験学習を実施している。 現状通り実施。 	学校教育課	D
3 学力向上対策推進 事業	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度より、市単独で推進する学力向上推進のための委嘱事業。12校で推進委員立ち上げ、学力向上に関する研究・実践を促進する。 平成26年度より、学力向上研究会に教育情報化授業実践部会を立ち上げる。ICTを利活用した指導方法の実践的研究を推進し、その成果を市内の各学校で共有できるようにする。 	学校教育課	D
4 キャリア教育推進 事業	<ul style="list-style-type: none"> 小中高を通じ、組織的・系統的なキャリア教育を行うための指導方法・内容の開発。 勤労観、職業観を身につけさせるためのキャリア・アドバイザーの確保及びその活用。 学校、産業界、関係教育行政機関等による職場体験活動推進のためのシステムづくり、など。 中学2年生を対象に職場体験を実施。 現状通り実施。 	学校教育課	D

②豊かな心の育成

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 スクール カウンセラーの 設置	<ul style="list-style-type: none"> ・国や県の補助事業で、スクールカウンセラーを配置し、いつでも個別に児童の相談を受けられるような雰囲気づくりをし、専門的な立場から家庭と連携をとりあい児童の心のケアを図る。特に中学生については思春期の心身の悩み事相談の充実を図っていく。 ・今後も継続していくことが求められているが、学校からは、配置時間の拡大を求められている。 	学校教育課	D
2 教育相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市単独事業で、子ども支援センターを設置。不登校やいじめなど、児童・生徒あるいは保護者、教師の悩みについてのサポート体制を拡充。適応指導教室、電話による相談窓口として「心のホットライン」を開設。 ・特別支援教育の充実が、大きな学校課題となっており、相談員による発達検査の実施や学校からの相談、関係機関とのケース検討会議の要請など、年々そのニーズは高まるばかりである。現体制の拡大について検討が必要である。 	学校教育課	D
3 青少年の問題行動 に関する 支援ネットワークの 設置	<ul style="list-style-type: none"> ・問題行動を起こす児童・生徒の早期発見・早期対応を始め、より一層きめ細かな支援を行うため、学校・家庭・関係機関が連携した地域ぐるみのサポートシステムを構築、その推進を図る。 ・建設課と連携した通学路の安全点検の推進と小城警察署と連携した小学校での安全パトロールの取り組みを推進する。また、スクールサポーターを活用した生徒指導の推進を図っていく。 	学校教育課	D
4 青少年文化芸術 活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが本物の文化芸術に直に触れ、創造活動に参加する事により、多くの感動や刺激を受け、感受性豊かな人間としての成長を促す。学校や地域社会における子どもたちの文化活動の実践、鑑賞機会の提供。 ・国の事業で小中学校にオーケストラや演劇等の巡回公演事業を実施。毎年希望校を募り、その中から実施校を選定されている。 ・学校においては、現状通り実施。 	学校教育課	D

③健やかな体の育成

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 スポーツ活動を通じた児童の体力向上と地域交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後における運動部活動等を通じて、子ども達がスポーツの楽しさ、爽快感、達成感などを体験する機会を推進し、生涯にわたりスポーツに親しむ基礎を培うとともに、体力の向上に資する事業を実施。 ・子どもたちが日常生活の中で家族や仲間と運動・スポーツ活動の楽しさを気軽に親しむことのできる環境づくりを推進するため、学校・地域・家庭等による総合的な方針を展開。 ・スポーツを行わない子どもに対して魅力ある活動を提供し、子どものスポーツへの意欲・関心を高める。 	生涯学習課	B

④信頼される学校づくり

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 「防犯教室」の開催など、学校安全の総合的な取組を推進	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、学校の管理下での事件・事故等が大きな問題となっている状況を踏まえ、防犯や救急処置等の訓練などを実施する「防犯教室」の開催を推進するなど、学校安全の充実等の総合的な取り組みを推進する。 ・市内全ての小中学校で、年1回以上の防犯教室を計画的に実施している。 ・現状通り実施。 	学校教育課	D
2 学校評議員の設置及び活用	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営に関し、開かれた学校づくりの推進並びに学校・家庭・地域の連携及び協力を図るため、小・中学校に学校評議員を配置する。 ・学校と地域との関わりなど評議員への負担増とならないような仕組みづくりが必要。 	学校教育課	D

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 関係機関等との連携した有害環境の防止対策(生涯学習、青少年育成市民会議関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育機関、PTA等と連携し、有害環境下から子どもたちを守るための措置を講じていく。 ・毎年定期的に環境点検活動を実施予定。 	生涯学習課	B

4 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 良質な住宅の確保

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 公営住宅における 優先入居	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅への入居の選考に際し、母子世帯・老人世帯については、入居順位の抽選優遇扱いの実施。 ・現状通り実施。 	建設課	B

(2) 安全な道路交通環境の整備

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 市道歩道設置	<ul style="list-style-type: none"> ・幅の広い歩道等の整備等による歩行空間のバリアフリー化を推進する。 ・必要に応じて今後も歩道整備を進める。 	建設課	E
2 通学路交通安全 プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の通学路において関係機関と連携して合同点検を実施し、必要な対策を取りまとめ、関係機関による役割分担のもと、その対策を推進する。 ・現状通り実施。 	防災対策課 建設課 教育総務課	E

(3) 安心して外出できる環境の整備

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 公共施設の バリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路や公共施設、商業施設、駅等における段差の解消、エレベーター・エスカレーターの設置を促進し、ベビーカーが使用しやすいなど乳幼児を連れて外出しやすいまちづくりに努める。 ・公共施設にベビーカーの設置や公共施設のトイレにベビーシートを設置するなど乳幼児を連れて外出しやすいまちづくりに努める。 ・現状通り実施。 	社会福祉課 保育幼稚園課 健康増進課 建設課	B

5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現の推進

（１）多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 県が進める「子育て応援宣言事業所」登録制度の普及促進(21世紀職業財団で実施)	<ul style="list-style-type: none"> ・企業自らが従業員の子育て支援に積極的に取り組むことを宣言する企業・事業所を県が登録証の交付、宣言実行のサポートを行い、宣言企業を県発行のリーフレットやホームページで紹介し、啓発等を推進する。 ・現状通り実施。 	商工観光課	B
2 育児休業の取得率等について事業主等に対する意識啓発(21世紀職業財団で実施)	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業の取得率等について設定した社会全体の目標値の達成に向けて、事業主等に対して意識啓発を実施。 ・男女ともに育児に参加するように社会全体の啓発活動を行っていく。 	商工観光課	B

（２）仕事と子育ての両立の推進

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 ファミリー・サポート・センター事業(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の保育サービスでは対応できないサービスを提供するために設置された子育てを支援できる者と支援を受けたい者を結びつける、地域における子育て相互支援組織。 ・全ての認定こども園や認可保育所でも事業実施ができるように支援を行う。 	社会福祉課	C
2 育児・介護休業に関する関係法令の周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法等関係法令の周知・啓発。 ・引き続き広報誌等で周知を行っていく。 	商工観光課	B

6 子ども等の安全の確保

(1) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 犯罪等に関する 情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民に対し、市報、交番・駐在所広報誌、警察本部のホームページ等によって、子どもに対する声掛け事案等子どもが被害者となる事案の発生場所、時間帯、犯行手口等の情報提供を推進する。 ・小城市ポータルによる緊急メール配信へとシステムを実施。小学校入学時に登録をしてもらおうと9年間自動的に更新するので、未登録者については、年度初めに登録を確実にしてもらおうよう、学校へ依頼する。 	教育総務課 保育幼稚園課	D B
2 関係機関・団体 との連携、 情報交換	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに対する声掛け事案等子どもが被害者となる事案の発生場所、時間帯、犯行手口等の情報について、関係機関・団体との情報交換を推進する。 ・小城中を拠点校としてスクールサポーターを配置しており、必要に応じて小城警察署との情報交換を行っている。 ・現状通り実施。 	教育総務課 学校教育課	D
3 学校等における 防犯教室の講習会 の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・市、学校、保護者への防犯講習会の開催。 ・学校においては、市内全小中学校で、年1回以上の防犯教室を実施している。 ・現状通り実施。 	学校教育課	D
4 「子ども110番の 家」等の 防犯ボランティア 活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが被害に遭い又は遭うおそれがある場合における一時的な保護と警察等への通報を行う「子ども110番の家」等に対して、保護の要領、警察への通報等に関するマニュアルの配布、講習会の実施、地域安全情報の提供等の支援を推進する。 ・毎年、子どもの安全を地域で見守る会を実施。 	生涯学習課	B
5 「青色回転灯によ る防犯パトロール」 等の 防犯ボランティア 活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の子ども達は地域で守るとの思いにより平成18年6月小城市青少年育成市民会議が発起し結成。 ・市内各地、地域の実情に即したルートでボランティアによる青色回転灯防犯パトロールを行っている。 ・毎年、子どもの安全を地域で見守る会を実施。 	生涯学習課	B

(2) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 児童等の交通安全 教室	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所、幼稚園、小学校、中学校での交通安全教室を実施し、次世代を担う子どもたちが事故などに遭わないように指導する。 	防災対策課	E

7 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

(1) ひとり親家庭等の自立支援の促進

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 母子家庭等 自立支援教育訓練 給付金事業	<ul style="list-style-type: none"> ・事前相談において、認定を受けた職業能力の開発のための指定講座を受講した母子家庭の母等に対して、教育訓練終了後、自立支援教育訓練給付金を支給する。 ・母子家庭等の保護者にとってはありがたい事業であるが、利用者が少ないという結果が出ている。母子家庭等の状況をよく把握し、事業の目的が達成できるようにしたい。 ・現状通り実施。 	社会福祉課	B
2 母子家庭等高等 職業訓練促進 給付金事業	<ul style="list-style-type: none"> ・事前相談において、認定を受けた資格取得を目的とする養成期間において2年以上修業する母子家庭の母等に対して高等職業訓練促進給付金を支給する。 ・母子家庭等の自立のためには、資格取得は有効な手段であり、児童扶養手当の申請時や現況届時等に、事業内容の広報啓発をしていく必要がある。また、平成 25 年度からは父子家庭まで拡大されたこともあり、一層の事業周知に努める必要がある。 ・現状通り実施。 	社会福祉課	B
3 母子生活支援施設 の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・18 歳未満の子どもを養育している母子家庭の母が、生活上のいろいろな問題のため、子どもの養育が十分にできない場合に、子どもと一緒に児童福祉施設に措置を行う。 ・他自治体の施設の運営状況に左右されるため、相談者の希望に応えられない場合もある。 ・市が運営する施設の設置が必要ではあるが、財政問題と併せて、ニーズが予測できないため、費用対効果の面が課題である。 ・現状通り実施。 	社会福祉課	B
4 母子父子募婦福祉 資金の貸付	<ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子家庭及び寡婦の生活安定とその児童の福祉を図るため各種資金貸し付けを行う。 ・広報を行い、制度を周知徹底するよう努める。 ・現状通り実施。 	社会福祉課	B
5 児童扶養手当の 支給	<ul style="list-style-type: none"> ・18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童がいる母子家庭等に支給する。 ・今後もひとり親世帯が自立できるよう就労支援等相談に努める必要がある。 ・現状通り実施。 	社会福祉課	B
6 ひとり親家庭等 医療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・母子(父子)家庭の母(父)及び児童が、健康保険により病院などの医療機関で診療を受けた場合、医療費の自己負担金を助成する。 ・現物給付にできないかとの要望があるが、県全体的な問題であり市単独では解決できない。 ・現状通り実施。 	社会福祉課	B

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
7 ひとり親家庭等の 相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の様々な相談や就業の相談に早期に対応し、支援体制を整備する。 組織の見直しについて検討を必要とする。 	社会福祉課	B

(2) 障がいのある子どもへの支援

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 総合的な教育支援 体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 小・中学校の通常の学級に在籍するLD、ADHD、自閉スペクトラム症的傾向のある児童生徒に対する総合的な教育支援体制の整備を推進する。 発達障がいやその可能性のある児童生徒への支援体制の整備は、重点課題の1つである。三日月小・中をモデル地区として、その早期支援の充実に向けた研究を推進し、研究成果の発信をしていく。 	学校教育課	D
2 自立支援給付及び 地域生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 障がい児の状況に応じて、障がい児通所支援サービス(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス等)を提供する。 障がい児に対し、手術等により生活能力を得るために必要な医療に係る費用を給付する。 障がい児が日常生活や社会生活をより容易にするため、補装具(義肢の装具・車椅子等)の交付又は修理を行う。 自力では屋外の移動が困難な障がい児が社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加を目的とする外出を行う際に、移動の支援を行う。 	高齢障がい 支援課	F
3 障害児福祉手当事業	<ul style="list-style-type: none"> 20歳未満の在宅で、重度の障がい状態にあるため、日常生活で常時介護を必要とする障がい児に支給する。 	高齢障がい 支援課	F
4 特別児童扶養手当事業	<ul style="list-style-type: none"> 精神や身体に障がいを有する20歳未満の児童の養育者に支給する。 	高齢障がい 支援課	F
5 障がい児支援の周知徹底と住民理解のための広報	<ul style="list-style-type: none"> 市民全体が障がい児支援(障がい福祉サービス)について理解できるよう、引き続き周知を図る。 障がい児に対する相談支援体制の整備、住民理解のための啓発活動に努める。 	高齢障がい 支援課	F
6 発達障がい児支援 調整会(幼児教育・ 保育ネットワーク 研修)	<ul style="list-style-type: none"> 発達障がい児、気になる子への対応を保育士、幼稚園教諭に研修してもらい、障がい児への対応を理解して支援できるようにする。 平成26年度からは、小城市幼児教育・保育ネットワーク研修会で実施予定。 	保育幼稚園課	B
7 事故防止啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> 健診時にパンフレットを配布し周知を図る。 引き続き、出生時及び各種健診時でパンフレットを配布し周知を図り、訪問時等の説明を徹底する。 	健康増進課	B

(3) 児童虐待等対策の充実

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 つどいの広場 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児(0~3歳児)をもつ子育て中の親子の交流、集いの場を提供する。 ・子育てアドバイザーが、子育てに関する悩み相談を実施。また、地域の子育て関連情報の提供や、子育てサポーターの講習を実施する。 	社会福祉課	C
2 子育て支援総合 コーディネーターの 配置 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握する「子育て支援総合コーディネーター」を地域子育て支援センター、NPO 等への委託等により配置し、利用者への情報提供、ケースマネジメント及び利用援助等の支援を行う。 	社会福祉課	C
3 児童虐待防止ネ ットワーク事業や 乳幼児健診に おける育児支援 強化事業などの 実施	<ul style="list-style-type: none"> ・母親の育児不安等の解消を図るとともに、虐待・育児等の問題に早期に対応するため、地域の実情に応じて、児童虐待防止ネットワーク事業や乳幼児健診における育児支援強化事業などのメニュー事業(育児等健康支援事業)を選択して実施。 ・平成22年度より養育支援訪問事業の実施。 ・母子保健担当と児童相談担当で虐待ケースへの対応について検討会を実施。 ・円滑な連携による育児支援・見守り体制について情報共有、定期的な訪問家庭支援などが必要である。 ・現状通り実施。 	社会福祉課 健康増進課	B
4 相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめや不登校、児童虐待などの問題に早期に対応する家庭相談員を配置し、相談支援体制を整備する。 ・虐待ケースへの対応が長期化かつ重篤化し、支援体制が量的、質的にも不足している。 ・コーディネート機能を強化するような関係職員のスキルアップ研修、関係機関の円滑な連携による支援・見守り体制の充実、専門的集団組織の編成が必要と考えられる。 ・現状通り実施。 	社会福祉課	C

第5章 教育・保育提供区域の設定

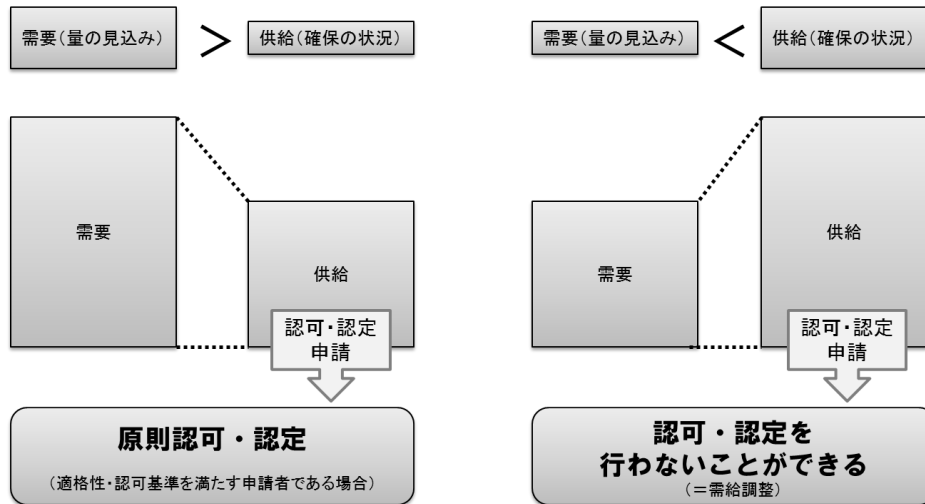
1 教育・保育提供区域の定義

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法にかかる教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域です。（子ども・子育て支援法第61条第2項）

保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案した上で市町村が設定するもので、小城市においても、地域ニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスを図る）ための基礎的な範囲として設定します。

なお、運用に当たり、次の事項が定められています。

- 1 教育・保育提供区域は、教育・保育事業に共通の区域設定が基本。
ただし、施設状況や利用実態に応じて、「子どもの認定区分ごとの設定」「地域子ども・子育て支援事業ごと（13事業のうち、11事業）の設定」も可能。
- 2 教育・保育提供区域は、教育・保育事業を認可する際の需給調整の判断基準となる。
各提供区域の中で供給が不足する区域がある場合、その区域内に認可基準を満たす申請があれば、原則、認可しなければならない（※）。



※①社会福祉法人、学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識や経験に関する要件を満たすことを求める。②その上で、欠格事由に該当する場合や、供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。

- 3 施設や事業の利用は、提供区域内での利用が原則。ただし、区域外の施設・事業の利用も可能。

2 教育・保育提供区域の設定

小城市では、以下に挙げる考え方から、認定区分（1号、2号、3号）ごとの幼児期の学校教育・保育と、地域子ども・子育て支援事業の提供区域を、以下のように設定します。

教育・保育の提供区域

事業区分(子どもの認定区分)	区域設定	考え方
1号認定 (3歳以上・教育のみ)	1区域 (市内全域)	教育施設である幼稚園・認定こども園については、教育理念への賛同など移動しやすさ以外の施設選択も考えられること。保育施設である保育所・認定こども園の市内の設置状況等から、細かな区域設定よりも市内全体での供給調整を行った方が今後柔軟な対応が可能と考えられること。以上により1区域(市内全域)の設定とします。
2号認定 (3歳以上・保育あり)	1区域 (市内全域)	
3号認定 (0～2歳・保育あり)	1区域 (市内全域)	

地域子ども・子育て支援事業（法定事業）の提供区域

地域子ども・子育て支援事業	区域設定	考え方
①利用者支援事業	1区域 (市内全域)	相談支援、情報提供という事業特性を踏まえ、市内全域とします。
②地域子育て支援拠点事業	1区域 (市内全域)	現状の拠点配置状況及び利用には地域の制約もないことから、市内全域とします。
③妊婦健康診査	1区域 (市内全域)	県内外の医療機関で受診可能で、区域を設定するものではないため市内全域とします。
④乳児家庭全戸訪問事業	1区域 (市内全域)	訪問型の事業のため、市内全域とします。
⑤養育支援訪問事業	1区域 (市内全域)	居住地区によらず全市的な対応を行うため、市内全域とします。
⑥子育て短期支援事業	1区域 (市内全域)	一時的・不定期的な利用であることと、供給体制の現状を踏まえ、市内全域とします。

⑦ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	1区域 (市内全域)	一時的・不定期的な利用であることと、供給体制の現状を踏まえ、市内全域とします。
⑧一時預かり事業	1区域 (市内全域)	一時的・不定期的な利用であることと、供給体制の現状を踏まえ、市内全域とします。
⑨延長保育事業	1区域 (市内全域)	定期的に利用している保育施設で提供するため、教育・保育の設定と同じく市内全域とします。
⑩病児保育事業	1区域 (市内全域)	一時的・不定期的な利用であることと、供給体制の現状を踏まえ、市内全域とします。
⑪放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	8区域	当該事業の基本となっている提供施設の配置を踏まえ、小学校区と同じ8区域とします。

提供区域設定を行わない事業

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	—	区域ごとに需給対応する事業ではないため、区域設定はありません。
⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業	—	区域ごとに需給対応する事業ではないため、区域設定はありません。

第6章 幼児期の学校教育・保育の充実

1 「量の見込み」と「確保の内容」について

幼児期の学校教育・保育の提供については計画期間中の各年度に利用希望が発生すると想定した量（量の見込み）に対して、提供する市の計画数（確保方策）を表として示しています。

教育・保育の「量の見込み」算出方法

算出方法の概要は以下の通りです。

$$\text{就学前の子ども推計（人）} \times \text{潜在家庭類型の算出（\%）} \times \text{利用意向率の算出（\%）}$$

または

$$\text{就学前の子ども推計（人）} \times \text{過去の各事業の児童数当たりの平均利用率の算出（\%）} \\ \times \text{過去の各事業の平均利用変動率の算出（\%）}$$

の2つの算出方法で数値を比較検討して見込み量として算出しています。

①就学前の子どもの推計

計画期間中の就学前の子どもの数を過去の実績値を基に推計しています。

②「潜在家庭類型」を分類・算出

ニーズ調査を基に、父母の配偶者の有無及び就労状況により分類した「現在の家庭類型」に、母親の将来の就労意向等を反映し、「潜在家庭類型」の分類ごとの構成割合を算出しています。

③各家庭の教育・保育施設や地域型保育事業の利用意向率を算出

ニーズ調査の回答を基に施設や事業の利用意向割合（率）を算出しています。

④「家庭類型別児童数」の算出

$$\text{「就学前の子どもの数（推計）」} \times \text{「潜在家庭類型割合（\%）」} \\ = \text{「家庭類型別児童数（人）」}$$

⑤「量の見込み」の算出

$$\text{「家庭類型別児童数（人）」} \times \text{「利用意向率（\%）」} = \text{「量の見込み（人）」}$$

地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」算出方法

地域子ども・子育て支援事業については、事業ごとに、算定の対象とする子どもの年齢、家庭類型などが異なりますが、基本的には教育・保育と同様の考え方で算出方法が示されています。ただし、ニーズ調査では見込みが算出されない事業もあり、その場合は、市で過去の利用実績から独自の推計を行っています。

市町村ごとの検討

「教育・保育」「地域子ども・子育て支援事業」のいずれも、計画策定に当たっては地域の実態等も鑑み市町村ごとに量の見込みの設定を検討していくこととされています。

2 幼児期の学校教育・保育の提供

計画期間の「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（満3歳未満の子どもの保育利用率を含む。）」、及び、「量の見込み」に対応する教育・保育施設及び地域型保育事業等による提供体制と実施時期を以下の通り定めます。

表で「量の見込み（A）」は今後（計画期間中の5年間）に利用希望が予想される需要量、「確保方策（B）」はその需要に対する提供体制（提供予定数＝市の計画数）を記したものです。

1号認定（3-5歳・教育のみ・認定こども園幼稚園部）

【量の見込みの算出】

ニーズ調査による算定値に実態との乖離が見られたため、直近3年度の利用実績の平均値を基に見込みました。その結果に、潜在ニーズの存在を勘案して約10%の上乗せを行い、将来児童人口の推移を加味して見込みました。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	市内	365	358	351	344	338
	市外	3	2	3	3	4
確保方策 (B)	特定教育・ 保育施設	440	360	375	375	375
	確認を受けない 幼稚園	0	0	0	0	0
	市外	79	75	70	64	56
過不足(B-A)		151	75	91	92	89

【提供の方策・実施の方針】

1号認定(3-5歳・教育のみ)の子どもは、現状の施設で供給が足りることとなります。

2号認定（3-5歳・教育希望／保育必要・認定こども園保育園部）

【量の見込みの算出】

ニーズ調査による算定値に実態との乖離が見られたため、直近3年度の利用実績の平均値を基に見込みました。その結果に、潜在ニーズの存在を勘案して約10%の上乗せを行い、将来児童人口の推移を加味して見込みました。「幼児期の学校教育の利用希望が強い」の見込み数は、ニーズ調査で幼稚園・認定こども園の利用意向がある人の率により算定したものです。

		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		3-5歳 教育希望	3-5歳 保育必要	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育必要	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育必要
量の見込み (A)	(市内)	0	850	0	833	0	817
	(市外)	0	9	0	9	0	8
確保 方策 (B)	特定教育・保育施設	0	828	0	855	0	885
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設	0	7	0	7	0	7
	特定教育・保育施設 (市外)	0	148	0	134	0	118
	確認を受けない幼稚園 (市外)	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設(市外)	0	0	0	0	0	0
過不足(B-A)		0	124	0	154	0	185

		令和5年度		令和6年度	
		3-5歳 教育希望	3-5歳 保育必要	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育必要
量の見込み (A)	(市内)	0	801	0	785
	(市外)	0	9	0	8
確保 方策 (B)	特定教育・保育施設	0	872	0	872
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0
	企業主導型保育施設	0	7	0	7
	特定教育・保育施設 (市外)	0	104	0	87
	確認を受けない幼稚園 (市外)	0	0	0	0
	認可外保育施設(市外)	0	0	0	0
過不足(B-A)		0	173	0	173

【提供の方策・実施の方針】

2号認定のうち「教育希望」(幼児期の学校教育の利用希望が強い人)は、実際の利用では1号認定になると考えられます。

3号認定（0歳・保育必要・認定こども園保育園部）

【量の見込みの算出】

ニーズ調査による算定値に実態との乖離が見られたため、直近3年度の利用実績の平均値を基に見込みました。その結果に、潜在ニーズの存在を勘案して約10%の上乗せを行い、将来児童人口の推移を加味して見込みました。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	(市内)	215	211	207	203	199
	(市外)	2	2	2	2	2
確保方策(B)	特定教育・保育施設	118	123	132	133	133
	特定地域型保育事業	13	18	18	18	18
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設	4	4	4	4	4
	特定教育・保育施設(市外)	16	13	11	9	9
	特定地域型保育事業(市外)	3	2	2	2	2
	認可外保育施設(市外)	0	0	0	0	0
過不足(B-A)		-63	-53	-42	-39	-35

【提供の方策・実施の方針】

量の見込みに関しては、実申し込み数を上回る数量として予想していますが、過去の申し込みの傾向を鑑みると、計画年度中に需要に対する供給が足りることになると考えています。需給状態を常に把握し、変動に応じて対応を図ります。

3号認定（1-2歳・保育必要・認定こども園保育園部）

【量の見込みの算出】

ニーズ調査による算定値に実態との乖離が見られたため、直近3年度の利用実績の平均値を基に見込みました。その結果に、潜在ニーズの存在を勘案して約10%の上乗せを行い、将来児童人口の推移を加味して見込みました。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	(市内)	515	505	495	486	477
	(市外)	5	8	3	3	3
確保方策(B)	特定教育・保育施設	417	435	456	451	451
	特定地域型保育事業	33	43	43	43	43
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設	8	8	8	8	8
	特定教育・保育施設(市外)	67	61	52	45	38
	特定地域型保育事業(市外)	3	2	2	2	2
	認可外保育施設(市外)	0	0	0	0	0
過不足(B-A)		8	36	63	60	62

【提供の方策・実施の方針】

計画年度中に、需要に対する供給が足りることとなります。需給状態を常に把握し、変動に応じて対応を図ります。

なお、計画各年度における満3歳未満の子どもの想定保育利用率[※]は以下の通りです。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計人口(0~2歳)	1,129	1,135	1,144	1,135	1,127
保育利用率	51.46%	54.53%	56.73%	56.82%	57.23%

※国の基本指針では、3号認定の「保育利用率」の目標値を設定することとされています。保育利用率は「市内の特定教育・保育施設+特定地域型保育事業、いずれも3号認定の確保方策」÷「推計人口(0~2歳)」により算出した数値としています。

3 教育・保育の一体的提供推進

教育・保育の一体的提供（幼保一体化）については、幼稚園が認定こども園に移行すれば、保育園児の受け入れが可能となり、特に0～2歳児の潜在的保育ニーズに対する対応強化が図られることも考えられます。

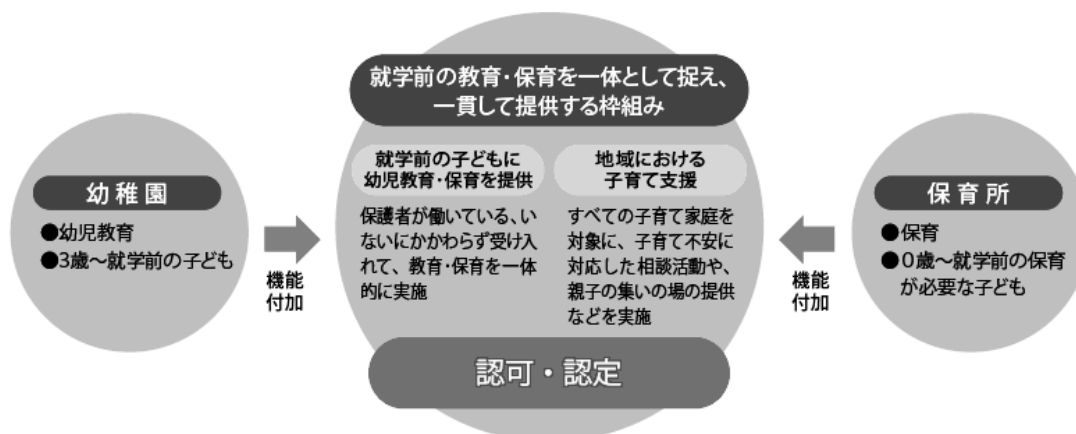
一方、幼保一体化では、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を総合的に行う環境整備の観点なども重要です。

小城市で全ての私立幼稚園がすでに認定こども園となっています。今後、公立施設においてどのように展開していくのが課題です。

保育所・幼稚園のいずれも公立施設を持っている小城市では、人材面・ノウハウ面でも幼保一体化施策を推進する要件が整っていると考えられます。

公立の幼保一体化施設の実現へ今後も慎重に検討し、また、希望する事業者のニーズに合わせ、今後の対応を図ります。

【認定こども園の概要イメージ】



(出典:内閣府ホームページ)

4 教育・保育施設の質の向上及び教育・保育等の円滑な利用について

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、施設設備等の良質な環境の確保と、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図らなければいけません。

また、国際化の進展に伴い、いわゆる外国につながる幼児の増加が見込まれています。その幼児が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、保護者及び教育・保育施設等に対する支援をしていきます。

子どもの健やかな育ちを保障し、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するため、以下の取組を進めます。

職員配置の充実

「子ども・子育て支援新制度」においては、施設や事業の整備及び運営に関する基準について、国が定める基準を踏まえ、自治体ごとに条例で基準を定めることとなっています。これに伴い、小城市でも条例制定を行いました。

そのうち「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」において、「家庭的保育事業」の職員数については「乳幼児3人に1人（家庭的保育補助者を置く場合には、5人につき2人）」という国の基準に加え、「職員は2人を下回らない」という市の独自基準を設けています。

このように、国による最低基準にとらわれず、状況に応じて基準の見直しなどを柔軟に行っていきます。

職員の資質向上に向けた研修等の充実

保育士・幼稚園教諭の資質向上を目指した研修内容や研修機会の充実を図るとともに、保育所・幼稚園の幼児教育に係る情報交換を進め、相互理解を促進するための合同研修等の充実を図ります。

具体的には、「小城市幼児教育振興計画」の方針も踏襲し、下記を推進します。

- 職員の処遇改善を始めとする労働環境への配慮
- 幼児教育アドバイザーの育成と配置
- 指導力向上のための園内研修の充実
- 専門性向上のための園外研修参加
- 研究公開の推進
- 高等教育機関との連携

小城市幼児教育・保育ネットワークの活用

小城市には、幼児期の教育・保育施設が連携可能な仕組みとして「小城市幼児教育・保育ネットワーク」があります。前述の各種研修会への参加奨励、園内研修の促進などにおいて、このネットワークを活用していきます。

外国につながる幼児への支援・配慮について

国際化の進展に伴い、帰国子女や外国籍の幼児、両親が国際結婚の幼児などいわゆる外国につながる幼児の増加が見込まれています。その幼児が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、外国人等の在住状況や出身地域等を踏まえ、保護者及び教育・保育施設等に対する支援をしていきます。

- ・子育てに関する相談可能な一元的な行政窓口の設定、教育・保育施設の利用に必要な手続き・募集の状況等の外国語によるホームページ掲載など、子育てに事業の利用に関する情報へのアクセス向上を図る予定です。
- ・各施設の希望に応じた通訳ボランティア派遣等の外国語対応支援、外国の文化・習慣・指導上の配慮等に関する研修の実施など、外国につながる幼児を受け入れる教育・保育施設等の事業者や幼稚園教諭・保育士等に対して支援します。
- ・保育所等が通訳等を活用する場合の補助（保育体制強化事業）、外国人等の子どもを多く受け入れている保育所等における、保育士の追加配置に係る補助（家庭支援推進保育事業）等の活用します。

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化に伴い新設された「子育てのための施設等利用給付制度」の実施について、公平かつ適正な支給の確保や保護者の経済的負担の軽減、利便性等を勘案し、給付を行っていきます。

また、特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導監督等については、佐賀県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供や立入り調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることとされていることから、情報共有、連携を図りながら適切に取り組むこととします。

5 幼・保・小連携の体制強化

幼児期は、人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期で、小・中学校までの義務教育と連続する教育課程であるという認識に立ち、就学前教育としての教育方針や目標、保育サービスなどの整合性を図ります。

保育所における「保育目標」、幼稚園における「教育目標」について、小城市としての整合を図るとともに、「発達や学びの連続性」を確保するため、保育所・幼稚園・認定こども園と小学校との連携を実現するためのプログラムを研究していきます。

教育・保育に関わる人的な面では、幼・保・小が互いに情報を提供するとともに保育士・幼稚園教諭や小学校教員の相互理解を深めるための研修を引き続き充実させていきます。

また、保育を必要とする幼児について、小学校就学後、円滑に放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）が利用できるよう相互の連携を図ることとします。

6 地域型保育事業と教育・保育施設との連携、地域一体の支援

地域型保育事業の利用者が、特定教育・保育施設の利用への移行が必要となった時、教育・保育サービスの継続的な提供を受けられるよう、幼稚園・保育所・認定こども園に対し「連携施設」として需要を受け入れることを要請しています。

また、家庭・地域社会と幼稚園・保育所・認定こども園が一体となって子どもを育てる支援体制を構築するため、地域の住民と幼児やその保護者との交流等の機会を創出し、地域に開かれた教育・保育施設づくりの推進を目指します。

第7章 地域子ども・子育て支援事業等の実施

国から提示される基本指針等に沿って、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定め、設定した「量の見込み」に対応するよう、地域子ども・子育て支援事業等によるサービス供給（確保の方策）及び実施時期を以下の通り設定します。

1 地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援事業

子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供、助言などを含めた相談支援を行う事業です。

（基本型）

子ども及びその保護者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、相談支援を実施する事業です。

（母子保健型）

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する事業です。

【量の見込みの算出】

ニーズ調査では算出されません。事業実施予定か所数のみの記載としています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型 実施か所数(確保方策)	1	1	1	1	1
母子保健型 実施か所数(確保方策)	1	1	1	1	1

【提供の方策・実施の方針】

育児相談等は、子育て世代包括支援センターの中で引き続き行い、市役所の窓口1か所で専門の職員による情報提供や関係機関との連絡調整等の実施をしています。

② 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

【量の見込みの算出】

ニーズ調査による算定値に実態との乖離が見られたため、直近3年度の利用実績の平均値を基に見込みました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	15,282	15,073	15,031	14,766	14,515
確保方策	15,282	15,073	15,031	14,766	14,515
実施か所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
サテライト会場(見込み)	2,415	2,396	2,384	2,367	2,352

(年延べ)

【提供の方策・実施の方針】

今後も現在と同等の体制での実施を継続します。同体制で、見込まれる需要の全数を確保できると考えます。

③ 妊婦健康診査

妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。

【量の見込みの算出】

ニーズ調査では算定されません。児童人口推計により、今後の各年度の0歳児推計人口にて見込みました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	367	360	355	348	342
確保方策	367	360	355	348	342
実施体制	佐賀、福岡、長崎県の医師会に加入している医療機関で受診				

【提供の方策・実施の方針】

妊娠届出時に契約医療機関において利用できる健診票を最大14枚発行します。
契約医療機関以外の医療機関において受診した場合（県外での里帰り出産など）についても健診費用を助成します。

④ 乳児家庭全戸訪問事業

子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の目的で、生後4か月までの乳児の全ての家庭を訪問する事業です。

【量の見込みの算出】

ニーズ調査では算定されません。児童人口推計により、各年度で生まれる人口(0歳)を対象に実施するものとして見込み量を算定しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	367	360	355	348	342
確保方策	367	360	355	348	342
実施体制	保健師及び母子保健推進員による訪問				

【提供の方策・実施の方針】

引き続き、保健師・母子保健推進員による訪問を実施し、拒否する家庭を除き 100%の実施率を目指します。

⑤ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の養育能力を向上させるための支援（養育に関する相談・指導・助言など）を行う事業です。

【量の見込みの算出】

ニーズ調査では算定されません。過去最大の実績値を基に、計画年度中の0-18歳推計人口に変動率を乗じて見込みました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	177	174	172	169	166
確保方策	177	174	172	169	166
実施体制	保健師及び家庭相談員等専門員による訪問				

【提供の方策・実施の方針】

平成26-30年度の実利用世帯数は最大185世帯でした。
引き続き、保健師及び家庭相談員等専門員による指導を実施します。現状の体制で量の見込みには対応可能なため、確保方策は100%としています。

⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。

【量の見込みの算出】

ニーズ調査では数値が算出されませんでした。過去最大の実績値を基に、今後の利用の伸びを考慮して見込みました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	16	16	16	16	16
確保方策	16	16	16	16	16

(年延べ)

【提供の方策・実施の方針】

現在、市外4か所の施設(2歳未満児1か所、2歳以上児3か所)で実施されています。宿泊を伴う預かりについては、今後もニーズの高まりによって検討を進めますが、施設を市独自で設置することは当面困難な状況です。ホテル・宿泊施設との提携など様々な実施の可能性を今後も探っていくこととします。

⑦ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）：就学児対象

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）が登録し、子育ての相互援助活動を行う事業です。

ここでは、ファミリー・サポート・センター事業のうち、就学児を対象とする預かり等の量の見込みと確保方策について記載しています。

【量の見込みの算出】

（低学年）ニーズ調査による算定値に実態との乖離が見られたため、利用実績を見込み独自に算定を行いました。

（高学年）ニーズ調査による算定値に実態との乖離が見られたため、利用実績を見込み独自に算定を行いました。

低学年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	348	345	336	331	327
確保方策 (ファミリー・サポート・センター)	348	345	336	331	327

(年延べ)

高学年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	361	354	348	340	332
確保方策 (ファミリー・サポート・センター)	361	354	348	340	332

(年延べ)

【提供の方策・実施の方針】

小城市はファミリー・サポート・センターが比較的充実しており、平成30年度の登録会員は援助を受けたい会員（依頼会員）が649人、援助を行いたい会員（協力会員）が55人となっています。しかし近年は協力会員が微減の傾向にあり、需要の掘り起こしとともに、協力会員の充実も今後も課題となっています。

市内全域への広報を始め、サポーター養成講座、研修会等を開催し、利用会員・協力会員ともに増加を図ります。

⑧ 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所その他の場所において、一時的な預かりを行う事業です。幼稚園の一時預かりと、幼稚園以外での一時預かりの別に量の見込みと確保方を設定します。

【量の見込みの算出】

ニーズ調査による算定値に実態との乖離が見られたため、利用実績を見込み独自に算定を行いました。

幼稚園預かり保育は、ニーズ調査での定期的教育・保育を利用していない層に絞り、今後の児童人口推計と定期利用者の潜在ニーズを勘案し見込みました。

幼稚園以外での預かり保育は、ファミリー・サポート・センターでの対応となるため、過去の利用実績から就学児対象と病児保育の利用を想定する供給量を差し引いて見込みました。

幼稚園預かり保育（幼稚園型）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	12,444	12,193	11,607	11,450	11,293
確保方策 (幼稚園の一時預かり)	12,444	12,193	11,607	11,450	11,293

(年延べ)

幼稚園以外での預かり保育（幼稚園型以外）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,367	1,354	1,341	1,326	1,298
確保方策 (ファミリー・サポート・センター)	1,367	1,354	1,341	1,326	1,298

(年延べ)

【提供の方策・実施の方針】

幼稚園以外での預かり保育について、保育所等での一時預かりの拡充は定員数や施設の受け入れ体制から当面難しい面があります。ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）を今以上に活用し、ニーズに対応していきます。

⑨ 延長保育事業

保育所利用者を対象に、通常の保育時間以降に保育を希望する場合に提供する事業です。

【量の見込みの算出】

ニーズ調査による算定値に実態との乖離が見られたため、利用実績を見込み独自に算定を行いました。

現在、在園児から時間外保育の要望があれば100%対応をしているため、直近で3か年の伸びも考慮して算定しています。児童人口は減少傾向ですが、今後も利用の伸びを考慮し、量の見込みは以下の通りとしています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	652	641	624	615	605
確保方策	652	641	624	615	605

【提供の方策・実施の方針】

現状の体制での供給を引き続き実施します。

⑩ 病児保育事業

病児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを医療機関や保育所の付設の専用スペースなどで一時的に預かる事業です。

【量の見込みの算出】

ニーズ調査による算定値に実態との乖離が見られたため、独自に算定を行いました。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		661	673	680	678	675
確保方策	病児保育事業	575	590	600	600	600
	ファミリー・サポート・センター	86	83	80	78	75

(年延べ)

【提供の方策・実施の方針】

病児保育事業としては、現在、市外の小児科に併設した保育施設3か所と契約して実施しています。また、軽い病気の時、病後の回復期、感染症で登園・登校ができない時等はファミリー・サポート・センターでの対応を実施しています。また、新設の病児事業を令和2年に開始し、新体制での対応とします。

⑪ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が就労、疾病その他の理由により、昼間家庭において適切な育成を受けられない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。

本事業は、小学校区と同じ8区域を提供区域とします。

【量の見込みの算出】

ニーズ調査の結果と各小学校区の利用実績を基に見込みました。

桜岡校区

<全学年>

（単位：登録人数）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	42	42	42	41	40
	2年生	34	33	33	32	31
	3年生	29	28	28	27	27
	4年生	13	13	12	12	12
	5年生	6	6	6	6	6
	6年生	3	3	3	3	3
②確保の内容		140	140	140	140	140
差(②-①)		13	15	16	19	21
実施か所数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

三里校区

<全学年>

(単位:登録人数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	9	9	9	8	8
	2年生	5	5	5	5	5
	3年生	4	4	4	4	4
	4年生	4	4	4	4	4
	5年生	3	3	3	3	3
	6年生	1	1	1	1	1
②確保の内容		30	30	30	30	30
差(②-①)		4	4	4	5	5
実施か所数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

晴田校区

<全学年>

(単位:登録人数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	28	27	27	26	26
	2年生	21	21	20	20	19
	3年生	10	10	10	9	9
	4年生	7	7	7	7	6
	5年生	7	7	7	7	6
	6年生	1	1	1	1	1
②確保の内容		90	90	90	90	90
差(②-①)		16	17	18	20	23
実施か所数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

岩松校区

<全学年>

(単位:登録人数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	20	19	19	19	19
	2年生	9	9	9	8	8
	3年生	15	14	14	14	14
	4年生	8	8	8	7	7
	5年生	4	4	4	4	4
	6年生	6	6	6	6	6
②確保の内容		70	70	70	70	70
差(②-①)		8	10	10	12	12
実施か所数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

三日月校区

<全学年>

(単位:登録人数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	59	59	58	57	56
	2年生	46	46	46	44	44
	3年生	42	42	42	41	40
	4年生	27	26	26	25	25
	5年生	10	10	10	9	9
	6年生	5	5	5	5	5
②確保の内容		210	210	210	210	210
差(②-①)		21	22	23	29	31
実施か所数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

牛津校区

<全学年>

(単位:登録人数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	36	36	36	35	34
	2年生	32	31	31	30	30
	3年生	17	16	16	16	16
	4年生	21	20	20	20	19
	5年生	3	3	3	3	3
	6年生	7	7	7	7	7
②確保の内容		115	115	115	115	115
差(②-①)		-1	2	2	4	7
実施か所数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

砥川校区

<全学年>

(単位:登録人数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	11	11	11	10	10
	2年生	7	7	7	7	6
	3年生	6	6	6	6	6
	4年生	13	13	12	12	12
	5年生	5	5	5	5	5
	6年生	2	2	2	2	2
②確保の内容		60	60	60	60	60
差(②-①)		16	16	17	18	19
実施か所数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

<全学年>

(単位:登録人数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	26	25	25	25	24
	2年生	14	14	13	13	13
	3年生	8	8	8	7	7
	4年生	7	7	7	7	6
	5年生	1	1	1	1	1
	6年生	0	0	0	0	0
②確保の内容		60	60	60	60	60
差(②-①)		4	5	6	7	9
実施か所数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【提供の方策・実施の方針】

現施設での利用可能人数を基に確保方策を計画しています。余裕教室や教室として利用できそうなスペースの確保・専用施設の建設を想定し、利用可能人数の増を目指すこととします。

新・放課後子ども総合プラン

引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後児童クラブ」及び「放課後子ども教室」の計画的な整備等を推進することを目的に、「新・放課後子ども総合プラン」が国により策定されました。

【令和6年度までの実施の方針】

小城市では、国の「新・放課後子ども総合プラン」に沿い、放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)の推進と併せて、「次世代育成支援に関する施策」にて実施する「放課後子ども教室」についても、一体型の事業実施を目指し、関係課の連携により学校施設の使用計画・活用状況等の協議を行っていきます。両事業の連携や、両事業による総合的な実施場所の拡充、双方の利用児童が交流できる仕組みづくり、プログラム開発などを図ることとします。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

新制度による新規事業です。世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業です。国の制度により、実費がかかる費用について低所得世帯への支援を継続していきます。

【実施の方針】

幼稚園や保育所の保育料は、国が定める公定価格を基に各市町村が条例により利用者負担額を設定することとなっています。ただし、施設によっては、実費徴収などの上乗せ徴収を行う場合があると想定され、本事業は、その実費徴収について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。

小城市においては国の方針等による財源の確保等を踏まえて制度設計を行っています。

⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。国の制度により実施を希望する事業者のニーズに合わせ、今後の対応を図ります。

【実施の方針】

特定教育・保育施設について、市内への民間事業者の新規参入にはその後の事業継続の観点などから難しい面もあると思われます。一方、不定期・一時的・小規模な保育についてニーズも認められることから、特定地域型保育事に当たる「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」等の新規参入や事業立ち上げの促進について検討していくこととします。

新規事業者が円滑に事業を開始・実施できるよう、実地支援、相談・助言、他の保育事業等の連携施設あっせん等も検討します。

多様な主体の参入に当たっては質的な担保も重要であることから、当該事業者が基準を満たす状況を維持できているかをチェックする体制づくりも同時に必要と考えます。

【公立保育所、公立幼稚園の民営化について】

本事業に関連すると思われる課題として、小城市では公立保育所、公立幼稚園の民営化の議論があります。

保育所や幼稚園の民営化は、民間活用によって多様化するニーズへの対応が期待できる側面もありますが、標準的な保育・幼児教育を行い、基準となる保育・幼児教育施設の在り方を示すことや、先駆的な研究・開発に取り組むという点において公立施設の意義にも重要なものがあります。公立保育所、公立幼稚園の民営化については、今後も慎重に検討を進めていく必要があります。



2 産休・育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

保護者が産後の休業及び育児休業後の希望する時期に、円滑に特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を利用できるよう、以下の事業等を通じて保護者に対する情報提供や支援を行うとともに、本計画による教育・保育サービスの整備を着実に進めます。

- 利用者支援事業（母子保健型）による情報提供・利用支援
- 地域子育て支援拠点事業を通じての情報提供
- 妊婦健診事業を通じての情報提供
- 乳児家庭全戸訪問事業を通じての状況把握・情報提供

3 専門的な知識及び技術を要する支援の県施策との連携

児童虐待防止、ひとり親家庭（母子家庭及び父子家庭）の自立支援、障がい児など特別な支援が必要な子どもに対応する施策など、子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関して県が行う施策については、積極的に連携を図り、市の実情に応じた施策を関係各機関とも調整しながら進めることとします。

（1）児童虐待防止対策の充実

小城市においては、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域資源や児童委員をはじめとした「地域のちから」を活用して子ども虐待の発生予防をするほか、早期発見、早期対応に努めます。また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるよう、これに先立ち、関係機関との連携を強化し、密接に情報を共有していくことが不可欠です。

①関係機関との連携及び小城市における相談体制の強化

小城市における子ども・子育てに関する相談体制は、「社会福祉課」を始め、「健康増進課」「教育委員会」の各行政機関のほか、幼稚園、保育園、認定こども園、小・中学校などにおいて、子どもに関わる相談ができる体制になっています。

また、小城市独自の小城市子ども支援センターでは、小学生や中学生本人はもちろんのこと、その保護者や教職員等からの相談もできる体制となっています。これらの相談体制により、子どもが安心して安定した家庭を含む社会生活を送ることができるよう環境整備に努めています。

また、子ども虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のためには、これらの相談

体制をもとに関係機関の連携並びに情報の収集及び共有により、子育て世帯への支援を行う必要があります。

関係機関との情報共有、連携を図ることにより、実際の子ども虐待事例への対応を始め、要保護・要支援児への組織的な対応及び評価を確保するため、関係機関へ専門性を有する職員の配置や、県が実施する講習会等への参加等を通じた体制の強化及び資質の向上を図ります。

さらに、一時保護などの実施が適当と判断した場合や児童相談所の専門性や権限を要する場合には、児童相談所長などへの通知を行うほか、児童相談所に適切に援助を求めつつ、相互に協力して、子ども虐待による死亡事例等の重大事例の発生を食い止める体制を強化します。

②発生予防、早期発見、早期対応等

子ども虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等への速やかかつ適切な支援につなげるようにします。

また、児童福祉、母子保健の各担当部局が日頃から緊密な連携を図るとともに、医療機関とも効果的な情報の提供及び共有を行い、連携体制を強化していく必要があります。さらに地域資源や児童委員を始め「地域のちから」を活用して子ども虐待の防止に努めます。

（２）ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援は、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して佐賀県が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を四本柱として総合的な自立支援を推進します。

（３）障がい児施策の充実

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療、適切な療育の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診査等の実施及び

内容の充実と、乳幼児や児童に関係する機関との連携を強化していきます。

また、障がい等により支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにするために、自立支援医療（育成医療）の給付や障害児通所給付のほか、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の適切な提供を行うため、広域的な支援が必要です。

特に、自閉スペクトラム症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障がいのある子どもには、障がいの状態に応じて、その子の可能性を最大限に伸ばし、その子どもたちが自立して社会参加するために必要な力を養うため、一人ひとりの希望に応じた適切な教育上の支援等を行う必要があります。

小城市では、子ども支援センターを設置しており、専門機関による保育園等訪問支援事業の活用、小学校における学習障がい及び自閉症を対象とした通級指導教室の設置など就学支援を含めた教育支援体制を推進しているところです。

そのためには、特に発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことから、家族が適切に子育てを行えるよう家族支援を行うなど、乳幼児期を含め早期に適切な相談が受けられるよう本人や保護者には十分に情報を提供する必要があります。

幼稚園、保育園、小・中学校等においては、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めることで、保護者の障がい受容及びその後の円滑な支援につなげていくことが重要です。併せて、本人と保護者、行政、教育委員会、学校等が、教育上必要な支援等について適切な連携、相談体制により合意形成を図ることが求められます。

さらに、医療的ケア児支援のために保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が一同に会し、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報提供を図り連携していくための協議の場の設置を目指しています。

これからも保健、医療、福祉、教育等の各種施策連携を強化し、一貫した総合的な取り組みを推進します。

4 職業生活と家庭生活との両立支援に向けた雇用環境の整備

職業生活と家庭生活の両立を支援するためには、保育サービスの充実を図るとともに、雇用環境の整備も重要です。以下の取り組みを進めることとします。

企業等への啓発（21世紀職業財団で実施）

従業員の子育て支援に積極的に取り組むことを宣言する企業・事業所に対し県が登

録証の交付、宣言実行のサポートを行い、宣言企業を県発行のリーフレットやホームページで紹介する「子育て応援宣言事業所」登録制度への取り組みを継続します。

また、残業時間の上限規制と働き方改革法案の成立に伴い有給休暇取得の義務化、さらに、育児休業の取得率等の向上について事業主等に対して意識啓発を実施します。

保護者への啓発

広報誌等による育児・介護休業に関する関係法令の周知・啓発を継続します。

5 子どもの安心・安全な環境の充実

国は、登下校時における子どもの安全確保について平成30年6月22日「登下校防犯プラン」として対策を取りまとめました。

従来の見守り活動に限界が生じ「地域の目」が減少した結果、学校から距離のある自宅周辺で子どもが1人で歩く「1人区間」等において、「見守りの空白地帯」が生じています。この「見守りの空白地帯」における子どもの危険を取り除くため、登下校時における総合的な防犯対策を強化することが急務であると言えます。

令和元年4月19日、豊島区で発生した暴走した乗用車による親子の交通死亡事故、5月8日大津市で発生した園児の交通死亡事故など、子どもが犠牲となる事故、高齢運転者による事故が相次いで発生しました。

国では、令和元年6月18日「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」を決定しました。まず、緊急に取り組む対策として、子どもを交通事故の被害から守るため、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等の安全確保を早急に進めることとしました。

小城市でも早急な対応をし、子どもの安全・安心な環境を充実させることが急務として以下のような方針をまとめ、今後取り組んでいくこととします。

施策の方針について

■未就学児が日常的に利用する道路や小学生などの通学路の安全確保について

子どもを交通事故の被害から守るため、未就学児を中心に日常的に利用する道路などの通学路の緊急合同点検を実施します。小城市交通安全計画も踏まえた上で、各道路管理者、小城警察署、幼稚園、保育園、認定こども園、小学校や中学校、PTAや地域住民と連携して市内の通学路等の点検を実施し、整備が必要な場合には各幼稚園、保育園、認定こども園、小学校や中学校からの要望を踏まえて、道路交通安全環境の

整備推進をしていきます。

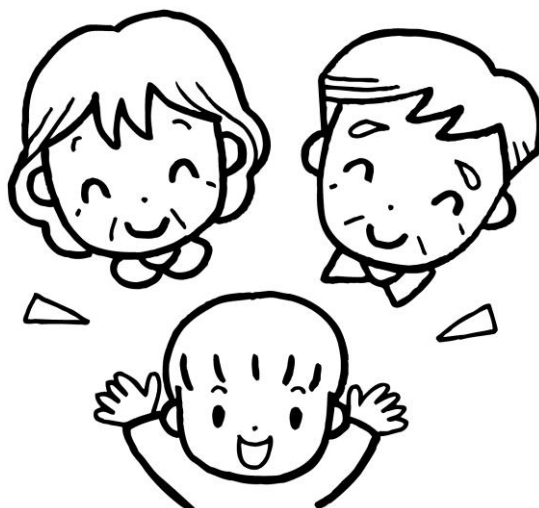
また、得られた情報については小城市地域安全マップ等の作成時の情報提供にも使用していきます。さらに、子どもの通行が多い生活道路等は適切な交通指導取締りを小城警察署へ要望をしていきます。

■高齢者の安全運転を支える対策について

年4回の交通安全運動時に開催される高齢者交通安全教室への参加を促し、高齢者の安全に運転する技術の維持を基本とします。75歳以上を対象とした臨時認知機能検査・臨時高齢者講習制度の広報、また、安全運転サポート車の普及や運転免許証の自主返納への各種支援策の広報・啓発などをより一層進めていきます。

■高齢者の日常生活の移動を支える取組について

今後の検討になりますが、免許返納後の高齢者の移動の足となる公共交通機関以外での相乗りや定額タクシーなどの取組や自動運転技術を取り入れた新しいモビリティの活用など高齢者福祉計画を踏まえ検討課題としていきます。



第8章 生活困難な子育て世帯への支援の充実について

1 背景と施策の基本目標

家庭の生活困難な状況が、子どもの学力や進学、就労等にも影響することにより、世代を超えて連鎖してしまうことが大きな社会問題となっていることから、生活困難度の高い子育て世帯への対策に取り組むことが急務となっています。

全ての子どもたちの将来が、その生まれ育った環境にかかわらず夢や希望がかなえられるよう、また、生活困難な状況が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもたちの実態を把握し、生活困難な子育て世帯への支援を総合的に推進するための基本的な方向性を定めることを目的として、佐賀県が策定した「佐賀県子どもの貧困対策推進計画」と「第3次佐賀県ひとり親家庭等自立促進計画」に準じて、小城市では5つの基本目標「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者の就労支援」、「経済的支援」、「支援体制の整備」を定めて、基本目標に沿った取組を実施していきます。

2 施策の展開について

基本目標 1

教育の支援

育った環境により受けられる教育に差が出ないように、それにより将来の選択肢が狭められることがないように、児童・生徒の学力向上の促進や学習機会が不足しないための各種制度や支援の実施を推進するとともに、子どもたちが学校のことで悩みを抱え込まないように、相談支援の充実を図ります。また、より地域の実態に合わせたきめ細かい支援ができるよう、地域と協働で子育て・教育支援を推進します。

- (1) 学校を中心とした総合的な教育支援の展開
- (2) 幼児教育の経済的負担の軽減及び教育環境等の整備
- (3) 就学支援の充実
- (4) 生活困窮世帯等への学習支援
- (5) その他の教育支援

基本目標 2

生活の支援

子どもの生活は、保護者の生活状況に大きく左右されるため、保護者が健全な生活習慣の確立や安定した生活を過ごすための自立支援を行い、家庭ごとの実情に応じた生活環境改善を支援します。また、子どもが安心して過ごせる場の確保・提供に努めます。

- (1) 保護者の生活支援
- (2) 子どもの生活支援
- (3) 中学校卒業後の子どもの就労支援
- (4) その他の生活支援

基本目標 3

保護者に対する就労支援

子どもの安定した生活環境を確保するためには、保護者の就労による安定的な収入の確保が求められます。そのため、保護者が就労を継続しやすい環境を整えるとともに、就職に関わる相談支援を行います。

- (1) 保護者に対する就労支援

基本目標 4

経済的支援

ひとり親家庭など生活が困難な世帯を支援するため、経済的支援を行うとともに、各種制度の適切な情報提供に努めます。

- (1) 経済的支援

基本目標 5

支援体制の整備

保育・教育機関を始め、地域や専門機関など、子どもに関わる様々な関係機関の連携等による継続的な支援体制の整備・強化を図ります。

- (1) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備等

第9章 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握し、地域における保育・教育・福祉・保健・医療などの関係機関や子育て支援団体等と一層の連携を図ります。

1 関係機関等との連携

本計画は、福祉、教育、保健・医療、労働、生活など広範囲に関わるものであり、計画の推進に当たっては、行政だけでなく市民参画のもと、企業や関係団体が互いに連携しながら一体となって進めていくことが重要です。

庁内の体制

各施策を効果的かつ確実に進めていくために、福祉、教育、保健・医療を始めとする関係各部課や市関係機関との横断的な推進体制の強化を図ります。

全ての職員が子どもやその家庭の状況に配慮し職務を遂行するよう、知識と意識を高めていきます。

市民・機関との協働

社会全体で子育て支援に取り組むために、家庭、地域、学校、企業、関係団体等が本計画の基本理念を共有し、子ども・子育て支援に主体的な取り組みが行えるよう、計画内容の広報・啓発に努めます。

福祉、保健・医療、教育等の、市の所管によらない関係機関とも一層の連携を強化し、施策に関する問題やニーズを常に把握しながら計画実施に反映していきます。

国・県との連携

市は、市民に最も近い行政として、子どもやその家庭のニーズを的確に把握し、国や県に対し施策や制度の提案・提言、必要な行政上の措置の要請を行うとともに、近隣市町村とも密接な連携を図りながら施策を推進します。また、児童虐待等に関しては、児童相談所との連携強化も図っていきます。

2 計画の達成状況の点検・評価

子ども・子育て会議の運営

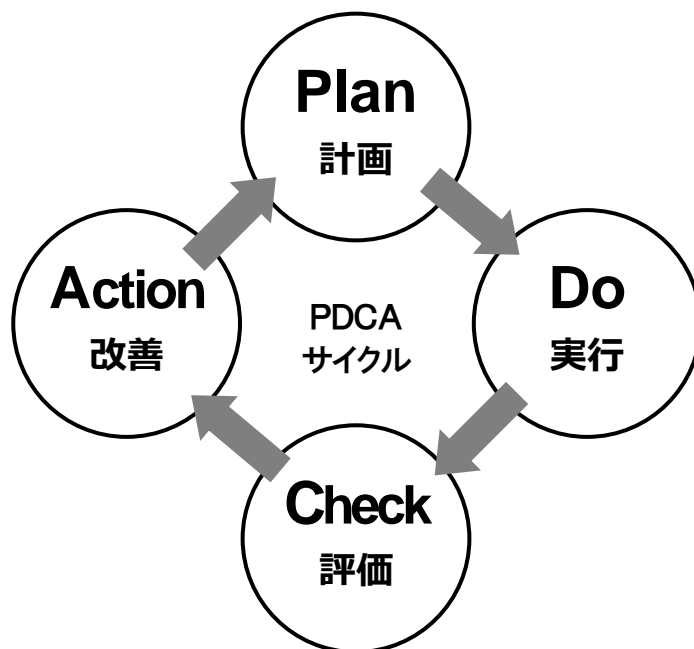
計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標を基に毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。

計画の公表、市民意見の反映

本計画は、市のホームページへの掲載、広報での紹介などを行い市民への浸透を図ります。

また、計画にて実施する事業や様々な活動の現場、家庭への訪問機会や保護者の事業利用・来訪などあらゆる場面を通じての意見・要望把握に努め、利用者の立場に立った施策・事業の推進を図ります。

▶ 計画の点検・評価サイクル



資料編

小城市子ども・子育て会議条例

○小城市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 7 月 1 日

条例第 11 号

改正 平成 26 年 12 月 19 日条例第 16 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、小城市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 法第 6 条第 1 項に規定する子どもの保護者（同条第 2 項に規定する保護者をいう。）
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(小城市幼児教育審議会条例の廃止)

2 小城市幼児教育審議会条例(平成19年小城市条例第32号)は、廃止する。

(小城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 小城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年小城市条例第34号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成26年12月19日条例第16号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

審議会等の会議の公開に関する指針

審議会等の会議の公開に関する指針

1 目的

この指針は、市民参加による公正で開かれた市政を推進するため、市民に対して審議会等の会議を公開し、その審議等の状況を明らかにすることにより、市政に対する市民の理解と信頼を深めることを目的とする。

2 対象

この指針の対象とする審議会等は、次に掲げるものとする。

- (1) 地方自治法第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関で法律又は条例に基づき設置されたもの
- (2) 附属機関に準ずる審議会等で、規則、要綱により設置されたもの

3 会議の公開の基準

審議会等の会議は、小城市情報公開条例（平成17年小城市条例第7号）第7条各号のいずれかに該当する情報について審議を行う場合を除き、原則公開として行うものとする。

4 公開・非公開の決定

- (1) 審議会等の会議の公開・非公開の決定は、審議会等の会長が当該会議に諮って行うものとする。
- (2) 審議会等は、会議を公開しないことを決定した場合には、その理由を明らかにしなければならない。

5 会議の公開の方法

- (1) 審議会等の会議の公開は、傍聴によるものとし、会場に傍聴席を設けるものとする。
- (2) 審議会等の会長は、会議を公正・円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとする。

6 会議開催の通知

審議会等は、審議会等を開催するに当たって、当該会議開催の1週間

資料編

前までに次の事項を小城市のホームページに掲載するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- ① 会議の名称
- ② 開催日時
- ③ 場所
- ④ 議題
- ⑤ 傍聴手続き（傍聴定員、注意事項等）
- ⑥ 問い合わせ先

7 会議等の結果の公開審議会等は、開催した会議の議事録又は議事概要を作成し、当該事務局において議事録又は議事概要を保存し、公開するものとする。

令和元年度 小城市子ども・子育て会議 委員名簿

条例第3条規定	NO	氏名	所属
学識経験を有する者(1号)	1	大庭 敏伸	元芦刈幼稚園園長
	2	野口 美奈子	小城市主任児童委員代表
	3	小森 尚美	晴田小学校校長
子育て支援に関する事業に従事する者(2号)	4	大平 兼久	小城市幼児教育・保育ネットワーク保育園部会 たちばな保育園園長
	5	蒲生 直毅	小城市幼児教育・保育ネットワーク幼稚園認定 こども園部会 牛津こどもの森園長
子どもの保護者関係者(3号)	6	川崎 祐樹	保育園保護者関係者 おひさま保育園
	7	百崎 直子	幼稚園・認定こども園保護者関係者 あしかりこども園
	8	犬山 麻里	小学校保護者関係者 放課後児童クラブ利用者 三日月小
市長が指名する者(4号)	9	南里 ひろ子	小城市社会教育委員代表
	10	船津 由美子	小城市社会福祉協議会 子育て支援関係者
	11	山本 康德	元小城市教育委員 小城市商工会会長
	12	古賀 和枝	母子保健推進員代表
公募委員	13	副島 久美子	公募
	14	田中 教弘	公募

用語解説

用語	定義・概要
子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」(以下、この項で「法」という。) ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部改正) ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」(関係法律の整備法: 児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正)
市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。(法第61条)
幼保連携型認定こども園	学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる(株式会社等の参入は不可)。 (認定こども園法第2条) ※ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育を言う。
子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。(法第7条)
教育・保育施設	「認定こども園法」第二条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所を言う。(法第7条)
施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所(教育・保育施設)を通じた共通の給付。(法第11条)
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。(法第27条)
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。(法第7条)
地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等(地域型保育事業)への給付。(法第11条)
特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」を言う。(法第29、43条)
小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。(法第7条)
家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の又はたはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)

用語	定義・概要
居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。 (法第7条)
事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。(法第7条)
保育の必要性の認定	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。 (法第19条) 【参考】認定区分 ・1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前子ども ・2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども) ・3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)
「確認」制度	給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。(法第31条) ※認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行う。
地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。 (法第59条)
学習障害(LD)	全般的な知的発達に遅れはないものの、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算または推論する」などの能力のうち、一部の取得と使用に困難を認める状態です。
注意欠如多動性障害(ADHD)	注意が散漫であることや、落ち着きがなく衝動的な行動をとることなどの特徴がある状態です。
自閉スペクトラム症	典型的には、相互的な対人関係の障害、コミュニケーションの障害、興味や行動の偏り(こだわり)の3つの特徴が現れます。それぞれの特性の強さや現れ方は子どもによって違いがあり、ある特性が特に強い場合や、成長に従って特性が変化することもあります。先天的なものですので、特性を完全になくすことは困難です。

第2期
小城市子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和2年3月

発行：小城市

編集：小城市役所 福祉部 社会福祉課

住所：小城市三日月町長神田 2312 番地 2

電話：0952-37-6107

FAX：0952-37-6162